

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館
分類
法務省
平成11年
4 A
排架番号
18
2122

裏面白紙

Exhibit 1  
AB 1/4 Project

Def. Doc. # 1077-A

松井將軍の聲明

此際、十月八日、午後五時、松井最高指揮官は、日本軍の大謹を明かにする聲明を發表した。

「本誠大命を拜して、閏外征虜の重責を負ひ、遂に江南の地に上陸せり。處の利劍は、今や鞘を放れてその神威を發揮本政府聲明の趣旨に基き、我權益並に居留民南京政府及び暴戾支那を驅逐し、その赤色勢力さ苟今せる閏外抗日武装を一掃せしめ、以て明朗なる東亞平和の基礎を確立するにあり。作戦地方無事の民衆に對しては、憐愍切なるものあり、即ち今は素より一般民衆を敵させさせ雖、苟もも我に抵抗加害するものは、その臣民の何たるを問はず、寸毫も假借するこざなかるべし。既に兵禍の災禍に遇ひ、或は生命財産の脅威を受けつゝある諸外國官民に對しては、同情眞に禁ずる能はざるものあり。列國権益に對しては、嚴善の努力を以て、これを尊重保護し、秋毫も冒すところなし。日本軍

裏面白紙

松井將軍の聲明

此際、十月八日、午後五時、松井最高指揮官は、日本軍の大義を明かにする聲明を發表した。

「本軍大命を仰して、閏外征虜の重責を負ひ、遂に江寧の地に上陸せり。附來、草の勢力充實し、遂處の利剣は、今や槍を放れてその神威を發揮せんさす。吾の使命は、日本政府聲明の趣旨に基き、我構局並に居留民の保護を全うする。併に、南京政府及び暴戾支那を讐讐し、その赤色勢力を苟令せる排外抗日政策を一擲せしめ、以て明朗なる東亞平和の基礎を確立するにあり。作戰地方無事の民衆に對しては、憤怒切なるものあり、即ち裡は素より一般民衆を敵させず。雖、苟とも我に抵抗加害するものは、その臣民の何たるを問はず、寸毫も假借することなからべし。既に兵禍の災禍に渦ひ、或は生命財産の脅威を受けつつある諸外國官民に對しては、同情眞に禁ずる能はざるものあり。列國權益に對しては、最善の努力を以て、これを尊重保護し、秋毫も冒すところなし。日本軍

裏面白紙

は克く仁、克く誠、海陸一致し、誓つて江南の妖雲を拂拂すべく、和平の  
晴天を望むの方に近きにあるは、本職の確信するところなり。

昭和十二年十月八日

上海方面陸軍最高指揮官

陸軍大將 松井石根

裏面白紙

Def. Doc. #1077-B

「中華民國人士に告ぐ」

さりとて、左の談話發表して、以て支那人民が、東亞の前途に最も三省すべきことを報告むた。

一、最近北支事變の勃發と共に、日支間の感情、頓に激發し、勢の起くゞころ、遂に戰線を擴大して、正に東寧百年の危局を招來せんとしたつあるは、兩國の爲に實に遺憾に耐へない。この時に當り、予は中國官民が夙に内外の情勢を靜視大観し、眞誠の道義に盡り、再省三省せんこさを廣く朝野の人士に望む次第である。猶豫自己に陶醉して、日本の實力を輕視し、或は赤化勢力苟合して、その存在を危うし更に又、民族復興運動のため、毎日、抗日を力説して、國輪統一、政權強化の具に供する如きは、正に國際道德の破壞であり、東洋平和の擾亂である。老子が口を細けば、言はんとする「打倒日本」が假りに實現し得たりとしてそれが中國五民族が幸福に生存し得ると思はるゝか、こんな見易い道理をされ難い筈はないのであるが、之を口にするを得ない状態に置かれてあるのは、實に嘆はしく思ふ。予が君子の反省を望むのは、實

裏面白紙

に國の為である。併て民國創立の先哲、孫中山氏が、中國の經典と共に  
常に東洋の平和を念願努力した事實を想起する必要がある。

云々日本が眞に庶幾しある所は日中の提携であつて、之が眞に東洋平和を  
圖求する大道なりと確信する。然しながら中野新野の思想、乃至對日感  
情が現在の如くならんか。遺憾ながらその排日抗日運動を想起し、今次  
事變の如き不經意發生の根柢を追跡するの趣がある。此の目的は茲に在  
るに外ならぬ。皇軍は容易く動くべきではないが、然しその一唐起たん  
か、徹底的に敵を殲滅し、出師の目的を達成せんとするのが吾人の信条  
である。此の目標とするところは、南京政府と抗日を除さであつて、一  
般民衆を作戦の対象とする考は毛頭無い、即ち從來南京嘗て政權の扶植  
に狂奔し來つた支那官民が、既往の迷夢から覺醒して正常に處るべきを  
は來たのだ。即ち眞に東洋平和の爲、我に伍せんとする者に對しては、  
され未だ亞塵に迷ひて我に抵抗し、或は我行動を妨害する者あらば、何等  
の假撫たく、和平之を尊愛するは、已むを得ないところである。

裏面白紙

住民の一等大衆中、直接戦火に遇ひ、或は生命財産の危険に曝されある者に對しては、予は深く同情を表すると共に、娘子が此様、何等流言に惑はさるゝことなく、須らく帝國軍隊に信頼して、暫らく駿馬の門外に在らんことを希望する。

三作戦地方の農民諸衆は、恰も五穀成穀の収穫期に際會し乍ら、自己安住の地を離れて、生業を休止するが如きは、正に天地の慈澤に歎へざるものであつて、予は深く遺憾に思ふところである。又はは妻に農家に送られる被服を一部發用したところもあるが、當時、住民不在の爲、直接交渉する相手無く、已むなく今日に及んでゐる。之等被用品に対する代價は、欣然實に於て支拂ふべきことを欲し、その機會の来るを待つてゐる次第である。誠懃なき民衆に對しては、寧は何等含むところ無きは、前夙夜予の所念するところである。戰場後方、我に守備地域の良民は須らんじてその責に拘すべきことを勸告する次第である。

裏面白紙

Def. Doc. # 1077 A-B

文書ノ居所ニ關スル證明書

本書ニ添付ヤル日本語ニテ書カレタル二〇四頁ヨリ成ル横山健堂著松井大輔傳ト題スル書籍ハ一九三九年 東京 ニ於テ著者ヨリ贈與ヲ受ケ爾來自分（本館）ニ於テ蔵置ヤル書籍ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月三日 於

松井石根

石署名捺印ハ自分ノ而前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同 日 於 同 所

立會人

伊藤

藤

清

裏面白紙

22-5-5 27(1)

Def. Doc. #1077-B

「中華民國人士に告ぐ」

さへして、左の談話を發表して、以て反鄧長老が、東亞の眞義に従り三省すべきことを報告した。

て最近北支事變の勃發と共に、日支間の機械、漁船に敵發し、旁の赴くところ、遂に戰線を擴大して、正に東亭百年の危局を招來せんとしたつあるは、兩國の爲に實に遺憾に耐へない。この時に當り、予は中國官民が夙に内外の情勢を警視大観し、東瀛の道義に盡り、再省三省せんことを廣く朝野の人士に望む次第である。猶善自己に陶醉して、日本の實力を輕視し、或は赤化勢力と苟合して、その存在を危うし更に又、民族復興運動のため、毎日、抗日を力説して、國體統一、政權強化の具に供する等の如きは、正に國際道德の破壞であり、東洋平和の擾亂である。老子が口を四けば、言はんとする「打倒日本」が假りに實現し得たりとしてそれが中國五民族が幸福に生存し得ると思はるゝか、こんな見易い道理をされ難い得ない筈はないのであるが、之を口にするを得ない状態に置かれてあるのは、實に嘆はしく思ふ。予が弟子の反省を望むのは、實

裏面白紙

に此の點である。實て民國創立の先哲、孫中山氏が、中國の復興と共に  
實に東洋の平和を念願努力し、畢竟を想起する必要がある。

云々日本が眞に庶幾しある所は日中の提携であつて、之が眞に東洋平和を  
圖來する大道なりと確信する。然しながら中間斷野の思想、乃至對日感  
情が現存の如くならんか。遺憾ながらその排日抗日運動を根絶し、今次  
事變の如き不祥事が發生の根因を以てするの疑がある。何の目的は故に在  
るに外ならぬ。烏はは容易く動くべきではないが、然しその一時起たん  
か、諭旨的に敵を撲滅し、出師の目的を達成せんとするのが吾人の信條  
である。この目標とするところは、南京政府と抗日を除さであつて、一  
般民衆を作戦の対象とする考は毛頭無い、即ち從來南京實業政務の扶植  
に狂奔し來つた支那官民が、既往の迷夢から覺醒して正常に運るべき業  
は來たのだ。即ち夙に東洋平和の爲、我に伍せんとする者に對しては、  
何は相撲へて、専んで與亞の大夢に從ふに考かでない。然し乍ら若しそ  
れ未だ夢夢に迷ひて我に抵抗し、或は我行動を妨害する者あらば、何等  
の假撃たく、斯乎之を唐突するは、已むを得ないところである。

裏面白紙

年季の一大大衆中、直接炬火に及び、或は生命財産の危険に曝されある若に對しては、予は深く同情を表する事に、端子が此様、何等流言に惑はさるゝこなく、須らく番回眞諦に信頼して、暫らく駄賃の闇外に在らんこさを希望する。

三作戻地方の農民諸衆は、恰も五穀成叢の収穫期に際會し乍ら、自己安住の地を離れて、生業を休止するが如きは、正に天地の憲憲に禱へざるものであつて、予は深く遺憾に思ふところである。又假は急に農家に送れる駄賃を一部徵用したところもあるが、當時、住民不在の爲、直接交渉する相手無く、已むなく今日に及んでゐる。之等収用品に對する代價は、欣然に於て支拂ふべきことを欲し、その機會の来るを待つてゐる次第である。敬意なき民衆に對しては、予は何等含むところ無きは、前説述の通りであつて、寧ろ進んでその安全を保障し生業を保護すべきは夙夜予の所念するところである。現場後方、我の守備地域の良民は須らく日本宣に信頼し、父祖英靈の眼る鄉邑を思慕して、速に農に歸り、安んじてその業に復すべきことを勧告する次第である。

*Exhibit 3/s Reject*

Note:

The attached document is the corrected document and should be substituted for the corresponding document which should be destroyed.

南京長沙の日・夜る

けふ正午の時間！

所軍に投降を勧告す

回答なければ茫乎遂擊

奉聞（九月發）

松井最高指揮官は本日正午飛行機により南京長

文を投下し十日正午までに回答を要求せり

城は正に我包圍下

今終の敗一利なし

特電（九日發）

を前に九日正午松井最高指揮官は南京防衛司令官唐生智に對  
の期限を付け十日正午迄に降伏する様命令より勸告文を

その全文左の如し

南京最終の日・来る

けふ正午の期限！

敵軍に投降を勧告す

回答なければ汗乎進撃

城は正に我包囲下

今朝の敗一利なし

「上海本社特電」（九日發）

②  
Ceet 1075  
南京總攻撃を前に九日正午松井景高指揮官は南京防衛司令官唐生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に降伏する様命令より勸告文を投下せしめたその全文次の如し

裏面白紙

南京最終の日、來る

けふ正午の斯間！

敵軍に投降を勧告す

回答なければ以て進撃

「上海本社特報」（九日發）

上海軍九日午後七時發表松井最高指揮官は本日正午飛行場により南京防衛司令官に對し撤降勧告文を投下し十五正午までに回答を要求せり

「撤降勧告全文」

城は正に我包圍下

今終の敗一利なし

「上海本社特報」（九日發）

南京總攻撃を前に九日正午松井最高指揮官は南京防衛司令官座生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に降伏する様飛行場より勧告文を投下せしめたその全文左の如し

裏面白細

大日本圖書公司  
總經理 石原

本勅告に對する回答は、十二月十五日正午、中山啓、句容溝上の歩橋に於て受領すべし、若しも舊軍が司令官を代表する責任者を派遣する時は該處に於て本司令官代表者との間に奉京城接收に関する必要の協定を遂

裏面白紙

本軍は已むを得ず南京攻略を開始せん  
行するの準備あり、若しも許指定時間内に何等の回答に接し得ざれば日

1911年1月15日

裏面白紙

文部成立ニ因スル説明書

私ハ帝國圖書館長ノ職ニ在ルモノナル底楚ニ添付セル日本語ニテ書  
カレタル「南京暴行の日記」ト題スル新聞記事ハ本館ノ保管ニ係ル昭  
和十二年十二月十五日附民新報ニ掲載セラレアリ同紙ノ正稿ナル抜萃ナ  
ルコトヲ證明ス

於東京

帝國圖書館長

田

溫

第二六號

昭和二十二年四月四日

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同上於同所

立會人上代

坂

原

198

十二月一日

No. 1  
Rejected  
Ref. No.

十二月十日附ジャパン・アドバタイザー紙掲載の二つの記事は、期せずして、人類に取つて貴重である物に對して、日支兩軍が採つたものであつてよい對照を成す態へ度を、甚だ鮮明に表はしてゐる。その一つの記事は、ニューヨーク・タイムス南京特派員の報道であつて、中國軍自身でこの中國の首都を徹底的に破壊した事を記述してゐる。

其は該特派員が、戰闘區域を數日間、視察した、中立國觀戰武官から聞つて書いたものであるが、中國兵は、南京の周囲の都市村落を破壊し、彼等の祖先が、又彼等自身汗を流して、蓄積した幾十億元の象徴たる文化施設を破壊した計りでなく、自國人の蠻行に唯まざうてゐる無辜の住民を假借なく殺戮してゐるのである。

他の一つの記事は、上海方面日本軍司令官松井石根大將が南京防衛中國軍司令官

72 % Rejected  
Ref Doc 1198 !

情報部長談話。

一九三七年十二月一日。

十二月十日附ジャパン・アドバタイザー紙掲載の二つの記事は、期せずして人類に取つて貴重である物に對して、日支兩軍が採つたものであつてよい對照を成す態度を、甚だ鮮明に表はしてゐる。その一つの記事は、ニューヨーク・タイムス南京特派員の報道であり、中國軍自身でこの中國の首都を徹底的に破壊した事を記述してゐる。

其は該特派員が、戰闘區域を数日間、視察した、中立國觀戰武官から聞いて書いたものであるが、中國兵は、南京の周囲の都市村落を破壊し、彼等の祖先が、又彼等自身銀行を流々と廃り、蓄積した幾十億元の象徴たる文化施設を破壊した計りでなく、自國人の蠻行に唯まじうてゐる無辜の住民を假借なく殺戮してゐるのである。

他の一つの記事は、上海方面日本軍司令官

松井石根大將が南京防衛中國軍司令官

に致した勧告の報道である。

右によると、松井司令官は、東洋文明の哀かう、この舊い城廓都市内の文化的史的施設を毀損する事なく其儘保存し度き、由を述べ、且無用なる人命の犠牲を無くし中國人が、平和裡に降服する事を促してゐる。

前線からの最近の報道によると、中國側は日本側の勧告を拒否した相である。この拒否が何を意味するかは、戦場からの續報を俟つて明瞭になるであらう。

然し中國軍が攻圍軍の猛烈襲撃に頑強ではあるが、無益の抵抗を試みるために、既に自國兵に住む可き家及び資財を奪はれたその地域の幾万無辜の民が、冬の嚴寒が近づいてゐる時、自然の儘に放置されねばならぬことは憐れな事である。であるから日本軍は、がる強情我慢の中國軍を徹底的に膺懲せねはなるまい。

Def Sac 1198

11.2

高鶴

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞放草

負傷兵締出し

非人道區まる文部事

(ニューヨーク特電) 八日發一南京攻陥の運命は刻一刻と近づきつつあるが、これ火事に包まざまた金陵公爵内の政府要路の大人物達の擴大美酒なる財宝も守護され得りづくが門扉は堅として閉され彼らはどこに行つてよいのか、いかなる方法を取つてゐるのかなす術を知らぬ有様である、八日南京軍管局は負傷兵をも城内にある負傷兵締出しを許さざる旨懇意を發し、あまつきへすでに城内にある負傷兵をも城外に送り出する旨決意したしかも南京守備のために戦つた支那兵は今後かかる無理な待遇のもとに自ら

鳥鷺

裏面白紙

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞社説

負傷兵輸出し

非人道區まる文部省

Des. No. 268  
一ニューヨーク特電八日發一南京破談の運命は刻一刻と近づきつつあるが、この首領を守る支那軍の動向とその過るべき極れな運命につきニュー・ヨーク、タイムス南京特派員は九日次の如く報道してゐる。焦土と化しつつある南京については既に長報したが、九日とくに記者の胸に備れを止めたものは、かつてその威容を南京以外に誇つてゐた化学研究所も遂に支那兵によつて火を放たれ火災に巻き込まれた金陵公圓内の政府要路の大入城の廣大美闊なる邸宅も守備兵の奸諑の攻撃の犠牲となつて炎上したことだ、南京前線の軍令の主張は誰も守りつくが門扉は堅として崩され彼らはどこに行つてよいのか、いかなる命令が彼らを待つてゐるのかなす術を知らぬ有様である、八日南京軍管局は負傷兵をも城内にあり負傷院の設備は殆ど缺けてをり外へ送るために

裏面白紙

力で何らの報功もなく右手を揮して城壁を迂回し揚子江に出て落ちのびるか  
然ざれば踏房に駆逐され死するよりほかなき退命に立ち至つてゐる。

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ附スル證明書

(三號)

自分岡田温ハ帝國圖書館長ノ職ニ居ル者ナル也、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞社蘋貢協

兵衛出し非入道極まる支那軍ト類スル書類ハ「舊信」ノ保管ニ係ル新聞ノ抜

率ノ正確ニシテ眞實ナル萬シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月三日於東京

帝國圖書館長 岡田 温

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

大室亮一

Der. Do. 2688

Kazuo Kono

高橋

EXHIBIT #

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞社草

狂ふ支那軍の大破壊

外人の寧事專門紙が果れる

「ニューヨーク特電八日登」云々ヨーク、タイムス、南京特派員はまさに一  
過若せんとする南京にある専門家の親身を八日次の如く報道してゐる。す  
なはち南京に踏み止つてゐる外國軍事専門家は最近四、五日間にわたつて  
支那軍の防衛戦線を観察したがその暴烈には驚嘆をぬ  
き、その間も支那軍はなんらの軍事目的もなく、ただや  
はち支那軍はなんらの軍事目的もなく、ただや  
物を立ち撞し爆弾つてゐるのであつて、専門的見  
な諒解に苦しむので、これは支那軍を痛も惜せ  
ぬと同時に日本軍に對しても大した痛撃を與へるとみるとのが至當である。」  
ただ這物が一軒もないで日本軍はこれを信誓にあてることが出来ず、テ  
ントを使用せねばならないといふ不謬からゐみだ。

それならよほせかういふ無謀が幾へて行はれつつあるのか、應された結果一  
の説明は支那軍がこの被撃行為によって確かにその演進を洩らしてゐると  
いふ恐るべき事實である。すなはち支那軍はの上下を通じて存在する、即ち本

裏面白紙

EXHIBIT #

Date, Dec., 20 2089

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞社草

狂ふ支那軍の大破壊

外人の事事聞ば果れる

「ニューヨーク時報八日登」云、ヨーク、タイムス、南京特派員はまさに「招若せんとする南京にある専門家の親姉を八日次の如く報道してゐる。すなほち南京に踏み止つてゐる外國軍事專門家は最近間、五日間にわたつて境外ならびに近郊の支那軍の防備状況を観察したがその暴露には愛護をぬかれてゐる形である。すなほち支那軍はなんらの軍事目的もなく、ただやたらにありとあらゆる事物を打ち壊し虐殺つてゐるのであつて、志向的見地からすれば全く無意味な諒解に苦しむもので、これは支那軍を肅も含めて」と同時に日本軍に対しても大した虐殺を與へるとみるとのが至當である。

まだ過物が一語もないので日本ではこれを信誓にあてることが出来ず、テントを焼却せねばならないといふ不調があるのみだ。

裏面白紙

2000, 2000, 2000

軍にはかなわぬ」といふ劣勢意識はかれらを驅つて狂氣の如き殘忍行爲をなさしめその犠牲は單に町や村落のみに止らず市にさへも及んでゐる。その昔成吉思汗の大軍がかつては榮華を誇つた数々の大都市も一變して焦土と化せしめて以來現在揚子江下流沿岸地方において行はれつつあるが、固き組織的な破壊が支那軍自身の手によつて行はれたことは未だないのである。

山田

日本軍の空襲砲轟の與へた損害は殆ど軍事施設に限られており、これを全部合せてもなほ支那軍自身の手によつてなされた破壊の十分の一にも足らぬであらう。

これは中立國の一軍事専問家が余ヘニューヨーク、タイムズ特派員一に語つたところで同氏はさらに語をつき

支那軍がいまやつてあることから推して自分は次のやうな結論に達せざるをえない、即ち支那は今後百年或はそれ以上その土地の支配權の回復を全然應用してゐないものやうだ、それだからかれらは仇敵の所有に歸すべきこの土地を思ふ字分荒廢せしめてゐるのである。いま支那のとりつある焦土政策は敵に對する最善の擧とは決して考へられぬ、なんとなればその擧は確かに一時的には侵入者であるには違ひないが、決してこの土地を植民地にして了はうとは考へてゐないのだから、

支那によつて破壊されたところのものはかれらの祖先が額に汗して致々勧  
勵河代かにわたつて蓄積したものなのである。狂氣沙汰としか思はれない  
いこの都市村落の焼拂りを主張する人々はかくすることによつて現在までに  
蓄積された數十億の富が良こそぎに抹殺され、もし破壊されなかつたならば  
主に將來支那政府がこの地方から朝税を取立てることが出来て戰後國力回復  
のための財源を求めるものであるといふことを考へようともしない、この  
地味豊饒でしかも世界でもつとも人口稠密な地方は國家財政にとり有力なる  
財源供給地であるが、今や炬火の下に消え失せつゝある、この地方の復興の  
ためには巨額の經費を必要とするであらう、現在の支那の行為を指導させ  
る唯一の説明と云ふへきちは初の古來の東洋思想たる「國子を救ふ」と  
いふことを擧出することであらう、すなはち支那は退却にあたり不毛の原野と  
や確確立ち尋る廢墟をあとのとしてこれを日本軍に占領させた方が、たゞ  
空しく退却するよりは彼らの威信を高めるものだと信じてゐるのだ、この考だ身と  
は哉國地域に住む數百萬の支那住民の福祉を全然無視するものだ。

今や日本軍の進逼を前に奥地に撤退する邊民は數百萬に達してゐるが、  
支那政府が彼らを救済しようとも何こととなし得ぬ今日、彼らは如何に、  
この冬の衣食住を得んとするか、これは想像にあまりあるものがあらう。

裏面白紙

文書ノ出所故ニ成立ニ關スル證明書  
（三號）

自分岡田 溫ハ帝國圖書館長ノ職ニ居ル者ニル處、茲ニ該所セラレタル日  
本語ニ依ツテ書コレ調貞ヨリ成ル將來十二月廿日時大藏省圖書局に於テ署名  
シタル書類ハ（當館）ノ保管ニ係ル新聞ノ枚革ノ正確ニシテ眞實ナル寫シ  
ナシコトヲ證明ス

昭和二十二年十月三日 於 東京

帝國圖書館長 同

立會人 大室亮一

吉田名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同 日 於 同 所

高橋

昭和十三、四、一六大阪朝日新聞北支版より抜萃  
南京復り第五章衛生の卷　林田特派員

仕事は死體警報  
惡疫の禍をひかへて  
も大石助

見しなければならないものは敵の遺棄死体であつ  
重なつてゐる幾萬とも知れない死体これを捨て

Dee. Doo 2690  
おくことは衍生的にいつても人心安定の上からいつても善惡が多い  
そこで紅卂仁と自治委員會と日本山妙法寺に属するわが僧侶らが手を貸つて  
片づけはじめた、腐敗したのをお題目とともにトラックに乗せ一定の場所に  
埋葬するのであるが、相當の費用と人力がかかる人の忌む臭をついて日一日の作業はつづき最近までに城内で一千七百九十三体、城外で三萬三百十一  
体を片づけた、約一萬一千圓の入出となつてゐる、苦力も延五、六萬人は切一  
に切さぬつてゐるので、さらには城外の山のかげなどに相當散漫つてゐるので、さ

裏面白紙

高橋

昭和十三、四、一六 大阪朝日新聞北支版より抜萃  
南京便り 第五章衛生の巻 林田特派員

仕事は死後警鐘  
疫病の猖獗をひかへて  
防疫委員會も大活動

Do. 2. Doo 2690  
ほひのあとの南京でまず處理しなければならないものは敵の遺棄死体であつた、様を埋め、小川に山と重なつてゐる幾戸とも知れない死体これを捨ておくことは衛生的にいつても人心安定の上からいつても善惡が多い  
：：：：：  
そこで紅卍仁と自治委員會と日本山妙法寺に属するわが僧侶らが手を携つて片づけはじめた、腐敗したのをお題目とともにトラックに乗せ一定の場所に埋葬するのであるが、相當の費用と人力がかかる人の忌む臭をついて日一日の作業はつづき最近までに城内で一千七百九十三体、城外で三萬三百十一  
萍を片づけた、約一萬一千圓の入戻となつてゐる、苦刀も延五、六萬人は効一  
いてゐる、しかしながら城外の山のかげなどに相を放漫つてゐるので、さら

裏面白紙

八千圓ほど金を出して資本に入るまでにはなんとか建設を終はる豫定である。

防疫方面についてわが現地当局者間に防疫委員會が生れ十月には大消毒を市内全部にわたつて行ふが支那側は公局でも苦心し、百人の消毒班の派遣をはじめ所々汚い地区では大消毒を行つたり、大小便すべからずの立札を立てたり、ドブを埋めたり死体を収容したり、相當努力しており將來は一防疫病院の一の設立、新生事務所へ衛生組合のやうなものの一の設置運営その道を企劃してゐる。

De 2690  
町の字ば以上の中には特に古錦頭が豊かかつたが、自ら後園位が眞ひ入れを接種したので、仕事のない自由労働者等が詰ひ集まつて集めまゝり河百トンとまとまりつゝあり、わが日銀が買下げることにになつてゐる。これなどは民間らしい消毒の名采だ。

De 2690  
夏むきの感染流行期を越へて販賣業者は特に重要なのでいよいよ近く市内四ヶ所に市場が新設されることになつた、弊が到底してゐるはずだの

にむし御賛りが市内に記念してゐるといふ珍現象にあらはれてゐる通り、京は食料には原力性のある可であるが、今のやうに大道の砂場の中で豚肉を露ぼつてゐたり販賣を並べてゐたりする風景を一掃全部市場へ集めると同時に江北方面から豚や新鮮な販賣をウンと集められるわけである。わが兵士さん

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ機スル證明書  
自分同田温ハ帝國圖醫館長ノ職ニ居ル者ナル也、茲ニ添附ヒラレタル日本語  
ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル。和十三年四月十六日大阪朝日新聞社  
坂一仕事は死体整理懇親の爲め、時をひかへて防護委員會も大活動ト屢スル事  
證明ス。當區一ノ保管ニ係ル新南ノ臥病ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ

昭和二十二年十月三日 於東京

帝國圖醫館長

同

温

De s. Doc 2690  
石署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

大

室

亮

一

南京ニ於ケル狀況

一九三八年一月

南京米大使館

作成者 米國領事シェーモス・エスピー

確認者 大使館三等書記官ジョン・エム・アリソン

作成日付 一月十五日—廿四日

郵送日付 一九三八年二月二日

(前略)

一十二月十日以降南京ニ發生シタル事項ノ概略

(中略)

支那軍ハ市ノ城壁ノ外側ノ市ニ居スル大ナル部分ヲ  
燒キ居レリ、之ハ軍事上ノ目的ヨリ兵ノ土造ノ罪に  
關フ除去セルナリト然レドモ遺留セル在留米国人ハ  
内ニテ行ハレタル財産ノ  
ト主張シ居レリ、故ニ日  
際ニ荒ラサレ居ラサルヲ  
ノ一大部分ハ南京國際委員會ノ  
計費設定セル所謂「安全地帯」ニ居難シ居リ相營實  
ノ支那兵ヲ巧ニ捕捉スル管ナリシガ比較的少數ナリ  
シナリ、實際ニ被留セル支那兵ノ數ハ不明ナレトモ  
數千ノ者ハ其ノ軍服ヲ脱キ捨テ常民ノ服ヲ着テ常民  
ニ混り市内ノ何處か都合ヨキ處ニ隠レタルニ經遁ナ  
キナリ(中略)  
然シ乍ラ茲ニ一言シ置カサルヘカラサルハ支那兵自

Def Doc 1357  
Exh 32A

裏面白紙

南京ニ於ケル狀況

一九三八年一月

南京米大使館

作成者 米國領事シェーモス・エスピー  
確認者 大使館三等書記官  
ジョン・エム・アリソン

作成日付 一月十五日—二月四日  
郵送日付 一九三八年二月二日

(前略)

一月十日以降南京ニ發生シタル事項ノ前略

(中略)

支那軍ハ市ノ城壁ノ外側ノ市ニ居スル大ナル部分ヲ  
燒キ居レリ、之ハ軍事上ノ目的ヨリ其ノ土造ノ都道  
物ヲ除去セルナリ、然レドモ強留セル在留米国人ハ  
退却中ノ支那兵ニヨル城壁内ニテ行ハレタル財產ノ  
放火破壊及掠奪ハ僅少ナリト主張シ居レリ、故ニ日  
本軍ハ入城ト共ニ南京ガ實際ニ荒ラサレ居ラサルヲ  
發見セリ、市民ノ間リノ大部分ハ南京國際委員會ノ  
計費設定セル所謂「安全地帯」ニ居難シ居リ相當貲  
ノ支那兵ヲ巧ニ捕捉スル管ナリシガ比較的少數ナリ  
シナリ、實際ニ強留セル支那兵ノ數ハ不明ナレトモ  
數千ノ者ハ其ノ軍服ヲ脱キ捨テ平民ノ服ヲ着テ平民  
ニ混リ市内ノ何處か部合ヨオ良ニ隠レタルニ經過ナ  
オナリ(中略)

然シ乍ラ茲ニ一言シ置カサルヘカラサルハ支那兵自

Def Doc 1357  
Exh 32A

裏面白紙

Def Doc 1357  
Exh 328

身ハ日本軍入城時ニ全然掠奪ヲ爲ササリシ事ニアラ  
ス、少クモ攻ル程度ニハ行ヒ居レルナリ、最後ノ数日  
間ハ暴ナク彼等ニヨリ人及財産ニ對スル暴行犯サレ  
タルナリ、支那兵ガ彼等ノ軍服ヲ被キ當民康ニ着候  
ヘル大急キノ處置ノ中ニハ種々ノ事件ヲ生シ其ノ中  
ニハ着物ヲ剥キ取ル爲ノ殺人ヲモ行ヒシナルヘシ、  
彼ノ無秩序ノ時ノコトナリ、退却スル軍人及當民ニ  
テモ時ト場所トニテハ計画的ナラス掠奪ヲ爲セシコ  
トハ明カナリ、總テノ公ノ施設ノ機能停止ニヨル市  
役所ノ完全ナル逼害ト支那人政府ト大部分ノ支那在  
民ノ退却トニヨリ市ニ發生シタル完全ナル混亂ト無  
秩序トハ市ヲ如何ナル不法行爲ヲセ行ヒ得ラル、故  
所トナシ了レルナリ

之刀爲ニ殘害セル住民ニハ日本人來レハ待望ノ秩序  
ト統制トノ恢復アルヘシトノ意旨ニテ日本人ヲ歓迎  
スル氣分サヘセアリタルコトハ想像セラル、所ナリ  
(中略)  
我々ノ聞オタル所ニテハ少クモ最高指揮官ヨリ二ノ  
命令發セラレテ將兵ノ統制ヲ爲セト命シ又軍方入城  
スル兩ニ財産ヲ撫却スル勿レトノは重ナル命令モ發  
セラレ居ル由ナリ

政治經濟研究書 第七南京安全地區文書

南京日本軍司令官ニ對スル書簡

拜啓

一九三七年十二月十四日

私共ハ貴下ノ砲兵隊ガ安全地區ヲ攻擊サレナカツタトイフ美譽ニ  
對シテ又同地區ニ於ケル中國民間ハノ援護ニ對スル將來ノ計畫ニ  
EXH-323  
併キ當下ト連絡ヲトリ得ルヤウニナリマシタコトニ對シテ感謝ノ  
意ヲ表スルモノニアリマス

1  
兵力同市北部ニ誘入サレタ際思ヒガケヌ事體  
内ノ若干ノ者ハ私共ノ役所ニ入り來リ終生テ  
ト度イト後顧ニ來タノデス。

2  
今ガ委員會ノ代表達ハ貴下ノ司令部ヘ参ラウト致シマシタガ漢中  
街ニ於テ一人ノ大尉ノ方ヲ見ツケタキリデシタ。ソレデ我々ハ方

政治經濟研究叢書第七南京安全地區文庫

南京日本軍司令官ニ對スル書簡

拜啓

一九三七年十二月十四日

DEP DOP NO 1358 EX-323

私共ハ貴下ノ砲兵隊ガ安全地區ヲ攻擊サレナカツタトイフ美譽ニ  
有シテ又同地區ニ於ケル中國民間ハノ援護ニ對スル將來ノ計畫ニ  
研キ書下ト連絡ヲトリ得ルヤウニナリマシタコトニ對シテ感謝ノ  
意ヲ表スルモノデアリマス

(中略)

昨日午后數多ノ中國兵力同市北部ニ勝入サレタ際思ヒガケヌ事體  
ガ勃發シタ。彼等ノ内ノ若干ノ者ハ私共ノ役所ニ入り來リ終生デ  
スカラ命ヲ助ケテ貰ヒ度イト榮願ニ來タノデス。

我ガ委員會ノ代表達ハ貴下ノ司令部ヘ参ラウト致シマシタガ漢中  
街ニ於テ一人ノ大尉ノ方ヲ見ツケタキリデシタソレテ我々ハ方  
ノ支那兵達ヲ武装解除シ當地區内ノ家屋ニ收容シタノデアリマス

Ref ID: #1358 Exh. #323

私共へコレラノ兵士達ヲシテ彼等ガ今切望シテニル如ク平和ナ民間人  
ノ生活ニ禦ラシムルヤウ譽下ノ寛大ナル事許可ヲ初願ヒ申上ケルモノ  
ニアリマス

(中略)

私共ハ當市民間人援護ニ禦シテハ私共ガ爲シ得ル如何ナル方法ニ於テ  
モ協力スルコトヲ喜ビトスルモノニアリマス

南京安全地區國際委員會

委員長 ジヨン H. D. レイブ 敬白

y Takakawa

東京監視官事務所

正月三日合氣四天王

荒木 貞夫

美也

高信六郎

E 2537

Sy Dec 11/15

シタル上次ノ如ク供送致シマス

裏面白紙

J. Takebe

31

東京に在る事務所

五島洋行合資會社

丸木貞次

宣傳部

供給部

目

音

信

六

集

ヲ

E 25 37  
Sy Dec 11/5  
シタル上衣ノ頭タ供述シマス

30

72

E 25 37  
Sy Dec 11/5

裏面白紙

Heg Hor #1165

一、私ハ現在 東京都板田ヶ谷橋松  
原町三丁目一〇三〇番地ニ住居シテ居リマスガ、昭和十二年  
(一九三七年)四月三十日カラ同年八月十六日迄大使館參事官ト  
シテ南京日本大使館ニ勤務シ、次テ八月二十九日カラ翌年(一九  
三八年)三月三日迄同ジ麥格ニ上海ニ居リマシタガ同年三月十七  
日總領事ニ轉官シ夫レカラ十二月十二日命ニ依リ歸國スル迄上海  
總領事館ヲ主テシテ居リマシタ。

上記ニ勤務中南京ヘハ四回参りマシタ、第一回ハ昭和十二年(一  
九三七年)十二月十七、十八ノ兩日日本軍ノ入城式及慰靈祭ニ參  
列ノ爲、第二回ハ同年十二月二十五、二十六ノ兩日、第三回ハ翌  
年(一九三八年)二月一日カラ八日迄、第四回ハ同年三月二十七  
日、二十八ノ兩日維新政府成立ノ儀式ニ參列ノ爲デアリマシタ。  
二、松井大蔵トハ隣分古クカラノ知合デアリマスカ特ニ昭和七年(一  
九三二年)「セネガア」テ問カレタ算術書計ニ同氏ガ全權トシテ  
ハラレタ際私ハ日本全權トシテ數ヶ月同シ處デ暮シマシ

上海浜邊軍司令官トシテ參ラレタ時最初ニ御目ニ樹ツタノハ國和  
十二年（一九三七年）九月十日學識ニ於テデアリマス。同司令官  
ガ翌年二月内即ニ引揚ケラレル迄ノ間ニ產々セヒマシク。  
三、(1)松井將軍ハ古クカラノ日英提携論者モアリヤシテ中國ノ文化ヲ  
理解シ中西及中國人ニ對シテ深イ學識ノ念ヲ持テ居ラレルコト  
ハ從々私力將軍カラ國カサレタ所デアリマス。  
(2)九月十日學識ニ同將軍ト會談ノ際ニ次ノ趣ナ話アリマシク。  
①被擱チ重シタ禁運スルコト。  
②一公民ニ對シ公正ナ態度ヲ執ルコト。  
之ニ就キハ軍司令官ノ名テ布告ヲ出ス積リデアルコト。  
同食糧本ノ他ノ物資ヲ徵収シタ場合ニハ公正ナ對応ヲ支拂フコ  
ト。  
住民ヲ強制去ツテ其ノ場ニ居ナイ時ナドニハ如何シテ支拂チ  
スルカト云フ様ナコトニ付テ色々ノ考ヲ拂ベ又是等ノ點ニ付  
テハ皆示チシテ一體民衆ニ知ラセ空心サセル肆リデアルト云

ハレマシタ。

其ノ終私ト会談ノ際ヤ大使館及海軍側ト懇誠ノ際ニ此ノ機ナ中國民衆ニ對スル心遣ヒテ度々述ヘラレタコトヲ記憶シテ居リマス。

(=) 外國關係ニ付テハ常ニ洋奇シテ居ラレ度々兩岸總領事ノ質見ラ求メテ居ラレマシタ。又外國新聞記者トノ接觸ニ奇チ用ヒ殊ニ「ニヨークタイムス」特派員「ハレット、アヘント」氏及「ロンドン、タイムズ」特派員「ティヴィット、フレーザー」氏トハ數回打融ケテ會見サレマシタ。

(=) 南京攻撃ニ決シタ時松井軍司令官ハ次ノ様ナ措置ヲ執ラレタコトヲ私ハ承知シテ居リマス。  
■南京市ノ地圖ニ外國大公使等其ノ他外國艦兵ノ所在ヲ明瞭ニ「マーク」シタモノヲ多數作り之ヲ軍隊ニ配ラレマシタ。此ノ地圖ノ作製ニハ大使館モ協力シ出來上ツタ地圖ヲ私ハ見タコトガアリマス。

裏面白紙

レ其ノ地圖ニハ更ニ甲亥時ト中山門トテ赤イサクルテ國ミ經對破壊  
ヲ建クヘキ地點デアルコトガ記載シテアリマシタ。之ハ殊ニ  
松井軍司令官ノ看見ニ佈ツタモノデアルト軍司令部ノ參謀ガ  
私ニ話シマシタ。

同此ノ二報所ノ附近デハ一切大砲ヲ使用スルコトヲ禁止サレタ  
ノテアリマス。此ノコトハ當時聯隊長トシテ此ノ方面ノ戰闘  
ヲ指揮シタ野田勝吾氏ガ其ノ發直率私ニ話シタ所デアリマス。  
同南京ヲ攻メル時ニハ先ツ南京城壁ノ手前ニ軍ヲ止メ中國側ノ  
司令官ニ降附チ勸告シ若モ城内ヲ攻撃スル場合ニハ軍規嚴肅  
ナ精銳部隊ノミチ城内ニ入レル禮リデアルト云フコトヲ松井  
軍司令官ハ上海テ私共ニ話サレマシタ。

四松井軍司令官ガ南京攻撃ノ爲上海ヲ出發サレ乍第最初ニ私ガ  
既テシタノハ翌年一月一日上海ニ於テアリマスガ其ノ際同  
聯軍ハ部下ノ中ニ惡イコトヲシタモノガテツタコトヲ始メテ  
知ッタト云ツテ非常ニ嘆イテ居ラレマシタ。私ハ同將軍ガ屢

裏面白紙

實其ノ頃迄斯ル事実ガ存在シタコトヲ知ツテ居ランナカツタモノテアルトノ印象ヲ察マシタ。

同將軍ハ軍司令官トシテ部下ニ對シ戒告ヲ嚴重ニシ又惡詬ヲ傳イタモノハ一々挙擧シテ處罰ヲ命ぜラレタト云フコトヲ同將軍自身及其ノ部下ノ幹部ノ人々カラ私ハ直接聞イタノデアリマス。

軍司令部ノ幕僚其ノ候軍ノ幹部ガ執ツタ禁制ニ付テ私ガ承知シテ居ル重ナモノハ次ノ通りアリマス。

(イ) 埼京ノ公正ナ取扱ニ付テ種々研究シテ后マシタ。適當ナ收容所ヲ設ケルコト等ニ付テ相謀シテ居タコトヲ私ハ存シテ居リマス  
(ロ) 首京入城當時日本軍衛兵ノ態度ハ概シテ公正デアリ外國人及中國人ニ評判ガ良カツタノデアリマス。

日初ノ間ガ人急ハ板メテ少ク十二月十七日私が國イタ處デハ陰長ノ下ニ十四人ダケデアリ數石中ニ四十名ノ補助衛兵ガ得ラレル筈ダト云フコトニアリマシタ。

(イ) 重ノ幹部ガ外國人ヤ外國機兵又ハ中國人ノ財資其ニ猶シ手荒イ取扱テスル様ニ命令ヲシケト云フ様ナコトヲ私ハ聞イタコトモ見ルコトモアリマセヌ。

(ロ) 上海ヤ南京テ外國大公使等其ノ他ノ外國機兵等ニ立入禁止ノ制  
れチ立テルコトニ付テハ陸軍ノ申出ニ依リ私共外務官憲モ加勢  
チシマシタ。

團體ニ外國關係ノ事件ノ調査ヤ解決ノ爲ニ該司令部ノ受持參謀ハ  
直面日ナ努力ヲ拂ヒマシタ。例へハ南京陷落後間モナク起ツタ  
蘇湖ニ於ケル米國旗問題ノ辰相調查ノ爲ニ參謀將校ハ一外交官  
ト共ニ現地ニ赴キ既ニ同地ヲ去ツテ該團體中ノ部隊ノ咎ヲ追  
コトセアリマシタ。

五、(一) 従來中國デ内亂ヤ騒動ガ起り又ハ外國ト中國トノ間ニ衝突ヤ戰  
國ガ起ツタ場合ニハ理歴ニ在ル外務官憲ハ日本人バカリデナク  
諸外國人ノ生命財産等権益ノ保護ニ努メ又中國人ノ生命ノ保護

ヤ其ノ財産ノ公正ナ取扱ニモ洋商シテ來だノニアリマス。  
今度ノ事變ニ當ツテモ我々ハ當然ノ任務トシテ特ニ訓令ヲ受ケ  
ル迄モナク最初カラ此ノ方針ヲ仕唐ヲシマシタ。

(イ) 松井軍司令官ハ我々ノ申出ヤ覗見ヲ快ク聽イテ下サイマシタ。  
南京攻撃ノ際ニハ領事ノ下ニ引揚前ニ南京領事館員デアツタ  
モノ十數名ヲ村ヶ日本軍ト殆ド同時ニ南京ニ入り日本軍ト協力  
シテ在留外國人及外國機器ノ保護ニ當ラセ又中國人ヲ公正ニ政  
揚フコトヤ一概ノ治安ヲ維持スルコトニモ盡力サセマシタガ告  
最善ヲ盡シマシタ。御ヘバ

(ロ) 最初ハ南京カラノ通信ハ極メテ困難テアリマシタノテ新聞通  
信員ノ無電ヲ利用シ南京入城直終外四人ノ安否ヲ上海宛報告  
シマシタ。

(ハ) 外國機器其ノ保護ヲ要スル場所ヲ直チニ實地調査シ算ト協  
力シテ立入禁止ノ制札ヲ立テマシタ。  
い在留外國人保護及便宜供與ノ爲領事館警察官ヲ使用シマシタ

Ref Doc #1165

裏面白紙

(3) 総領事ハ員ニハ中國人ノ公正ナル所掲符ニ市民ノ保護ヲ命シ  
マシタガ彼等ハ何レモ從前南京ニ特務シ土地ノ情況ニ通シテ  
居リマシタ故良ク其ノ使命ヲ遂行シマシタ。〔在留外國人ニ  
依リ設ケラレタ全體大學等ニ於ケル避難民政容所ノ入口ヲ夜  
間警備シタコトモアリマス〕

(4) 日本軍人ニ依テ行ハレタト稱スル種々ノ行為ニ關シテ在留外  
國人カテ總領事館宛申入レガアリマシタ。是等ノ大多數ハ傳  
聞デアリマシタガ總領事館テハ事實ヲ一々調查ヘル暇モ無カ  
ツタ爲一西其ノ傳之ヲ東京外務省ニ報告シヘ私ハ上海デ其ノ  
寫ヲ讀ミマシタ〕南京デハ吉松軍側ニ話シ其ノ洋服ヲ脱起シ  
マシタ。東京以外各省カラ陸軍側ニ洋服シタモノト見エマス。  
〔私自身モ數回南京ニ行キマシタカ其ノ度毎ニ總領事館ノ報告ヲ  
聞キ官邸ノ様子ヲ窺在留外國人ノ訴モ聞キ外務省ニ報告シマシ  
タ。又昭和十三年（一九三八年）ノ一月下旬一時歸朝シタ際ニ  
ハ庶田外務大臣ヤ外務省ノ幹部ニ口頭テ報告シ指揮ヲ受ケマシ

裏面白紙

40

な。其ノ時ノ話ニ依ルト東京テハ出先カラノ郵告ヲ受ケルト軍  
ノ洋商ヲ既シテ居々ソウデアリマス。其ノ結果軍ノ中央カラ  
出先ノ軍ヘ指令ガアツタコトハ前ニ由シテアリマスが、其  
ノ他ニモ二月ノ初ニ當時參謀本部ノ部長デアリマシタ本間少將  
ガ南京ニ出張サレタコトヲ知ツテ居マス。同時軍ガ私ニ話シタ  
處ニ依レバ其ノ用件ハ外防關係ノ問題ガ主デアツタノデスガ中  
國人門係ノコトモ其ノ要件ノ中ニアツタ云フコトニアリマス  
■吉原隨落ノ直終上海カラ奥村勲記官チ海軍之飛行船テ南京ト蘇  
湖ニ往復セセ無潤カラハ登機入院中ノ米勵新聞記者ト會面シタ  
「レディーバート」副長チ連レテ歸り又南京ニ止マツテ居タ  
鉄名ノ外國新聞通信員ガ其ノ希望通り上海ニ下航出來ル様ニ社  
話ラセセマシタ。

六、附  
蘇直終ニ於ケル南京ノ「憲ハアラコル物テ混亂ヲ極メテ居リマ  
シタガ段々蘇チ付テ參り殊ニ昭和十三年（一九三八年）一月一日  
中國市民ニ依ル自治委員會ガ出來テ市ノ行政チ行フ様ニナリ日本

軍ト一揆民衆トノ間ニ立ツテ杜毒ヲスルコトトナツテカラハ双方ノ間ニ誤解ヤ猜疑ヲ惹起スル機會ガ少クナリ三月末ニ維新政府が成立シ楊子江下流域ノ行政ヲ行フコトニナツテカラハ一揆民衆ノ生活ハ余程困ルクナツテ來マシタ。

七、

高麗國前後ニハ次ノ様ナ感情ガアリマシタ。

(1) 上海週邊ノ戰禦デハ中國軍ノ抵抗ガ日本軍人ノ豫想以上ニ猛烈デアリ其ノ對日反感ガ旺盛デアツタコト。日本軍ハ上海附近ノ日本在留民及日本船員ノ保護ノ爲ニ派遣サレ其ノ兵力ハ中國軍ニ較ベ甚シク劣勢ニアリマシタ。斯クシテ日本軍ノ死傷ハ極メテ多ク戰鬪ハ困難ヲ極メ自然日本軍人ノ敵愾心を深クナツテ來タノデアリマス。(元來日本軍人ノ中國人ニ對スル憎惡心ハ余り強烈テハアリマセンデシタ)

(2) 従テ最初ハ中國軍人テ槍火トナルモノハ極メテ少ナク日本軍ノ

發想ニ反シタコト。(討死スル力退却スルモノガ大多數ニアリ

マシタ)

中華側ハ最初カラ所謂・満野政策・又ハ・無土政策・テ執り遇  
却スル前ニ家屋ヤ糧食等ヲ焼キ住民ヲ殺カシ日本軍ヲ因ラセ様  
トシタコト。從テ日本軍人ガ平和的ニ住民ト歩觸スル機會ハ駿  
間ノ初期ニハ殆ト與ヘラレス自然四方ノ間に不寧不信ノ念が昂  
ツテ參リマシム。

一般住民ノ對日反感ハ支那側ノ軍及官憲ノ宣傳ノ結果甚だ強ク  
日本軍占領地ニ残ツタ少數ノ老人婦人小兒等迄モ「スバイ」、「  
サボタ」子ニ又ハ罵射チヤリ日本軍ノ行動ヲ妨ギシコト。

日本軍人ハ始メ軍人ト非軍人トテ區別シ民衆ヲ勞ハル氣持テ持  
テ居タノデアリマシタガ斯カル豫想外ナ住民ノ態度ニ接シ既々  
暴挾心ト敵意トガ起ツテ來タノデアリマス。

中國軍ハ上海周邊テ頑強ニ抵抗シ戰線ハ幾差狀態トナリ此處ヲ  
賄ケテモ上海ト蘇州トノ間ノ線テ阻止リ更ニ抵抗スルデアラウ  
ト一體ニ信ゼラレテ居タ様ナ狀況テ日本側テハ上海周邊ノ治安  
確立ノ爲ニハ中國軍隊ヲ完全ニ撲滅スルコトガ必要トナツタ爲

裏面白紙

ニ兵力ガ增四サレ十一月上旬ニハ杭州戦ニ新タナニガ上陸シタ  
ガ間モナク中華軍ハ總崩レトナリ日本軍ハ之ニ立チ直ル事符テ  
與ヘナイ爲望テ拂シテ中華軍ヲ追ヒ一舉ニ南京城内ニ突入シテ  
仕舞ツタコト。従テ松井宣司令官ガ我々ニ隨サレタ様ニ順序ヲ  
言テテ南京ヲ包围シ之ヲ降シルト云フコトアリ現サレズ占領當  
時ノ混戦シテ狀況ガ如ワタセノト様ハシマス。

内  
以上ノ後士官情ノ爲南京ニ到ル給事ハ糧食宿舎燃料等ハ中國  
軍ノ爲ニ打々去ラレルカ又ハ燒拂ヘシ後方カラノ補給ハ間ニ合  
ハズ十二月ノ寒サノ折柄デモアリ日本軍チハ各自ガ其ノ場デ有  
リ合セノ物チ手ニ入ンテ候ワタリ吸ハタリ騸イタリシタコト。  
南京デモ兵好其ノ地ノ軍事施設、設置空襲ハ一切取り去ラレ  
本軍隊ハ宿營ノ爲大深懲チ感ジテ居マシタ。

付  
南京陷落當時市内ノ狀況ハ完全ナ無政府狀態デアツタコト。古  
橋直熱ニ忍ガ同始テ見タ所テハ次ノ様ナモノガアリマシタ。

(1) 中國側ノ南京警備司令官方陷落前ニ同地ヲ退去スルト共ニ南

(2) 京ニ於ケルミリタリーノアラユル松門ト船人トガ一齊ニ無クナツをコト。市政府モ警察モ存在セズ責任アル人ハ一人モ后ラズ市民ヤ土効建物等ニ開スル記録ノ様ナ市ノ日常行政ニ必要ナモノハ全部持チ去ラレ警察ハ解体サレ巡査ハ見當ラズ飯ニ各曰大公使館ニ被ハレタモノガ二、三人痴甚ノ構内ニ居タニ遇キマゼンデシナ。南京以外ノ都市ニ於テハ中國軍隊ガ退去スル場合「シヒル」ノ役人又ハ土産ノ有力者々居雖ツテ入り來ツタ日本軍ト一幹市民トノ間ニ立チ世話チシタ爲ニ日本軍ト中華民衆トノ關係方圓溝ニ行ツタ例ハ少クナイノテアリマス。

(3) 南京ニ在ツタ外國大使及領事ヲ始メ全部ノ外國籍ノ職員ハ四芯袖ニ同地ヲ去ツテ仕無ヒ居肆ツタ在留外國八ヤ寮屋等ノ様矣保護ニ關シ日本領ト正式ニ交渉スル資格ノアルモノハ一人モ想ナカツタコト。又外新聞記者ハ何レモ箇城中ノ有様チ本社ニ管轄スル爲南京カラ早ク出度イト若望シ南京陷落數日ノ終日本官相カラ提供サレタ便宜チ利用シ全部上海ニ下り十

裏面白紙

二月十七日ニ私ガ行ツタ時ニハ一人モ残ツテ居マセンデシ  
ハ  
在夢前百萬ト程セラレタ南京市民ハ熙熙攘時二十數萬ニ及ジ  
大部分ハ下層階級ニ属シ其ノ殆ド全部ハ所謂・安全地帶・ニ  
移リ從ツテ右以外ノ地域ニ在ル中華人ノ住宅ハ殆ンド全部明  
キ屋ニナツテ居タコト。彼等避難民ノ世説ハ約二十人ノ外國  
私人ガ組織シタ委員會ノ手ニ委ネラレテ居リマシタ。  
日本軍ハ此ノ所詣・完全地帶・子公式ニ承認シナカツタノテ  
アリマス。其ノ理由ハ此ノ地區ノ位置ガ軍上カラ見テ南  
京市内デ戰闘ガ行ハレタ場合其ノ安全ヲ保障スルニ都合ガ惡  
ク(其ノ地區内ニ中國人ノ高級武官ガ集結ト共ニ居住シテ居  
リ)委員會自体ガ此ノ地區内ノ秩序ヲ確保シ外部カラ敗殘兵  
其ノ他好マシカラヌ分子ガ立入ルコトヲ防止シ以テ其ノ・中  
立性・ヲ保持スル丈ノ實力ヲ持タナカツタカラデアリマス。  
是等ノ條件ガ充分デアツタ上海ノ・完全地帶・ノ場合ニハ  
日本軍ハ之ヲ認メマシタ。

但シ日本軍ハ始メカラ敵ノ兵力ヤ軍事施設ノ集イ所ハ攻撃サ  
レルコトハナイトノ原則チ主張シマシタガ實際南京陷落ノ際  
此ノ劫區内ハ戰闘ハ行ハレス被寧ハアリマセンデシタ。

(2)南京ガ陷落シ中國軍ガ退却スルニ當ツテ多數ノ軍人ガ一晉市  
民カラヘ或ル場合ニハ之ヲ殺シテ平賤テ奪ヒ取ツテ軍服ト  
着替ヘ更ニ彼等ノ相當多數ハ安全地带ノ内ニ深入シタコ  
ト。之ハ當時南京ニ居タ外國新聞記者們ヘバ A、P、ノ「マ  
ツク・ダニエル」氏ヤ上海ニ居タ「ニヨークタイムス」ノ  
「ハレット、アヘンド」氏等ガ私ニ語シタコトデアリマシテ  
此ノ事實ハ日本軍ニ大ナル危懼心ト擔憂心ヲ記サセマシタ。  
八、上海ニ於ケル安全地帶へ所謂「ジャキノソーン」。上海週邊ノ  
我國ガ進ミ生國軍ノ總退却ガ難見サレタ頃「ジャキノ」神父ヲ中  
心トル英米佛説等諸師人カラ成ル國際委員會ガ出立テ、南市ト  
上海南部ノ<sup>チ</sup>支那<sup>チ</sup>一部ヲ區切ツテ戰火ガ此ノ方面ニ及ンダ  
場合中國人ヲ收容スル爲、安全地帶・トシテ日英双方カラ認メテ

裏面白紙

Ref. No. #1165

黄ヒ度イト云フ話ガアリマシタ。最初ニ「トヤキノ」神父ハ「マンテエスター、ガーテイアン」紙ノ華派員「ティンバーレー」氏ニ伴ハレテ私ノ許ニ於ラレ此ノ話テサレタノニアリマス。私ハ同本上海總領事及同駐紹領事ト協力シ此ノ案實現ノ爲シ世話テ致シマシタ。松井陸軍最高司令官モ長谷川海軍最高司令官モ最初カラ極メテ好奇的ナ態度ヲ示サレ之ヲ認メルコトニナリ中國側モ之ヲ認メマシタ。其ノ際松井軍司令官ハ金一萬圓ヲ委員會ニ寄附シテ之ヲ助ケラレマシタ。(長谷川司令官モ金額ヲ賄ラレマシタ)又廣田外務大臣ハ十二月八日付デ「シャキノ」神父痴書翰ヲ送リ其ノ人道的事業ニ對スル日本國民ノ讃美ト敬意トヲ傳ヘ其ノ成功ヲ祈ル旨ヲ表明サレマシタ。

此ノ計畫チ日本國ガ認メタノハ(此ノ地區ハ純粹ノ支那町テアリ又「シャキノ」神父又始メ委員全部ノ公正無私ナ氣持ヤ態度ガ明瞭テアツタコト。

〔委員會ハ戰闘ノアル場合中國非戰國員ヲ收容保護シ戰闘終了後

ハ暫クノ間引継キ彼等ヲ救護スルガ地區内ノ行政ヲ取締ハ日本軍ノ全權力ノ下ニアルコトヲ認メ委員會ハ之ニ既與セヌコトヲ最初カラ明ニシタコト。自此ノ地區ニ駐持シタ舊境界當局ノ好意的協力官アツタ爲委員會ハ職務中同地區ノ・中立性・ヲ維持スル實力コト。同地區ノ位置ニ顧ミ職務方近クデ行全・ヲ尊重スルコトが出來ルト認メラレタコノテアリマシタ。

E 2537  
Feb 1941/63

17

4

48

裏面白紙

日高信太郎  
マ侯書

ハ猶クノ間引經キ彼等ヲ救護スルガ妙區内ノ行政ヤ政綱ハ日本軍  
ノ全權力ノ下ニアルコトヲ認メ委員會ハ之ニ曰與セヌコトヲ最初  
カラ明ニシタコト。○此ノ地區ニ隣接シタ舊租界管局ノ好商的協  
力ガアツタ爲委員會ハ戰國中同地區ノノ中立性ヲ維持スル實力  
ヲ持ツト認テラレタコト。○同地區ノ極端ニ通ミ戰闘が近クデ行  
ハレタ場合其ノ・安全ヲ尊重スルコトガ出來ルト認メラレタコ  
ト等ノ理由ニ基クモノデアリマシタ。

上海戰事終ノ段階ニハ此ノ地區ノ境沿戦禦ダ及ビマシタガ日本軍  
ノ砲彈ハ一發モ該區内ニ落セズ逃遁ンダ中國兵ハ委員會ノ手ニ  
依テ皆武装ヲ解除サレ日本軍ハ地區内ニ入ラズ極メテ平穩ニ經過  
シマシタ。斯クテ同地區ハ數千戸ノ中西家屋ト約二十五萬ノ中國  
民衆ノ生命ト乎救ヒ得タノデアリマス。此ノ事情ハ當時委員會カ  
ラ出版サレタ、「パンフレット」ニ詳シク記シテアリマス。

裏面白紙

49

西暦二十二年（一九四七年）四月一日於 東京

供述者 日 高 雪 六 司

石ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ翠石捺印シタルヲ證明  
シマス

同日

於 東京

立會人 伊 康

清

15

48

裏面白紙

宣旨書

良心ニ從ヒ既ニ一端人何事ヲモ秘密不復例事ヲモ附麗せザルコト

(署名)  
印  
日 三 信 六 還

19 Dec 1851

裏面白紙

清類一郎

51

10

證明書

自 分 種 、 第 一 復 員 局 文 書 課 長 ノ職ニ居ルモノナル處舊參謀本部ノ書類  
ハ 整 理 保 存 ノ 為 メ 當 局 ニ 於 テ 保 管 シ 居 ル 事 並 ニ 左 記 書 類 ノ 原 本 又 ハ 寫 ト  
ヲ 證 明 ス 記

一、昭和十二年十二月十七日中支那方面軍司令官ガ軍下部隊ニ向シ與ヘ  
タル訓示

昭和二十二年十月十五日 於東京

第一復員局文書課長 美山要藏

右之名捺印ハ立會人ノ面前ニテ為サレタルコトヲ證明ス

同 日 於 同 所

立會人 上代孫禪

Dof, Doo, #2764

Exhibit # 3345a 97

ref Doc. No. 2764

SECRET

The following correction should be made on the Defense

Doc. No. 2764.

Page 1 -- Certificate, Line 11

"on 17 December, 1937"

should read

"on 13 December, 1937"

新編文書二七六四號

正誤表

一	表題
證	行
六	
十二月十七日	誤
十二月十八日	正

裏面白紙

## 三、帝國政府聲明（昭和十三年一月十六日）

帝國政府ハ南京攻略後尚支那國民政府ノ反省ニ最後ノ機會ヲ與フルタメ  
今日ニ及ヘリ然ルニ國民政府ハ帝國ノ眞誠ヲ解セス滅リニ抗戦ヲ策シ内  
民人立長ノ者もチ終セス外東北全島ノ和平ヲ眞モル所ナキ乃テ帝國政府  
不顧機關民政ヲ野手トセス帝國下僕ニ威勢スルニ足ル新興那政體ノ  
威宣民衆ヲ期待シ是ト解説外交ヲ継続シア更生新ムルノ貢献ニ協力セシ  
トス元ヨリ帝國が支那ノ領土及主權茲ミ在支那國ノ領土ヲ奪取スルノ方  
針コハ皆セカハル所ナシ

今ダ實現和平ニ當スル當面ノ責任意々  
致付ハ国民力此ノ重大ナル任務遂行ノタメ一層ノ咬齒ヲ繼續シテ止マス

1944.1.20/

(8)

22-5-2

## 文書ノ出所並ニ放亡行脚スル證明書

自分、林馨ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナルニ、茲ニ茲行セラレタル日  
日本語ニ依ツテ書カレ事直ヨリ成ル清國政府聲明ヘ昭和十三年一月十六日  
ト題スル書類ハ日本政府ヘ外務省ノ保管せバルム文書ノ正體ニシテ誠式  
ナル滿チルコトム體行ス

西大二十二年四月九日 於東京

体

感

-2-

右旨名跡印ハ自分ノ面前ニ於テ寫サレタリ

同 日 於 時 所

印

體

印

體

53

Ref Doc #1201

四、獨逸國政府ヲ仲介トスル日支和平交渉ニシスル

清覺部長致

(昭和十三年一月十九日)

国民政府力強竜ヲ以テ事端解決ノ希望ヲ表明テ來ルナラハ之ヲ拒ムモノニアラストノ政府ノ方針ハ豫テ在京獨逸國大使ニ諮詢シテ覆イタ處テアルカ密年功在在京獨逸大使ヨリ獨逸國政府ニ於テハ帝國ト締和ノ希望アリ獨逸國政府ニ於テハ日支兩國間ニ直接交渉ノ機会シテナスヘキ旨ノ野意

マドーケーラー

ヨウリカク

マダラニ

ニ於テハ前記方針ニ鑑ミ其ノ好意ヲ享ケ在京獨

解決ニ營リ東亞永遠ノ平和確立上日本側ニ於テ

條件ヲ提示シ獨逸國政府ニ最終ノ反響ノ機會ヲ與

我方ノ寛容ト猶逸政府ノ専意トチ無視シ達ニ何

等の要アル回答ヲナシ察ラサリシモ帝國政府ニ於テモ速ニ一月十六日正

チ謀サルニ至ワタ次第テアルカ獨逸政府ノ専意的考慮道ニ在支及在京獨

逸大使ノ各大ノ責方ハ尋國政府ノ深ク慮考シテ居ル所テアル

July Recd 1199

y Takahashi

裏面白紙

四、獨逸國政府ヲ仲介トスル日支和平交渉ニ關スル

清賀部長識

(昭和十三年一月十九日)

獨逸國政府力以て事母加添ノ希望ヲ與ムテ來ルナラハ之ヲ拒ムモノニアラストノ政府ノ方針ハ豫テ在京獨逸國大使ニ説明シテ是イタ達テアルカ容年功參在京獨逸大使ヨリ獨逸國政府ニ於テハ帝國ト連和ノ希望アリ獨逸國政府ニ於テハ日支兩國間ニ直接交渉ノ途淡シテナスヘキ旨ノ寄託仰由權カアツタ帝國政府ニ於テハ前記方針ニ鑑ミ其ノ好意ヲ享ケ在京獨逸大使チ通シ今次事母ノ解決ニ當リ東亞永遠ノ平和確立上日本朝ニ於テ過半必要ト認メル公正ナ條件ヲ提示シ獨逸國政府ニ最後ノ反対ノ機會ヲ與ヘタノデアルカ同政府ハ我方ノ實情ト獨逸政府ノ母意トヲ無視シ達ニ何等貳見アル回答ヲナシ來ラサリシ是獨逸國政府ニ於テモ速ニ一月十六日ヨ用ノ通脇後獨逸政府ヲ對キトセス釋自ノ立場ニ於テ事母ニ鑑定スルノ如ムチ銀サルニ至ワタ次第テアルカ獨逸政府ノ母意的確度ニ在支及在京獨逸大使ノ各大臣方ハ吾國政府ノ誠意感應シテ居ル所アル

Juf Kew 1199

裏面白紙

文書ノ所載ニ成立ニスル事項

自分体聲ハ外國文書ノニ居ル者ナル者ニ付セラレタル  
日本語ニ依ツテ聽力レ一頁ヨリ成ル轉讓國政府ヲ仲介トスル日支和  
平交渉ニシスル寄經総長談（一月十九日）ト同スル事項ハ日本政府  
（外相省）ノ吳寺ニタル公文書ノ正稿ニシテ其安ナル通シナルコトヲ證明ス  
昭和二十二年四月八日 於東京

林

さん

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同 日 於 同 所

立會人

浦 部

勝

馬

在支英米三人復員問題ノ旨ニ關スル情報部總理

(七月十七日)

米國人ノ南京其側揚子江下流地方ヘノ復員問題ニ關シテハ該項未ヨ米兩  
口門ニ交渉係案中ナリシカ直日友好ノ事ニ鑑ミ且ツハ「グルー」米國大  
使ノ好意的努力ヲ蘇トシ當局政府ハ七月六日付在京衆四大使宛件託公文  
ヲ發シ茲ニ本題題ノ解決ヲ見タリ。

トドーケーナンソウ  
トドーケーナンソウ

Hef Hor # 1185  
シテ・日本軍ニヨリ立退カシメラレタ・各自ノ財産又ハ日本軍ノ管テ占  
領シ或ハ今尙占領シツツアル各自ノ財産ニ再ヒ歸還又ハコレヲ占有セシ  
ムルコトヲ可能ナラシムル件ニ付貴國政府ハ一會誠心ヲ深メツツアル旨  
御申越有之國悉致候  
貴 賦 列 例 示 ノ 上 海 大 市 ニ 有 テ ハ 上 海 及 其 鄰 近 ニ 於 テ 戰 爭 行 ハ レ タ ル 當 初

在支英米人復讐圖謀其ノ旨ニ據スル情報部總覽

(七月十七日)

米国人ノ南京其地揚子江下流地方ヘノ復讐圖謀ニ言シテハ英國米國兩國ニ交渉原案中ナリシカ爾國友好關係ニ鑑ミ且ツハ「グルー」米國大臣ノ好意的努力ヲ蘇トシ帝國政府ハ七月六日付在京米國大使宛左記公文ヲ發シ茲ニ本問題ノ解決ヲ見タリ。

記

以審勦啓上致候蹟若五月三十一日附貴稿ヲ以テ慶田前大臣宛五月十七日附貴稿ニ言及セラレ更ニ貴國政府ノ訓令ニ基ク趣ラ以テ在支米國市民ラシテ、日本軍ニヨリ立退カシメラレタゞ各自ノ財産又ハ日本軍ノ管テ占領シ或ハ今尙占領シツツアル各自ノ財産ニ再ヒ賄還又ハコレヲ占有セシムルコトヲ可能ナラシムル件ニ付貴國政府ハ一會誠心ヲ深メツツアル旨御申越有之國悉致候

Hef Hor # 1185  
貨物例示ノ上海大港ニ付テハ上海及其附近ニ於テ設置行ハレタル當初

裏面白紙

支那軍同大學ヲ占據シ抵抗セルヲ以テ日本軍ニ於コレラ輕逸スル爲交  
戦ノ結果同大學ニ損害ヲ與ヘタルハ已ムヲ得サル所ニシテ其後日本軍力  
同大學ヲ占據シ來リタルハ軍事上ノ必要ニ因ツル次第ニ有之候然共帝國  
政府ニ於テハ最近各種ノ事態考慮ノ結果第三編輯卷數書ノ帝國政府ノ根  
本方針ニ則リ軍事上善文ナキ時機ニ至ル迄同大學ハ同被セサルコト其監  
視人ノ往込ミ及校舎ノ修繕ニ付テハ同大學所有毫ヨリノ義理的學術力軍  
事行動ニ支障ヲ來タサセル限り好意的考慮ヲ拂フコト既ニ日本軍ノ使用  
ニヨリ生シタル損害ニ付シテハ第三國人財產ノ蒙レル同種損害ト共ニ將  
來考證スルコトヲ條件トシ同大學ノ軍事使用ヲ取止メ七月五日迄ニ陸海  
軍共ニ同大學ヨリ撤去スルコトニ決定シ既ニ現地ニ於テ帝國總領事ヨリ  
貴國總領事ニ對シ右通達済ニ有之候。

1185  
*Red flag*  
情報ニテ第三國人保護ノ爲ニハ帝國總領事館警察ノミニテハ不充分ナルヲ以  
テ戰闘參加ヲ任務トスル部隊ヨリ特ニ兵ヲ制キテコレニ當ラシメサルヲ

裏面白紙

得ス日本軍ニトリテハ非常ナル負擔ト船底局ル次第ニ有之候。

此ノ如キ狀況下ニ在ル南京ニ日本人八百名餘居住シ居ルハ專員ナルモ之等は本人ハ軍ノ必要上居住ヲ暫メ居ルモノミニ有之而シテ石旨日本人ニ對シテハ長貞ナル特護登載ヲ加ヘ居ルニ拘ラス不過支那人ヨリ暴行強盜等ノ罪ヲ受ケタル事例ハ多々有之候。且日本ノ被難ナルカ到外國人ノ場合ノ如ク目立ッセル迄ノ實狀ニ有之候。

即ち上地方ノ現狀ニ付テハ吾國政府トシテハ自衛上必要已ムヲ得ス現在尙ホ軍事行動ヲ自行シツツアル今日上海南京等ハ極度平靜ナルカ即ド現3アルモ實際ニハ作戦地トシテ軍機保持ノ爲特殊ノ考慮ヲ要スル事情アルミナラス現ニ危險分子多数潜入シ居リ各種陰謀企圖セラレ居ル等ノ關係モアリ表面ノミヲ見テコレヲ危險區域ニアリスト主張セラル貴國御動意向トハ根本的ニ其ル見解ヲ執ラサルヲ運哥ル次第ニ有之候。

右ノ如キ治事狀況ニ於テ第三國人ノ上記地方情通テ認ムルハ頗ル困難ナルコトハ御確保相成ルフト不難然ルニそ不拘貴國市民ノ要望達成方ニ付テハ出來得ル極リ専意的考観ヲ持ヒ五六月中香港ヲ認ダル件ハ既ニ相

裏面白紙

當年數有之。シテテテ短毛シ居ル次第ニハ無之今モ各體ノ如等二制

右内達等本大臣ハ後ニ難ホテ國下ニ向テ被説テ寒シ等。

十三年七月六日

「ゲル」米國大領  
下

前4  
帝英國人ノ在京英國領事館ニ開シテハ表ニ和氣举行祐裏六名カ表文書前  
ノ了了テ立ムルコトナク無事ニテ遂ニシタル爲問題チ生シテ后タル  
今般英國政府ハ日英日交ノ大局的見地ヨリ特ニ在京「クレミギー」英  
國大使ノ兩國友好關係增進ニ對スル努力ヲ多トシ之ニ關ヘル達旨フモ  
含メ前記六名ノ英國人力一眼上海ニ歸還シタル上ハ我方ニ於テ南京復  
歸ノ通行許可證ヲ與フルコトトシ、更ニ六名ノ英國人ニ對シ英國領事  
於テ其人物ニシテ信用シ得ルモノナルコトヲ保證スル場合ニハ我方由  
先官憲ニ於テ同様南京復歸ノ許可證ヲ發給スルコトニ決定シ本件モ亦

裏面白紙

圓滿解決ヲ見ルニ至レリ。

因ミニ帝曰政府力在支那三國及第三國人ノ發給ニ對シ十二分ノ考慮ヲ加  
ヒ當ニ公正妥當ノ措置ニ努メ沾ルコトハ左ノ二、三、ノ點例ニ於ルモ易  
曉ナリト云フヘシ。

一、日本官ハ上海大埠ヨリ七月五日撤退セリ。

二、我方ハ客月宋采臣商人「スタンダード・オイル」及ヒ「テキサス」  
精石油會社員計二名ノ赴寧ニ對スル許可證發給方ヲ示露セリ。

右ニ先立チ五月三十一日乃渠六月十六日間ニ於テ米國人宣教師、醫師  
及看護婦三十五名ノ南京及ヒ其他ノ揚子江下流地方ヘノ船遊ヲ見タル  
コト周知ノ酒リナリ。

尙ホ右許可ヲ受ケタル米國人ノ數ニ付米國側ノ報告ニ依レハ二十名ト  
ナリ居ルモ右ハ之等米國人ノ内或者ハ米國總領事館ヲ經由セスシテ直  
接帝國官憲ニ申出テタルト覺シキモノアルニ由ル。

三、米國人宣教師十四名ノ蘇州歸還方ニ關シテハ六月末右全部ニ對シテ  
許可達ヨ近々發給スヘキ旨旨先官憲ヨリ報告アリタルカ内六名

Ref Doc # 1185

ニ對シテハ既ニ許可證發給済ナリ。

裏  
面  
白  
紙

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、林義ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ六頁ヨリ成ル在支英米國人被歸問題其ノ他ニ關スル情報部發表（昭和十三年七月十七日）ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月九日　　於東京

禁

禁

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人　浦部勝馬

高橋

昭和十四年一月六日

東京朝日新聞よりの抜萃

不動の國策遂行へ  
附録、新内閣に期待

先づ企劃院強化要望

時至としては近衛内閣の所平沼内閣  
たので後任時英は三権官一齊の意見をもつて板垣征四郎中將の督任とな  
る。時至は元老院議員の新たなる実業に寄与する國策ね

針も既に決定し今後は必ずバロメーターにならう  
にようつて盛きてゐる。東亞新秩序建設の大潮流をめざして進むべき軌道は既に出来あがつてゐる、この上は必ず  
持になつて平沼内閣の新穎さを期待してゐる。

さばさばしほとびした新鮮なる氣

裏面白紙

も

も

も

も

も

も

昭和十四年一月六日 東京朝日新聞よりの摘要

不動の國策遂行へ  
陸軍、新内閣に期待

先づ企図院強化要望

時局として近衛内閣の所存の如きを遙を絶望してゐたが既に總理職を見つたので後任師相は三長官一致の意見をもつて板垣征四郎中將の留任となつた。師相か平沼内閣はどう見てゐるかは平沼内閣が長命であるか短命であるかその壽命を卜するパロメターナにならだらう。師相の一貫した王政の権威は天皇事務の新たなる実業に物語する國策は針も既に決定し今後もべき軌道は既に出来あがつてゐる、この上は改めて近衛内閣の成立に付しては細つて後くされないのである。東亞新秩序構築の大業をめざして進むだけであつる、さばさげした新鮮なる氣持にて近衛内閣に附つても我が近衛國策は微動だもしない、だから平沼内閣の成立に付しては細つて後くされるのである。

裏面白紙

近衛内閣の繼續希望といつた動きに對しても陸軍は非常な慎重さで臨んでゐた。即ち陸軍は板垣陸相のみを通じて政治的な動きを見せてゐたに過ぎない。

組閣の閣僚の顔振れに對してもあれこれ註文をつけるようなことはせず沈黙を守つて組閣完了の一刻も早からん事を望んでゐる。しかしそれだからと云つて今後平沼内閣の一切の政策動向に關してこの沈黙を守り続けるといふわけではないだらう。

軍事が既に新たな新段階に入つて武力戦から建設戦に移行した現在、外交と經濟の兩部面が全面に押し出されて來てゐる關係及びソ支ニ正面作戦に對する國防計畫による生産力の擴充等は軍部と經濟、外交の更に一層緊密なる聯繫協力を必要としてゐる近衛板垣米内池田有田の所謂五相會議を中心とする陣容に劣らぬ強力なる陣容整備が要求されるだらう

東亞新秩序建設への推進力は一に國內の國家総動員体制の本格的強化にある隨つて軍としては企畫院の擴充強化を平沼内閣に對して何よりも先に要望する事になるだらう、軍の理想は企畫院を速かに擴充強化して眞に國策樹立遂行の機關に迄強化して軍は一切の政治部面から手をひいて軍本來の姿に一刻も早く復歸したいと云ふ時にゐる、又最近特に軍事も今後の動向に注目される更に五十億を超へる陸軍關係の軍事費議會案等軍の平沼内閣に對する期待は大きいものがある。

EKH 2538

Ref. Doc 1344

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫 對 其他

宣誓供述書

供述者

東京都目黒區六原町一三〇七  
平本道隆

明治三十七年二月二十一日生

自分は我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別裁  
ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シ

マス

Y.Takahashi

裏面白紙

東京國際軍事裁判所

原告側加合衆國其他

對

元木貞夫 其他

宣誓供述卷

供述者

東京都目黒区大原町一三〇七

平本道隆

明治三十七年二月二十二日生

自分は我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別段シ  
ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シ

マス

EXH. 2538  
Ref. Doc 1344

y. Takahashi

裏面白紙

Ref. Doc 1344  
一 私ハ元海軍大佐デス 昭和十一年十一月十五日海軍中佐トナリマシタ  
二 私ガ文部ニ派遣サレマシタノハ昭和十五年五月一日同一同年九月五日迄昭和十六年七月二十日一同年九月一日迄ノ二回デアリマシタ

三 第一回ノ時ハ支那方面艦隊司令長官侍候指揮下ノ聯合艦隊部隊指揮官兼第一聯合航空兵司令官ノ航空主任參謀テアリ第二回ノ時ハ支那方面艦隊司令長官侍候指揮下ノ第十一航空艦隊司令長官ノ航空主任參謀ヲ勤メテ居リマシタ

四 昭和十五年五月一日以降同年九月三日迄ハ四川省方面攻撃ヲ實施シ主トシテ重慶攻撃ニ重點ヲ置キマシタ、ソレハ支那軍ノ精銳意志ヲ發揮シ中國ノ軍事中権機関ヲ擊滅シテ支那軍事ヲ早期ニ終局シ度イ焉デアリマシタ 本期間ノ作戦ハ無百一勝作段ト呼得サレ且海軍協同作戦トシテ實施サレクモノニアリマス

五 重庆トイフ虎ハ盆地デ川ノ交叉點ニアル四・五哩平方ノ凸凹ノ多い小サナ市街テ殆ンド當時雲ニヨツテ被ハレ此ノ中ニ第三回艦船等ガ被襲シテキテ爆撃ニハ景モ因難ナ處デアリマシタ 従ツテ攻撃目標既定ニ當ツテヘ指揮官ノ景モ苦心ヲ御ツタ處デス

Ref. Doc 1344

## 六

元宗派軍既に勝利が確立以来最初ノ實戦ニ参加シタ  
ノガ第一次上陸場テアリマシテ最初カラ歟少ナ場  
所ニ第三回艦空爆撃シテキテ吾シイ艦團ニ從事シ  
テ來タ艦空上攻撃目標ノ決定ニハ一兵ニ至ル迄細  
心ノ注意ヲ拂ツテ來タ次第デアリマス

重慶攻撃ニ際シテハ軍事目標ノミヲ標示シソレ以  
外ノモノヲ達成セサル様万全ノ措置ヲ採リマシタ、

即チ

(1) 軍令部デ調査シ同部デ發行シタ軍事施設ヲ色別  
シタ重庆市街圖ヲ各機ニ發行サセ指示目標ノ明  
確ヲ期シタ

(2) 通報責任部隊司令部デハ各機ノ手數ヲ講シテ最  
近ノ重慶情報ノ入手ニ努メ隠者ノ利用ハ勿論特  
ノアル場合ハ機ヲ遣セス之等ヨリ最近ノ重慶情  
報等ニ軍事中核機器ノ所在ヲ攝取シテ之ヲ地圖  
ニ登録シ攻撃目標を定上ニ活用シテ正確ヲ期  
シタ

(3) 機會アル事ニ「空襲ニシスル標準」及「侵襲規  
則ニシスル難易」等ノ中央ヨリノ指示事項ヲ搭  
乗員ニ説明シ萬全ヲ期シ併せて我海軍ノ公明正  
大ナル傳統精神ノ身分ニ努メタ

裏面白紙

Ref. Doc. 1344

然シ重慶ノ軍事中権機関ハ主ニ市街西方地區ニアリマシタガ故兵司令部等ハ城内ニ設在スルモノモアリ、高角砲三門地ハ相當完備シテキルヤウデ全市要塞化ノ觀ヲ呈シテ居リマシタ苟又蔵軍戰闘司令部ハ重慶市内外ノ數ヶ所へ七ヶ所ト稱セラレテ居タニ設ケラレ隨時移動シテキルトノ情報ヲ入手シテ居リマシタ即チ當時我々ノ入手シテキタ情報ニヨレバ

(1) 市街西方地區

(2) 西方郊外

(3) 城内西方地區

(4) 南岸郊外

(5) 南岸郊外等

(6) 南岸西方郊外等

ガ移動司令部所在地ト推定シテ居リマシタ。

ハ右ノ様ナ情況モ考慮ニ入レナガラ市街西方地圖ヲ主トシテ市街内ノ軍事施設ニ對シ二、〇〇〇一三、

〇〇〇米ノ高度ヨリ目標ニ對スル判定ノ正確ヲ期シナガラ精密照拂ニ依リ攻撃ヲ實施シマシタ。

九次ニ私ハ昭和十六年七月二十日一九月一日迄二回目ノ重慶攻撃ニ重點ヲ置イタ四川省與地攻撃作戦ニ参加シマシタ

此ノ攻撃ハ前年度ノ成果不充分ヲ補フ目的デ實施サレタモノデ攻撃目的攻撃計畫實施共ニ前年

度ノ要領ヲ階級シマシタ

裏面白紙

今度モ第三回船難、亦及西長等ニ對シ不測ノ災厄ヲモ蒙テヤシマンガ事メ子ノ外交手段ニ依リ第三國關係機関人異等ニ南洋移載ラ要求シ現中第三國艦艇ニ對シテハ先年ノ「バナイ」號事件ノコトモアリ不氣弱等ニ依ル不運ノ不祥事ヲ収容イタシマシタ。

一、然シ獨々ノ重慶市街東方ノ草野施設攻撃ノ際北西方カラ進入シタ一隊ハ投下器不良ノ爲カ投下時機ガ過レ引キ過レノ一弾ハ河上ニ便治中ノ米砲艦「ツツイラ」號ノ艦尾附近ニ彈着シ同艦々尾ニ着雷中ノ煙艇ヲ暴損サセタ事件ヲ起シマシタ

本艦ニ被害ノ及バカツタノハ不幸中ノ幸デアリマシタガ注意ニ達意ヲもソテ居タル様ナノデ返ヘス返ヘスマ逐艦ナ出來事デアリマシタ

一、此ノ様ナ事ハ不氣弱ニ依ル不可抗力ナ事件トハ申セセ實施部隊ハ勿論過急ノ意ヲ表シ遺憾イタシマシタ。

又自分ハ情況説明ノ爲東京ト上海ニ急派サレマシタ。

中央當局並ニ支那方面全般共ニ過急ノ意ヲ表サレ御叱りソ受ケタル次第アリマシテ今后ハ一層攻撃實力上ニ注意ヲ仰ヒ尋ビ第三國權益ニ歴害ヲ及ボスヤウナ事ノナイ趣トノ觀示ラ受ケテ解除イタシマシタ。

Ref Doc 1344

Def Doc 1344

宣  
卷  
良心ニ從ヒ眞實ヲ通ベ何事ヲ元  
愁セズ又何事ヲ元爾加セザルコト  
ヲ

(署  
印名)

平

本

四

裏面白紙

裏面白紙

Def Doc 1344

昭和二十二年（一九四七年）四月十四日於東京

供述者 平 本 道 隆

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且  
ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマ

同日

於同所

立會人 稲 川 雄

7

23

22

J. Takemoto

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

丸不貞夫其妻

宣誓供述書

供述者

東京都杉並區高圓寺二丁目四四二  
山本善雄

明治三十一年六月五日生

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上文  
ノ如ク供述致シマス

EXH. 25-39

file no. #1338

裏面白紙

葛東國發單事裁判所

亞米利加合某暨其他

對

荊不貞夫其

宣善法透善

供述者

東京都杉並區高圓寺二丁目四四二  
山本善雄  
明治三十一年六月五日生

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次  
ノ如ク供述致シマス

EXH 25-39

Tex doc #1338

裏面白紙

私は一九三九年十二月二十五日から一九四二年二月五日迄支那方面

艦隊の參謀を勤めてゐました。

私は揚子江及珠江の自由航行制限又私沿岸の父通遮断、特定港湾の封鎖、特定港灣の出入禁止等の行政的措置の實務に關する任務を與へられた將校及其後繼者の一人でした。

一九三七年七月七日の支那事變勃發後長谷川提督は同年八月二十日に支那沿岸封鎖の宣言書を發しました。石宣言書は外務省より各國に通告されました。一九三七年の九月頃揚子江は支那軍の手に依り江陰及其上流數ヶ所に大汽船や其他的障礙物を沈設することに依り閉塞されて居りました。我々は作戦上の必要なる範圍内にて即我艦船の交通を確保する爲に此閉塞の一部を開きました。我々は此の作業に多大の危険と損害を冒して漸く必要最小限度の航行路の開闢に成功しました。軍用で急速に航行する日本軍艦及軍用船で右通路は混雜してみて第三回船舶の自由航行の余地は殆んどありませんでした。真上上流地盤に大規模の作戦が展開中でありますので右状況下では航行中の

裏面白紙

第三回 船及船舶が豫想出来ない事故に遭遇するかも知れないと言ふことを我々は心配してみました。事實彼等の航行は我作駆逐行を妨害する可能性が多分にありました。

滔子江の河岸には同列を航行する艦船及其他的の船舶に損害を與へてゐた支那のバルチサンがちようよしてゐました。支那軍の收容した機雷が航行の安全を脅かし又其の掃除次設標作業も充足に行はれてゐませんでした。かゝる事情の下では船舶の沈没は結局同航路の開拓を意味するものでした。上述の理由によつて支那軍は該線の通過可能水路の自由航行は制限されざるを得なくなりました。作戦上かかる措置は止むを得ざるものであります。我々は第三回の利権確保に關しては深く考慮し特に海軍大臣はかかる意旨の指令を發することを當に怠りませんでした。之に際して我誠意を證明する一例を擧げますれば米英船舶は食糧輸送並に乗組員交代の爲同水路の使用を希望して居りましたが我々がかかる事實を知りました時米英艦船による輸送乗組員交代領事館所屬員の乗船等に對しては制限致しませんでした。時には輸送

裏面白紙

の爲に日本船頭をも提供しました。緊急の際には我飛行機で輸送する用意ある事まで通知したこと記憶して后ります。珠江の事情に聽しましても哈々同様な事を申すことから來ませり作戰の必要上同河の自由航行の制限は不可避でありました。石の様な事情を維持する必要が減少しました時即ち一九四〇年同河の自由航行は許されました。

三 支那沿岸の交通運輸は在華日本人の生活財産を支那側の攻撃から保護する爲實施されたものであります。この自衛措置は支那の軍隊力を打破する爲に必要でしたので同措置は支那艦船にのみ適用せられたものであります。故に我々は第三國の平和的貿易に對しては出来得る限り之を尊重し取て干涉は致しませんでした。之を要するに交通遮断に關する我々の全ての行動は平時封鎖の場合と同様に差いて實施せられ平時封鎖に依る停航及押留拿捕は從來一般的に承認された方法で行われた。上述の如してあります。が支那軍と共に敵國に参加し又彼等に援助を與へた數隻の第三國船は押留されました。何故ならばかかる船の航行は平和的貿易を行つてゐると認められ得なかつたから

裏面白紙

あります、又第三回船で西郷上明殿に支那船と區別出来なかつたものは却留せられました。封鎖宣言後に中國國籍を取つた船舶に際しては我々は其船舶の屬してゐる國の法律に従つて取扱が行われてゐない限り同輸送を無効と見做す方針をとりました。従つて第三回の西郷の下に航行する船舶の国籍は斯かる有效なる處置が守られてゐるかを調査する目的を以て行われました。右處置が無效と思はれる場合には其船舶は扣留せられました。「セグレス、ロリータ」號及「ドレーラ」號は第一グループに属し「スバルタ」號は第二の「グループ」に在りました。

4

四 漢海の封鎖は其港湾が戰闘地域にあるか又は戰闘地域になりそうに思はれる港湾に之を適用されました。  
石炭船は同様軍事上の必要に属する様に扱られました。此の絶対必要に属する同戦艦は自動擣擊機雷布設に関する「ヘーグ」協定第二條に抵觸せぬものと解してゐました。此封鎖は敵船舶の該港の出入を阻止しました。上記事項は第三回の船舶に影響を及ぼさぬ調査には行きませ

裏面白紙

でした。併し不幸な事故が起らぬ様危険物の所在地を明らかに指示致しました。港湾封鎖施行前に同港在船中の船舶が安全に出港する餘猶期間を與へました。我々は取扱封鎖を施行致しませんでした。従つて我々は宣言書を犯して港湾に出入する船舶を拿捕する意図はありませんでした。併し日本が同行為に依つて生じた損害の責任を負ひなかつたことも又當然です。

六 特定港湾の出入禁止の處置も又同様軍事上の必要に應ずる爲でした併し同處置は坂斗地域のみに布かれ第三回船舶に與へる影響を最小限度に減少する爲に施行猶豫期間が定められ第三回に通過されました。例へば我々は若干の異例な例外を除き港を旨した船舶も抑留しませんでした。原則として我々は單に既存航路の修正を指示することに止まりました。

上記手帳に關しては種々問題が起りましたが大部分は平和的で解決されました。從つて我作戦には重大な支障を來たしませんでした。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）四月二十一日於東京

供述者 山本 勝

石ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日東京ニ於テ

立會人

宗 宮 信 次

Kakemono #1335

裏面白紙

21

宣  
誓  
書

良心ニ従ヒ誠實ラ述べ御誓ラモ誠セズ又何事ラモ附加セザルコトラ

17

(署  
印)

山

平

三

雄

80

104 104/338

誓

5/5 Rejected

ref. no. 13  
1118

77

三〇

中古支那屋ニ於ケル支那船員ノ交渉難行ニ因スル外務省參奏

一九三七年（八月廿六日）

香港ハ我當國ニ對スル支那官ノ不法政令並ニ在支邦人ノ生命財產及私有金  
ニ對スル支那官ノ不正ノ侵蝕ニ對シ自衛手段ヲ執ルヲ餘然テクセラレタカ  
管初ヨリ局面ヲ最小範圍ニ限安センヨリチ全トシタ、然ルニ支那官某次ノ  
是戻ナル燒臘箇行私ニ依リ事態ハ發々重大ヲ加フルニ至ワタ

チ促シ彼ニ專諭チ安寧セシメントスル考慮ニ其  
和十二年八月二十五日午後六時以降北緯二十三  
八分ニ至ル支那沿岸ニ對シ支那船員ノ交渉ヲ  
スルノ措置ヲ執ルニ決シタ然レトモ右ノ埠港ハ前記ノ如ク直ラ支那側ノ  
不法行爲ニ對スル自衛的措置ニ外ナラヌシテ帝國海軍ハ該三國ノ平和則定  
而チ食糧シ之ニ干涉ヲ加フルノ企圖事有セサルモノナルコトヲ附言スル

萬葉

5/5 Rejected

1937.8.18  
1118

72

裏面白紙

高橋

三〇 中古支那屋ニ於ケル支那船員ノ交渉事件ニ「スル外務省參照」

一九三七年（八月廿六日）

番國ハ豈智乎ニ對スル支那軍ノ不法攻撃並ニ在支邦人ノ生命財産乃義理全  
ニ對スル支那軍ノ不正ノ暴虐ニ對シ自衛手段ヲ執ルテ餘憾ナクセラレタカ  
當初ヨリ局面予是小範圍ニ限定センコトヲ念トシタ、然ルニ支那軍は次ノ  
暴戾ナル挑撃的行爲ニ依リ事態ハ益々重大ヲ加フルニ至ツタ

右事態ニ對應シ支那ノ反省ヲ促シ東ニ專急チ安寧セシメントスル考慮ニ其  
キ番國海軍ハ已ムチ得ヌ昭和十二年八月二十五日午後六時以降北緯二十三  
度十四分東經百十六度四十八分ニ至ル支那沿岸ニ對シ支那船員ノ交渉ヲ終  
ヒタルノ措置ヲ執ルニ決シタ然レトモ右ノ措置ハ前記ノ如ク東ラ支那側ノ  
不法行爲ニ對スル自衛的措置ニ外ナラヌシテ番國海軍ハ於三周ノ平和開港  
港ヲ食糧シ之ニ干渉ヲ加フルノ企圖事有ヒサルモノナルコトヲ附言スル

裏面白紙

53

文書ノ出所尙ニ成立ニシテスル證明書

自分、林 肇ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、並ニ派付セラレタル  
日本語ニ依ツチ書カレ壹百ヨリ成ル中南支那暨ニ於ケル支那船員交通港所  
ニ門司<sup>ムチ</sup>ト外務省發表一九三七・八・二六題スル事類ハ日本政府(外務省)  
ヲ保管ニ係ル公文書ノ正陸ニシテ範例キル官シニルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月八日 於東京

林

肇

右是名捺印ハ自分ノ西筒ニ於テ置サレクリ

同 日 於 同 所

立言人

浦

鶴

隊

馬

新設圖書類別四〇一號(一八)

+ + + + + + + + + + + + + + + +

アメリカ合衆国ノ易省公式刊行  
「平和と戦争」より抜萃

E 2540  
depth 401 - (18)

一九三七年九月十四日、米國大統領は、中立條例適用の問題に就いては現状を維持すべしとの趣旨の聲明を發した。即ち合衆國政府所有の商船は、支那又は日本に對し、武器、彈藥又は戰爭用器具類の輸送を許可されない。而して、アメリカ國旗を掲揚して、斯の輸物品を支那又は日本に對して輸送せんとする其の他の商船は孰れも皆其の危險に於いて爲すべきものである。

+ + + + + + + + + + + +

「一平和と戦争」より抜萃

83

裏面白紙

5/5 Rejected

Ref No: #1126

22

ノリ行

支那戎克の海賊行為に関する外務省スボーカスマン談話へ一九三七年十月四日）支那水兵哨戒中の日本海軍小艦隊の一司令官の報告が収録するところによれば、さりげない支那戎克や、小型汽船の中にね、機関銃、小銃、ピストルなどの外に口銃五種から十種の雷式であるが十分威力のある小型の大砲を装備してゐるものがあるとのことである。此等武装船は無視し得ないもので且々支那軍々荷品を突破しようと企ててゐる。或る場合にはこのが我が驅逐艦を軽視して之に挑戦を敢てすることがある。

以下に掲げるのは、我が宣伝の面識に対する支那武装船の海賊行為の實例を示す一表である。

九月四日、紅海海に於て小型蒸氣船に曳航された大型戎克は我が艦隊に對し機關銃をもつて発砲し、此が爲我が士官一名負傷し水兵一名は死亡した。

裏面白紙

S/S Rejected

22

Ref No: #1126

支那戎克の海賊行為に關する外務省スボックスマン談話（一九三七年十月四日）支那水坂哨戒中の日本海軍小艦隊の一司令官の報告が掲載するところによれば、さりげない支那戎克や、小型汽船の中には、機関銃、小銃、ピストルなどの外に口銃五種から十種の雷式であるが十分威力のある小型の大砲を装備してゐるものがあるとのことである。此等武装船は、普通一般の小汽船のやうに無視し得ないので、又支那軍々需品を輸取して我宣誓の貿易線を突破しようと企ててゐる。取る場合にはこの様に武装した支那の小型船が我が驅逐艦を襲撃して之に挑戦を受けてすることがある。

以下に掲げるのは、我が宣誓の艦艇に対する支那武装船の海賊行為を示す一表である。

九月十四日、紅海に於て小型蒸汽船に曳航された大型戎克は我が艦隊に對し機關銃をもつて凌駕し、此が爲我ガ士官一名負傷し水兵一名が死亡した。

檢の一行に對し發砲した。

九月十五日、我が臨檢隊は崇善浦に於て、汽船中の支那保安隊より射撃を受けた。

九月二十六日、南澳島近海に於て我が哨戒船は支那保安隊の攻撃に遭ひ激戦の後之を屈服させた。

九月二十七日、崇善浦に於て小型汽船は我が臨檢隊に發砲し我方は之に反撃を加へ之を坐礁大破せしめた。

野村外郎大五郎一米六尺重二十八斤報部漫游宿泊十四年二月十八日

野村一ダルト、販賣ノ内情及運送ニ付手續書記を、質問アリセニ答へ手續書記報酬支拂ハ左、口語アタ。

野村六五八六日山ノダル山大便トノ會見ニ於テ、支那軍門由ニ済ケル在支那  
圓體參ニシテ、其管轄、閩粵等ハ對支軍事行動ニ付フ巴ムヲ尋セイ猶渠ア  
ル事、又ハ支那始體ニ併行シテ行ハル各軍團軍ノ營盤ノ修葺呼宇ル。

テノ所開議会問題ハ、從來深謀遠慮ノ爲め心努力  
體力スル意商アル。然ニ後來日本ヲ向キト  
シ、輒ルキノアルト限然スル商セアリ、蓋々體化テ  
各國ノ實業經濟活動ヲ好來ニ至り、則以ハル目的ヲ  
無イ。例ヘハ楊子江及珠江ノ如キ主要嘗ノ辟海  
テヤイコトヲ急切ニ説明サレバ、是ニ依テ崇國敢  
決眞諦ヲ取解シテコトヲ希望シテ當ル。

043 件、下三陽放送六ルニ約半テハイコトヲ氣セニ附明サレバ。元ニ儀テ柴田政  
府八勿論矣、他ノ管國モ況眞宗ヲ除解セシコトヲ看過シテ廢ル。

件ノ事ニ關するハ勿論其ノ他ノ諸國モ況眞正ヲ解セシコトヲ看過シテ居ル。

野村外務大臣「タル」<sup>ノ</sup>米口大臣守候事スル情報部長官西原子由伊二月十八日  
 野村「タル」<sup>ノ</sup>會議ノ内容及事件ニ付テ該門記入ノ質問アリトニ答ヘテ須  
 諸情報部主ハ在トより語アタ。  
 野村大臣ハ六日「タル」山大臣トノ會見ニ於テ、支那事變由ヨリケバ往來  
 國情參ニシテル各項、假想等ハ對大臣行ひニ付フ已ムラサキ管轄アマ  
 ル。又ハ支那邊境ニ許育々手行ハハル各國軍ノ當局ノ影響乎アル。  
 常日政府トヤテハ支那ニ於テノ所當局之問題ハ、從政者餘決ノ爲無心努力  
 ャテ致タノヲアリ。今後實力スル方面アハ。然ルニ御來日云々トキト  
 もセハ獨占營利ノ行動ヲ制ルキノアアルト際際スル向セアリ其タ遺憾テ  
 アル。常日政府ニ於テハ各國ノ對支那事變動靜來ニ至り開闢ハル目的ヲ  
 以テ行ひテ居ルノヲハ無イ。例ヘハ揚子江及珠江ノ航行運営ノ時勢概  
 件ノ下ニ開拓スルニ於エテハイコトヲ確切ニ曉明サレバ。又ニ依テ某國政  
 府ハ勿論其ノ他ノ諸國セ況海陸ヲ結連シコトヲ希望セテ居ル。

JCC-00001093

88

文書ノ出所 県立文書館

自分、禁  
聲ハ外ノ事大體是ノ職ニ成ル者ナル處。然ニ清付セリ  
タル旨六月ニ伏テ聞セリ。云々アリ。既ル當樹外、大國ノ一揆御大國會議ニ  
門ス。其事ハ五六月ノ外、是等ノ事は公文書ノ運営ニシテ真  
實ナル者ハルコトヲ確明ス。

昭和二十二年四月四日 聲取人

添

聲

右署名該印ハ自分ノ可否ニ於テハサレタリ

同上

立會人 原 邦 審

1943年6月4日

87

野村外務大臣「グル」米國大使會談ニ關スル情報部密談

(昭和十四年十二月十八日)

野村外務大臣ハ十二月十八日午後三時半外務省ニ在京米國大使「グル」山  
氏ヲ引見シ前回ニ引續キ兩者間ニ約一時間半ニ亘り支那事變ニ件ヒ日米  
兩國間ニ生起セル諸問題ヲ檢討シ兩國國交打開ノ目的ヲ以テ双方共建設  
的構想ノ下ニ熱心ナル會談ヲ達ケタリ。

尙ソノ際野村外務大臣ハ同大使ニ對シ揚子江下流域ニ於テハ開港ヲ必要  
トスル作戦上ノ絕對的要求モ漸次緩和シ得ル情勢トナリタルニヨリ軍ハ  
特及作戦上ノ必要ナル制限ノ下ニ南京下流ノ揚  
子江流域ニ於テは開港ヲ許フルコトナリタル旨通告

45 Recd

LOC # 254

野村外務大臣「グル」米國大使會談ニ關スル情報部備註

(昭和十四年十二月十八日)

野村外務大臣ハ十二月十八日午後三時半外務省ニ在京米國大使「グル」山氏ヲ引見シ前回ニ引續キ兩者間ニ約一時間半ニ亘り支那事變ニ件ヒ日米兩國ニ生起セル諸問題ヲ誠實シ兩國國交打開ノ目的ヲ以テ双方共建議的嘗神ノ下ニ熱心ナル會談ヲ終ケタリ。

尚ソノ際野村外務大臣ハ同大使ニ對シ揚子江下流域ニ於テハ開墾ヲ必要トスル作戦上ノ絕對的要求モ漸次演説シ専ハ情勢トナリタルニヨリ軍ハ右情勢ニ對應シテ治安維持及作戦上ノ必要な訓令ノ下ニ南京下流ノ揚子江ノ開墾ヲ解ク意論ヲ以テ諸般ノ事項ヲ盡フルコトナリタル旨眞告シタリ。

45 April

✓

LOC n 254

第四回

野村外務大臣「グル」米國大使會議ニ關スル情報部長談話

(昭和十四年十二月十八日)

野村「グル」會談ノ内容及意義ニ付テ新聞記者ノ質問アリシニ答ヘテ  
須磨情報部長ハ左ノ通り語ツタ。

野村大臣ハ本日「グル」大使トノ會見ニ於テ、文部事變中ニ於ケル在  
支米國機密ニ對スル各項ノ制限等ハ、對支軍事行動ニ件フ已ムヲ得ナイ  
結果ナルカ、又ハ長期建設ニ併行シテ行ハルル各種變革ノ當然ノ形ニ  
チアル。帝國政府トシテハ之等ニ就テノ所前懸案問題ハ從來共解決ノ爲  
極心努力シテ來タノモアリ、今後共盡力スル意向アル。然ルニ從來日本  
本ヲ助キトモセハ強占並他のノ行動ヲ歎ルモノアルト誤信スル向モア  
リ蓋タ過慮ナル。帝國政府ニ於テハ各國ノ對支經濟活動ヲ將來ニ亘り  
開拓スル目的ヲ以テ行動シテ居ルノテハ無イ。例ヘハ揚子江及珠江ノ兩  
キモ巡遊ノ時後條件ノ下ニ開放スルニモカテナイトコトヲ急切ニ説明サレ  
タ。之ニ依テ米國政府ハ勿論眞ノ他ノ諸國モ我眞意ヲ瞭解セシコトヲ示  
望シテ居ル。

C E R T I F I C A T E

Statement of source and authenticity

I, H. Y. SETHI, known, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese consisting of 2 pages and entitled "Remarks of the Foreign Office concerning the interview between the Foreign Minister Admiral Michinobu Nomura and the American Ambassador Mr. Joseph C. Grew, December 10, 1939," is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo,  
on this 15th day of January, 1947.

K. Hayashi  
Signature of Official

Witness: T. Sato

裏面白紙

22-5-5 45(1) Mr. Roberts and Mr. Sonoya

Dut. No. 1381

昭和十四年六月二十七日宣傳

香川海防部長ハ昭和十四年六月二十七日ヨリ瀬戸及福井ニ馳シ宣傳行動ヲ開始セルニ付港内在住ノ船三隻被没ニ始終ハ二十九日正午（日本時間）前ニ瀬戸ニ在リテハ東經一二一度一五分以東ニ船頭ニ在リテハ東經一一九度五〇分以東ノ瀬戸ニ從デラレ西ク右時刻以後往來及通航ノ港口ハ右宜む行動ノ必至上障礙物及危險地ヲ知テ開港セラルベク軍艦此等港口ノ航行ハ不能トヌルベシ然ツテ右時刻迄ニ出港セザル港港ノ直航及間道ニ有ルコトアルベキ根拠ニ於シテハ我方ニ於テ其ノ實ヲ表フコト能ハズ合意取扱にて置古ノ事

日本汽船玉木丸以東、高松水道中大御

（「セントラブイ」附添）

自當天及同日同港ハ該船並トタルベキニ有此等船隻在住ノ事

凡人ハ底ルベク總ニ當面セシメラレ處シ。

裏面白紙

自分ハ社員社入日本國務省官員ノ後タル時公人として國會實業委員会ノ事に在  
り長ノ間ニ居ル者ナル處、其ニ添有セル日本國ニ於ケリ即日セラレ一九九二年  
夏ヨリ成ル「昭和二十年の政府信託」ト逐スル即日ハ前記日六月一日也  
否ガ難矣ナル蓋特ニ空キ通報發行シタル文書ノ一ナルコトヲ證シス

昭和二十一年四月十三日

於 東京

日本國公使館  
發 下 正

- 2 -

正誤表

拂曉會場第一三三一號

標題ト一行目ノ間ニ左記ヲ追加記入母レ候

六月二十七年午前九時支那方面總除司令長官ノ名ヲ以テ、三浦總領事ヨリ奉勅各交回終及ビ各該日ニ察テ通告シタ福州及ビ泉州ノ封鎖ニ因スル旨計ハ次ノ通りデアル。

Ref No. #1331

61

E 254/  
Df4/1330

ノ如クレ、諸事シマス

自分等ニハニハルル方式ニ於ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ實シタル上文

明治二十二年一月十六日牛

書

東京都紙谷町公見司前  
本 貢 治

本 貢 治  
妻 本 貢 治

大 本 貢 治  
妻 本 貢 治

ノムーラー和(メイモ)  
ヨウジタニスル  
(ムサシキ)

22

末

裏面白紙

95

案

大日本陸軍軍事裁判所

瓦恭泰合榮興共組

対本夫興義

原告者 東京地檢署公認司

本重治

明治二十二年一月十六日付

自分は、ニ行ハル方云ニヒ先ツ別紙ノ通り宣傳書シタル上文

E 254/  
Dfby/33-

ノ如ク仁道ヨシマヌ

94

私ハ一九一九年東京帝國大學法科卒業、一九一五年秋英國留學トシテ  
海軍官に入り一九二五年同一官船ニテ同省ニ勤務、其ノ後ハ二種  
種々次第於二種官局ニ勤務ラ經歴シテキマス。

一九二一年私ハワシントンノ海軍法規院ニ於海軍門を貢トシテ出席  
シマシタ。

一九二二年私ハ海牙戰時法規正五法律家を賜ヒニ法徳専門を貢トシテ  
出席シマシタ。

一九二七年一九三〇年一九三二年一九三四年一九三五年ニシエキバ  
ビロンドンニ於ケル連合國會議ニ法律專門を貢トシテ出席シマシタ。

海軍官ニ於ケル私ノ主なる任務ハ法令ノ制定又ハ改正ニシテノ草案  
ヲ審査シ之ニ附スルニ見テ該軍大臣又ハ海軍次官ニ異ニスルニアリマ  
レ<sup>1350</sup>レットテ該案々會議承認ハ各國へ開布シマシタ。此ノバンフ  
ガ無カリシコトニ覺え不必要ヲ貴ヒ、又ハ第三回トノ間ニシルコトノ

裏面白紙

アリ得ベキ取扱ヲ遙ケンタメニ空襲ニ付スル法則ヲ制限ニスルヲ要スルモノト決定セラレマシタ。此等法則ハ軍事行動ニシテ余り嚴格ナル制限ヲ加フルモノデアルトノ不平ガ由先カラナサレマシタ。製布ノ法則ハ命令タルノ效力ラ有シマシタ。

1330  
次テ一九三七年九月二十四日暫定的規章ガ前記同一部ニ製布セレマシ。之ハ「空襲規章ニ付スル事件」ト謂スルパンフレットデアリマス。此箇二ノパンフレットハ由来津原次官ガ受ケタ報告ニ依レバ先キニ由考レタ規章ノ監修ナル歟守ラ破却スルガヨニハ規章ラ更ニ弱ニニスルヲ要スルトコロヨリ同次官ノ發行ニ該キ出セレタモノアリマス。併ヘバ一報告ニ該博士ハ「單獨目標ト是ハルルに自基ヲ擧證セリト在リシトコロ撲滅ハコヘ確實ニ其ノ空の的確ナラ御カムルコトヲシテ目的物ヲ擧證ムル當ルニノ異議ナガ居サレハマス。」  
12月次テ一九三七年十一月更ニ一説書ノ監修拿ホニ付スル見通シガ出サレテ該監修各點ニ付却サレマシタ。コレモ其監修ニ適用スペキ監修上ノ確定ノ結果ニ付キノ規定ト同様に成サレマシ。

裏面白紙

以上此等ノ警戒事務守サレ居ル。警ヲ警カメ且當一ニモ非復本筋目標又ハ財産等ニ於三様ノ夫レ禁ノモノニ不必要ナル領地ヲ加フルコトヲ防止スルタメ日々ニ次ル出先カラノ報告ニシテ懲戒ナル在在ガ行ハレテキマシタ。

一般的ニ言ツテ平時封鎖ヲ行フコトハ相等手段ニ訴フルコトヲヨリ少ナクシ以テ武力使用範囲ヲ局限ニルモノトシテ相當承認セレテ居ル故ニ思ハレマス。平時封鎖ノ近頃ニ於シ於三點指摘メ實在ハ疑議不疑、學會ノミニ行ハレマシタ。其ハシイ旨ニ付シテハ其ノ即ち諸ラ種ムル爲多少兵タ執事シナコトモアリマシタ。其ノ後ノ場合ニハ既ニ中止シニ付シテ直井ノ意、前報助ラ馬フルタ。其ノ餘ガ用ヒラレナル場合ノミニ有モセラレマシタ。

第三はニラノ流利ノ事也ニシテハ當ニ之ニ對シテモル異常ラニ在シ又其ノ始終ハ至難奈ノタヌ出先ノニ沃々無能無育ニ之ヲキツテモマシタ。更甚全ニハ開港ノ場所ガ亞ク中間ノ處ニ下ニ隨スルタク表ラ行フニ因テ感ズルコトモアリマシタ。而後移ガ卒時過然ナ行ヒツツアル港ニ入ルコトヲ餘ニ見給が陸止セラル、コトハ次、海面ラ今ム既ル既ニシツテ遷セラレテキル所デアリマスル。

裏面白紙

99

昭和二十二年（一九四七年）四月十六日  
於東京

東京都新宿區松濤町五

桂 沢 勝 大 稔 治

右ハ誓立之人ノ西曾ニテ官認シ且ツ其名捺印シタルコト 聖母シマス

日 目 於東京

立 宗 宣 勝 次

-4-

98

W.W.C. 133.

裏面白紙

100

官  
都  
白

良心ニ從ヒ監督ヲ除ヘ何事ヲで訴訟セズ又何事ヲ附加セザルコト  
シテ

(四名捺印) 横木重治

-5-

99

Q. A. #1330

EX-2542  
Ref. No. #1219

空襲ニ關スル要項

後本書記官

○ 空襲ニ關スル警報法規則例一宗シ居ラス本要項ハ各類法規等例等テ酌シタルモノニシテ中庸ヲ尊ルコトニ努メ

タリ也。本標準ノ範囲内ニ於テスル行動ハ他ヨリ非難ヲ

ナシト信ス

要項ニ過ギス各類状況ニ順應シ取捨ノ餘地

然ナリ

□ 爆撃目的物

爆撃シ得た目的物

當敵都市町村等が防守ヤラレタル  
ト防守ヤザルトヲ問ハズ左記ノモ

ノハ爆撃シ善支ナシ

(1) 駅舎(各駅舎、修築進洋舎ヲ含ム)

爆撃シ得サル目的物

○左記物をハ軍事上ノ目的ニ使

用ヤラレサル限り爆撃ヤサル

モノトス

○尤モ被爆者ハ見易キ標示テ爲  
スコトヲ要ス從テ右表示ナケレ

裏面白紙

空戦ニ關スル標准

機本空記官

○ 空戦ニ關スル標榜法規第一宗シ居ラス本標準ハ各種法規實例等チニ酌シタルモノニシテ中庸ヲ學ルコトニ終メタリ從テ本標準ノ範圍内ニ於テスル行動ハ極ヨリ非難チ受クルコトナシト信ス

○ 本標準ハ所謂標準ニ過ギス各項状況ニ順應シ取捨ノ餘地アルコト當然ナリ

□ 憲  
典  
日  
本  
物

標榜シ得ル目的物

當該都市町村等ガ防守ヤラレタル  
ト防守ヤザルトチ問ハズ左記ノモ

ノハ標榜シ善支ナシ

(2) 並<sup>ム</sup>陸<sup>ヘ</sup>空<sup>陸</sup>、海<sup>陸</sup>巡洋艦<sup>ヲ</sup>含

標榜シ得ル目的物

○ 在記物<sup>ヲ</sup>ハ軍事上ノ目的ニ使

用ヤラレナル限り標榜ケサル

モノトス

○ 尤モ被標榜者ハ見易キ標示ヲ爲  
スコトヲ要ス從テ右標示ナケレ

裏面白紙

- Ref Roc # 1219
- (1) 軍用運送船、軍用給油船其ノ砲  
軍ノ用務ニ假スル特務船艇
- (2) 家族  
(兵員少數ガ都市町村内ニ散在  
ヤル場合ヲ除ク)
- (3) 軍事工作物  
各種工事（塹壕、防材等）
- (4) 軍事建設物  
軍需、兵營、軍ノ航空機終着原  
駕轎、工廠等
- (5) 宿舎守所  
軍ニ属スル軍需品子倉所（軍用  
ニ供ヤラルルナルモノハ民有  
ノモノト匪モ機械シ差支ナシ）
- (6) 兵器彈薬、軍需品工場

○敵軍除ノ標識ト爲リ又ハ之等ヲ  
利居シテ軍事行動ヲ行フガ如キ  
場合ニハ警戒シ差支ナシ

(1) 公衆ノ避難所  
病院、佛閣、教會堂等

(2) 救護所等ノ招ニ矣ヤラルル建物  
學校、圖書館等

(3) 痘患者ノ用ニ供ヤラルモノ  
養老院ハ病院病室、醫病者收容  
所、病院、船等

裏面白紙

103

(4) 歴史上ノ記念建設物

記念碑、塔、美術館等

民間工場ト職モ石ニ販賣スルモノハ  
機械シ等支ナシ尤モ純分品  
ノ下精工場ノ如キ小工場ハ除外  
ヤラル即チ比較的著名ナルモノ  
ニ望セスペキモノトス

(7) 里草上ノ目的ニ使用ヤラル交番  
線、里跡線、警報置需品輸送ニ  
充テラル線路、港湾施設  
前記御レノ目的ニ對シ整備テ  
フ際ニ王第三橋及第三橋ハニ隔ス  
ル物件ニ損害ヲ與ヘザルコトニ最  
果ノ生ムチ拂フコトヲ要ス

(3)

102

Heg Rec # 1219

裏面白紙

Ref. No. #1219

| 爆撃シ得ル場合  | 爆撃シ得ザル場合  |
|--|---|
| <p>陸上軍隊（連隊參チ含ム）ノ作戦行動ノ直近地盤ニ在リ雪被る都市村落ニ大部隊集中カラレタル場合（普通人民ニ危険ヲ與フルコトアヘルモ已ムナ等ス尤モ断ル場合ニ</p> | <p>(1) 蘭ニ普通人民ヲ威嚇シ質疑的攻撃テ有ヤザル物等ヲ破壊シ非戰スルハ不可ナリ<br/>           (2) 陸上軍隊ノ作戦行動地盤トハ</p> |

(1) 郡市町村ノ爆撃

- 郡市町村全部（防守、非防守双方テ含ム）キ日爆トスル事含テ能ス
- 郡市町村内ニ在ル物資ニ付テハ侵襲目的物ノ類ノ爆撃ニ依ル
- 郡市町村全體トシニハ目標ト爲シ得ザル場合ニモ所在ノ目的物テ捕々ニ爆撃シテ差支ナシ

(1) 案 球 警 告

空襲ノ場合ニハ避難陸續ト異リ、本邦ノ象告ヲ必要トヤス

(2) 文 明 ノ 等 等 緊 墓 内 ニ 限 ル ベキ コト

其同種理、本管居留地ヲ巡クルハ勿論租界外ト韓モ約三週人ノ利害  
緊密ナル部分ハ之ヲ經クルヲ要ス

於テモ出立事レバ普通人民ニ對  
スル危險ヲ極度スルニ努ムベキ  
コト勿論ナリ)

(3) 敵 發 ニ 駆 ゼ ザ ル ナ 行 フ コトハ 不 可 ナ リ  
スルコトヲ得ス

裏面白紙

文書の出所故に公正に付する證明

一、本證の書に添付した七葉から成る「空襲に関する標準」と題する文書  
は昭和十二年七月二十七日海軍省から左の各部に参考として送られた官  
房機密第二八〇〇號の書である  
送　　出　先

司令、第二、第三機収司令部  
第一、第二、第三航空機収司令部

第一、第二聯合航空機収司令部  
第五、第八、第十二機収司令部  
第一、第二水雷戰隊司令部  
第一、第二水駆隊司令部

第二十二、二十三航空隊

二、本文書は参考として送られたものではあるが實務上命令に準ずべき事  
等のものである

裏面白紙

107

三、本文書は當時海軍書記官として海軍大臣官房に居つた小官が職責上  
研究作成したものでその原本は現に小官が保管してゐる  
右は立派に相違ないことを證明する

昭和二十一年十二月十一日 於 東京

證人 第二海員局文書課長  
今村 丁之介

7

106

Ref. No. #1219

22

文書の出所並に公正に圖する證明

一、本證明書に添付した八葉から成るへ

規則に關する雜件と題する文書は昭和十二年九月二十四日海軍省から左の各部に参考として送られた官房機密第三八六三號の旨である

送付先

聯合、第二、第三艦隊司令部

航空艦隊司令部

航空隊司令部

第一、第二、第三艦隊司令部

第二十二、第二十三航空隊

本文書は参考として送られたものではあるが慣例上命令に準ずべき往來のものである

EX. 2543

My Dec 12/8

裏面白紙

文書の内所並に公正に圖する證明  
一、本證明書に添付した八葉から成る（一）是  
（二）規則に關する雜件と題する文書は昭和十二年九月二十四日海軍省か  
ら左の各部に参考として送られた官房機密第三八六三號の寫である

送付先

聯合、第二、第三艦隊司令部  
第一、第二、第三航空隊司令部  
第一、第二、聯合航空隊司令部  
第五、第八、第十二艦隊司令部  
第一、第二、水雷隊隊司令部  
第一、第二、潛水隊隊司令部  
第二十二、第二十三航空隊  
のものである

EX.2543  
MAY 16 1943 / 2/8

裏面白紙

本文書は當時海軍書記官として海軍大臣官房に居つた小官が職責上研して海軍大臣研究作成したものでその原本は現に小官が保管しているのでその原本を用ひて小官が右は事實に相違ないことを證明する

昭和二十一年十二月十一日 於東京

本文

眞人 第二復員局文書課長

村了之介

2

Huf Kor #1218

裏面白紙

110

昭和十二年九月  
復本書記官

爆撃機による爆弾投下

レフ. No. 41218  
軍事目的の爆弾投下は、單ニ敵國人民ヲ成爲スル目的ヲ以テスル爆弾ハ禁止セラル。

從ニ敵軍ノ場ヨリ遠隔スル都市町村内ニ在ル、軍事目標以外ノモノニ對シ爆弾ヲ爲スガ如キコトハ道義ナラズ。

二 爆撃目標ノ選定

① 爆撃ハ必ず軍事目標ヲ狙ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス。  
軍事目標ヲ誤セタルモ、避ケベカラザル錯誤ニ候リ他ノ物件等ニ損害ヲ與フルコトアルモ、之ハ我國行爲ニ倣フ已ムチ得ザル結果ニシテ如何ントモ致シ方ナシ。

軍事目標ヲ正確ニ爆撃シタルモ、其ノ自然的結果トシテ他ノ物件等ニ損害ヲ及ボスニ至ルコトアリ之ハ全ク防制スペカラザル結果ナル

ヲ以テ責ヲ負フベキ限りニ非ズ。

(四)軍事目標不分類ナル場合ニ、多分此ノ邊ニ軍事目標存スペシトノ根柢ノ下ニ爆弾スルコトハ、結局無差別ノ爆弾ヲ行フコトト爲ル

ヲ以テ新ル爆撃方法ハ正當ニ非ズ。

(四)軍事目標ト信ジテ爆撃シタルモ、實ハ誤認ニシテ目的物ガ軍事目標ニ非ズシテ他種ノ物件等ナリシ場合ナキヲ保セズ。斯ル場合ニ於テハ右爆撃ガ軍事目標ノ選定ニ付相當ノ注意ヲ以テ行ハレタリヤ否ヤノ開闢起ルベシ。

相當ノ注意ヲ以テ行ハレタルヤ否ヤハ被爆之物件等ノ所在箇所、四國ノ狀況等ヲ參酌シテ判定セラルルコトト爲リ、其ノ結果相當ノ注意ヲ以テ右爆撃ガ行ハレタルコトハ即チ一發空爆勤務ニ服スル者ガ右ノ場所ニ於テ、右ノ狀況ニ於テ、普通ノ注意ヲ以テシテハ誤認スルモ已ムチ得ザル程度、判明シタル場合ニハ其ノ責ヲ同ハルルコトナキモノトス。

(四)陸上ニ於ケル飛場及其ノ至近ニ於ケル過境ヘ陸路ノ行ハルル區域及

104 16c # 1218  
船船ガ防守セラレタル都市町村等ヲ砲撃スル場合之ニ協同スル場合  
(イ) 斯ル場合ニハ現ニ戰闘ノ行ハルル場所ニ、非戦団員又ハ非軍事的  
物件等存在スルモ、事實上ノ國民又ハ軍事的物件等ト分別スルコ  
ト不可能ナルヲ以テ一律ニ爆撃(無差別爆撃)スルコト已ムヲ得  
ザル所ナリ。尤モ此ノ場合ニ於テモ病院、學校(軍學校ヲ除ク)  
圖書館等ハ出來得レバ保護スルコトニ努ムベク又非戦団員ノ損害ヲ  
故意ニ増大スルコトハ之ヲ避ケベキモノトス。

(ロ) 前段ニ對スル軍隊、軍需品輸送ノ爲、當時使用セラルル道路ノ通  
過スル近接地ニシテ、戰場ト餘り隔離セザル區域ハ戰場ト同視セ  
ラルベシ。

44 曽時軍事機造ニ用セラルル列車、停車場ハ夫レ自体軍事目標タル  
ノミナラズ、其ノ近接地ニモ軍事目標タルニ至ラシムベシ。  
44 炮兵は目標ハ軍事目標へ軍隊、艦船、軍事施設、軍事建設物、軍需  
品貯蔵所、兵器彈藥等工場、軍事上ノ目的ニ使用セラルル通信、

航空・港湾施設）（昭和十二年七月二十七日官房機密第二八〇〇號參照）ニ依ルベキモノトス。

（四）普通官廳、經濟機構ノ破壊ハ之ヲ差控フベキモノトス。（特別事情ナキ限り）

（五）イノ侵襲目標ヲ毀滅スルニ方リテハ非戦國員（特ニ第三國人）及特別保護物（病院、學校等）ニ成ルベク損害ヲ與ヘザルコトニ努メベキモノトス。（標示シアル場合ニ於テハ特ニ注意スルヲ要ス）（六）縱令軍事目標アリタリトスルモ差シテ重要物件等ニ非ズ而モ之ヲ爆撃スルガ爲ニ非戰國員非軍事的物等ニ重大ナル損害ヲ與フル虞アルトキハ人道的見地ニヨリシテ此等ヲ差控フルヲ可トス。

（註）感情ニ隨シテ戦具ヲ收ムルコトヲ躊躇スルノ不可ナルハ勿論ナルモ人道的要求ニハ從ハザルベカラズ。

復仇ノ念ニ驅ラレ報復ニ交戦權ヲ擴張シタル歐洲大戦ニ於テモ軍事目標ヲ

Ref loc #1218

裏面白紙

114

見スルコト能ハズ盲事ヲ爲スハ非戰國  
ノチ發行スル處アリトシテ爆弾ヲ敢行  
セズ其ノ誠意過シタル例ナキニ非ズ。  
一九一四年九月八日錦國一雄士官ハ  
Mülhouse 舉事ノ命ヲ帶ビテ造發シ  
タルモ、目的物ガ雲霧ノ爲發見不可  
能ナリシヲ以テ、非戰國ノチ發行セ  
ンコトナシヒ、爆弾ヲ投下セズシテ  
Belfort ニ着陸シタリ。

一九一四年九月二十三日英國飛行機  
く Busseldorf 及 Cologne 爆弾ニ向  
け Busseldorf ノ「ツェマリン」若  
角麻琴等テ行ヒタルモ Cologne 市ハ  
雲霧ニ蔽ハレ居リ一時開局圖ヲ飛行  
シタルモ同目的物ヲ撃墜スルコトヲ

113

113

裏面白紙

得ズ爆弾ヲ敢行スルハ非職員ヲ殺  
傷スルノ虞アリトシテ其ノ發動地ニ  
當還シタリ。

「一九一七年八月十日伊園ハ左ノ通旨  
ノ轉用テ有シタリ。」

「凡テノ飛行機ガ爆弾ヲ投下シタル  
次第ニ非ズ。其ノ一部ノモノハ暗  
迷ノ爲一威市民ヲ損傷センコトヲ  
實リ攻撃ヲ爲サズシテ飛行基地ニ  
當還シタリ。而シテ右ハ伊園ニ於  
テハ一成ノ規律ナル暴虐ヲ加フルテ  
當トシ、月明ノ夜「ボ」及「イ  
ソング」河流城ノ住宅地區ニ爆弾  
ヲ投下シタリ云々」

Jap Rec #1218

## 文書の出所立に公正に認する聲明

本聲明書に添付した二葉から成る「車両一機當第四〇九號 昭和十二年十一月十五日附の件承認板に認する件照會」と題する文書はこれを出された當時海軍大臣官房に居り山陰法規課係の主務官であつた復本書記官に配布され現に所持してゐるものとの為に相違ないことを證明する

十一日 於東京

便 本 重 治

Ex. 2544  
DEF LOC # 223

文書の出所並に公正に議する聲明  
本證明書に添付した二葉から成る「車考一機密第四〇九號昭和十二年十一月十五日附の件奉取扱に關する件照會」と題する文書はこれを出された當時海軍大臣官房に居り訓除法規係の主務者であつた眞本善記官に配布され現に所持してゐるものとの氣に相違ないことを證明する

昭和二十一年十一月十一日 於東京

眞本重治

Ex. 2544

DEP LOC # 223

便本直治氏は文正四年より昭和二十一年迄海軍省少将又は海軍次長  
海軍監紀官として海上大臣官房に在り奉事上本文書に署名すべく記述  
あつたことを證明する

昭和二十一年 月 日 於東京

復員局第一課課長 田中謙

2

送人  
該局第一課課長 今村了之介

116

講義図画

軍令一號密函〇九號  
昭和十二年十月十五日

海軍省軍令局長

軍令部第一部長

兵三艦隊參謀長

件　停泊取扱ニ關スル作照會  
親書内に入りタル支那兵ノ取扱ニ關シテハ對外關係ヲ考顧ノ不法皆無ノ事  
強ノ口實ヲ與ハザル様停ニ留置シ砂クトモ停頓トシテ收容スルモノニ付テ  
ハ領隙地規ニ照フ我公明正大ナル威儀ヲ中外ニ示スコト肝要ナルニ付現地  
ノ尊情之ヲ許ス既リ概本左記ニ依リ處理セラルル種々處

DDP LOC # 5223

3

117

備註

118

## 記

一 俘虜及戰死者ノ氏名所屬等ハ支那側ニ通報ス  
二 傷病者ノ取扱ハ粗暴ニ唱ラザル候留旗シ死亡セル場合ニハ之ヲ支那側  
ニ通報ス  
三 戰死者ノ遺留品(有價物、信書等)ハ支那側ニ送還ス  
四 其ノ他俘虜ニ關スル情報ハ能フ限り支那側ニ通報ス  
五 以上支那側ヘノ連絡ハ我總領事相ヲ通シテ行フ  
(本件ハ陸軍中央トモ協議済)

(略)

LW LOG # 243

TRANSLATION CERTIFICATE

I, Alvin L. Clinton, of the Seafair Lodge branch,  
hereby certify that the Japanese translation appended in the  
above certificate is, to the best of my knowledge and belief,  
a correct translation of the original Chinese  
of the original document.

/s/ Alvin L. Clinton

Tokyo, Japan

Date 13 January 1942

119

120

総面図

憲令布參於密第五〇號

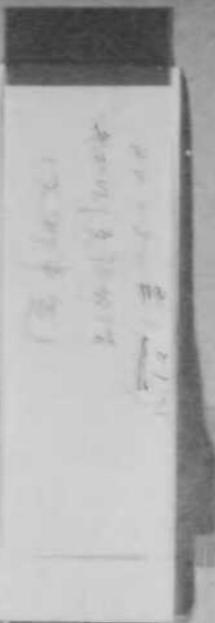
昭和十二年十一月二十一日

軍令部第一課長  
海軍省軍務局長

y Takahashi

1

EX-2545  
file No. 275



口スル件申進

首領ノ告ニ曰シテハ從來敷次ニ亘リ指示又ハ申進ヒラレ候事今後諸事は取  
扱成務ニ付前發付ノ封鎖口係必須事項ヲ取組メ左ノ通報並其之方略施ニ  
織れトキモ御ヒラレ度

記

六立四人（合社ヲ含ム以下同ジ）所有ノ支那熟地

日本對外貿易促進會ノ事務處ハ本國業者ニ蒙る如何ニ拘ラズ凡

120

121

裏面白紙

軍令部參謀密書五〇號

昭和十二年十一月二十一日

軍令部參謀一科長  
海軍省軍務局長

J. Takahashi

支那方面總監參謀長  
第幾師團參謀長

EX-2545  
tel No. #/299  
船泊ノ商船拿捕ニ因スル件申進  
首腦ノ件ニ因シテハ從來數次ニ亘リ指示又ハ申進セラレ候今般諸般取扱  
料成格ニ付此發付ノ討報目係然須高頭ヲ取組メ在ノ船泊連絡之方略並ニ  
拂拂ナキモ即セラレ度

四

マ立那人（今社チ含ム以下同ジ）所存ノ支那勢情

ト對敵貿易チ居入シ又ハ其因スル船泊ハ乘員乗客等ノ如何ニ拘ラズ凡

裏面白紙

テ之ヲ拿シ指定地（馬公、佐世保又ハ旅順ノ中遼宜ノ埠以下同シ）ニ引致ス

（一）專ラ沿岸商業其ノ他地方的生業ニ從事スル小舟等ハ特別ノ理由（徵對行焉、軍隊戰用物資材料ノ輸送等）トキ限り拿捕ヲ免駁ス

（二）指定地ニ引致シ雖キ專由アル場合ハ日本左記ニ依ル

（1）重要ナル船舶

中央ノ指示ヲ承クテ處理ス

（2）小汽艇帆船或克等重要ナラザル船舶

指定地以外ニ於テ監視船（人）ヲ附シ得ル其地アル場合ハ同地ニ引致供給ス

前項ノ處置不可能ナル場合ハ左記ニ依ル

（1）搭載物件中軍用物資材料（裝備機械ヲ含ム）ハ之ヲ製造販賣シ押收ニ適セザル時ハ道宜之ヲ専分ス

（2）機器物件材料以外ノ搭載物トモモノ分量過多等ノ時ヨリ見テ想ひ得

He, Ho. / 275

裏面白紙

123

他アリトタルモノハ必長ニ自ジ或用物等付ニタルガヨテス

(3) 他三人所有ノ賃貸ヲ有スルトキハ賃料の件材料ハ抑留ス  
海口、廻州等ノ沖合ニ於テ皆三間前ヨリ賃貸ヲ支那人所有ノ或克  
等ニ書知ヘシ場合之ガ賃用物件材料ナルコト唯アリト取シタ  
ルトキハ畢竟ニ移動ベ後者ノ上に用物等材料ヲ抑留ス

(4) 前略現ノ處置ヲ付シタル上出所地ニ向ハシムル等ノ方法ニ依リ若  
角ガ目的地ニ到着スルヲ阻止ス

(5) 律政又ハ税分シタル控観物件精算額名、税金、處理方法、領收ノ  
種類御名(相應等レバ当主及船長ノ姓氏名ヲモ)等テタルベク  
貨ニ終事ス

ズ ルコトハ巴ムチ等ガル所トルモ然ラマル其金ニ於テハ領收ヲ確認ヒ

122

flbshenka/275

(4)

ス

裏面白紙

我方公令ニ従ハサル船泊ニ對シ已ムチ得ザル場合ニハ大帆ノ一帆ヲ  
御歎シ又ハ泰加スル等當宜ノ處置チ爲シ就進性ヲ確證ス

船泊破損ノ場合ニハ取事上難點ノ事由アル場合ノ外人民チ救助ス  
曰支那人所有ノ漁船或克等ニシテ香港籍チ取得セル船泊ノ官檢拿捕等ハ  
支那船舶ニ準ズ但シ乗員ノ取扱ニ付キテハ英國官憲トノ無用ノ船泊チ  
生ゼザル幾注意ス

曰引致船舶ノ乗員、乗客ハ特ニ御留チ必要トスル者ノ外最寄リノ地ニ送  
付ス

内左ニ標グル者ノ所有ニ用スル船泊ハ皆曰臣民所有ノ支那船舶ニ准ジ  
テ取扱フモノトス

新記録船公司 利源公司 永源航船公司 天津航業公司 華興公司  
地方航業公司 恒通行  
二、香港臣民所有ノ支那船舶  
特異ノ事由ナキ限り之ヲ拿捕スルコトナク爲シ得ル限り供通チ加フ

裏面白紙

三、皆三國人所有ノ支那船舶  
封鎖區域ヲ出入シントスルモノハ載貨船員及乗客ノ如何ニ拘ラズ之ヲ拿  
捕シ指定地ニ引致ス  
引致シ雖キ專由アルモノニ付テハ支那人所有ノ船舶ノ場合ニ達ズ  
四、皆三國船舶及第三國ノ旗章ヲ掲タル船舶  
曰、皆三國船舶タルコト明ナルモノハ停船及商檢ヲ行ハズ  
曰、皆三國ノ旗章ヲ掲タルモ支那船舶タルベシト該艦長ナルモノハ之ヲ  
取締シ開港ヲ調査ス函詰ノ結果支那船舶ナルコトヲ見シタル場合ノ  
取扱ハ第一端ニ依リ然ラザル場合ハ直ニ釋放ス  
同八月二十五日ノ朝鮮宣言以後支那船舶ヨリ第三國籍ニ載候シタル船舶ノ  
取扱ハ左明ニ付ル  
(イ)英、米、佛、獨伊四等ヘ多數シタル船舶ニシテ處置ノ移管トルコト  
ノ延長ナルモノニ付テハ一時之ヲ留置シ直ニ中央ノ指示ヲ受クテ  
處理ス

裏面白紙

四右以外ノ開港ヘノ移轉船舶ニシテ移轉ニ付キ疑點有スルトキハ調査  
ノ爲之ヲ拿捕シ指定地ニ引致ス但シ直ニ中央ニ報告ス

四第三開船舶又ハ第三國ノ旗章ヲ掲タル船舶ヲ停船、訊問又ハ臨檢シタ  
ル場合ニハ其ノ都度速力ニ日時、場所、國籍、船名ヲ支那方面艦隊司  
令長官及中央ニ報告ス

四第三國船舶ヲ臨檢シタル場合ニ於テ船長ヨリ要求アリタルトキハ臨檢  
シタル旨ヲ被臨檢船舶ノ航海日誌ニ記入ス

(海賊法規第百四十九條参照)

内英國又ハ加奈尼等ノ船舶ヲ臨檢スニ要アル場合附近ニ英國海軍艦艇在  
ルトキハ之ニ國旗調査ヲ依附シ直接臨檢ヲ行ハザルモノトス

五停船臨檢ニ付テハ海賊法規第百三十九條乃至第百四十一條ニ據ズ

或於員ハ努メテ少微トス(英國及加奈陀各艦檢ノ場合ハ監督員三名以内  
トス)

檢査ニ當リ調査スペキ物件ハ必經ナ、船體結構ノミトシ泊内ノ機械ヲ爲

裏面白紙

10ef Hora #1275  
ソフトハ之チ藝ケルヲ可トス但シ支那體育ナルコトノ概アルトキハ右ニ  
物育セラレザルコト勿論ナリ

六 大洲傳富官二十六年七月四日（八月二十五日以降第三回ニ於テテテテセル  
支那體育體ノ件、軍令部總務密諭七二二号）總務一課係員へ明致シ總辛甚  
由アル特旨體育處分ノ件、ハ自然消滅メ可ト心得ルコト

（終）

裏面白紙

文書ノ出所既ニ成立ニシスル證明書

(三葉)

自分今村了之介ハ眞理島第二領事局文書課長ノ職ニ居ルガナル處、數ニ添  
付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ七頁ヨリ前ル卷頭ノ所於本件ニ一スル  
件由道ト西スル書類ハ日本政府(眞理島第二領事局)ノ御筆ニ係ル公文書  
ノ一枚ノ正體ニシテ擬定ナルガシナルコトヲ明釋ス

昭和二十二年四月十五日 於東京

今  
村  
了  
之  
介

立會人 宗  
宮  
信  
次

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲せレタリ

同 日 於 同 所

46 Mac #1275

一九三七年十二月三十一日ロバート・クーリー  
初に本丸の火事に至る  
されたる英日間の

支那事 大陸館

一九三七年十二月三十一日

J. Takahashi

光榮を有す。

英日政府は攻撃の発生したる情況、特に門へば瓦礫散乱の點に關する其  
要旨の情報が日本政府の指揮と起畢し得る事を認めざるを得ざるものなり  
然れども英國政府は日本政府が本件責任者の選定たる直前及更發防止につ  
き必要な方法を講じ又は譲ぜんとし居らことを満足を以て蒙得し、  
後者の問題に就きでは英國政府は是等方策の細節及其の有效を各道日は今

ex.2546

See Doc #1033

裏面白紙

129

22

一九三七年十二月三十一日ロバート・クーリー大尉に於て  
されたる英日間の

在日大使館 一九三七年二月五日

J. Takahashi

-1-

閣下、本使は英國政府に於ては十二月十二日、英國が侵華戦争に對する政  
府の性に屬する十二月二十八日附閣下の公文に含まれたる取扱や爲として  
該參し且十二月十日附該輪に含まれたる聲明が宣傳のみで不眞偽に對  
しても適用せらるるものなることを滿足を以て了承したる旨本國政府の御  
命令に於き閣下に通報する所榮を有す。

英國政府は攻撃の發生したる概況、特に仰へば飛彈駆逐の點に關する其  
該等の情報が日本政府の指揮と起居し得る事を認めざるを得ざるものなり  
然れども英國政府は日本政府が本件事件の起因たる處に及再發時此につ  
き必至なる方法を擇じ又は誰せんとし居らちることを滿足を以て教導し、  
後者の問題に就きては英國政府は是等方法の詳細及其の有效を各當日は今

ex.2546  
Rec'd No. 1033

128

-1-

裏面白紙

物の日全ひの日本とするて、其處でるべしと見當す。冬にしてその現  
空に物らかべ未だの地をめぐらむる上は雪原へ御役を免くに手替を賜  
せざる大難なり

アーチ・エル・クレーベー

署名

terp#1033

(Wol)

22

日本首相近衛公のラヂオ放送。

一九三八年十一月三日。

本日その明徳を追慕奉上げる明治天皇から、吾人が承け継いで來た任務  
東亞の永遠的平和の確立に關し、私は、日本政府の所見を開陳する光榮  
を有するものである。

廣東攻略に次いで、中國の核心たる漢口が又、我が占領する所と成つた  
ので、事實上近代支那の生産地たる大都市を含む所謂中原は、今や我が  
を制する者は天下を制する」と昔から支那  
介石政府は最早一分の地方政權に過ぎなく  
の實力を過度する事なくしてこの成績を収  
めたのでのつて、この辺方権、常に外部よりの干渉が防げる程度に、經  
持されて來てゐたのである。私は是ぞ、天皇陛下の御機密に於るもので  
あると共に、陛下の武勇なる將兵の忠烈の成す所であるとの感を益々深  
めるのである。

諸々たる戰勝を思ふにつけても、吾人は先づ、或は傷き或は駆逐したる

(1106) 日本首相近衛公のラヂオ放送。

一九三八年一月三日。

本日その明徳を追慕し上げる明治天皇から、吾人が承け継いで來た任務  
東亞の永續的平和の確立に關し、私は、日本政府の所見を開陳する光榮  
を有するものである。

廣東攻略において、中國の核心たる漢口が又、我が占領する所となつた  
ので、事實上近代支那の生きたる大都市を含む所謂中原は、今や我が  
手に歸したのである。『平原を制する者は天下を制する』と昔から支那  
で言はれてゐる。斯くて居外石政府は最早一分の地方政權に過ぎなく  
成つたのである。日本は、その實力を發揮する事なくしてこの威儀を取  
持されて來てゐたのである。私は是ぞ、天皇陛下の直接威に依るもので  
あると共に、陛下の武勇なる將兵の忠烈の所す所であるとの感せ盡々ほ  
めるのである。

諸々たる戰勝を思ふにつけても、吾人は先づ、或は舊き政は破滅したる

裏面白紙

数萬の人々に嫌厭なる感情の意を抱すものである。該等の崇高なる職業は、吾人に、二重の責務を負はずのである。即ち第一に、走等込んで河邊したる人々の辺に經き、高麗を誇して駆ひの目的を實現すること、第二に、その遣族の爲めに能ふ限りの事をして彼等の奉公に圖ゆる事也である。

中國の遺堵は、實に、吾人の手中に置られてゐるのである。然れば吾人は何を欲するか。それは中國の版圖に奔走して、その繁榮と進歩であり又中國の征服を願はずして中國との協力を希望する。東洋の一巨宗としての新意義に目覺めたる中國人と曰くして、常に平和であり安定したる東亞を建設せん事を、吾人は欲する。私をして言はしむれば、如何なる國も、日本も、中國人の極烈なる民族的希求を知悉せるものなく、又擴ふて密接に聯繫して立つ可きものなる事は、歷史的必然事である。こ

の目的が、中國国民党政府の譲れる破綻の爲め遠慮せられずに出るも、獨り日本の爲めのみならず又全亞洲の爲め、痛快に能へない。この國民政府の政策は、大抵はの尊長期の風潮に乗じたものであつて、中國國民黨有の良知友び眞誠に基いたものでなかつた。特に、該政府が、精力を發揮せんたら、國家が共産主義の恣にする所となつても、如小殖民地的國家に置きかれて、軽はないといふ行方は、新中國建設の爲め効命を誓した幾多の劇愛樹石に對する裏切りと、看做さねばならぬ。知情測の如き中にみつて、日本は、二大親族國家が相取ふといふ迷網に巻き込まれるのは好まざる所であつたが、蔣介石政権と餘儀なく干渉を致へざるを得なかつたのである。

日本は中國の完璧を最初に望んでゐる。雖くば眞明遠識の中國人が、共同の使命を達成する爲めに、この若返つた國家を導導して貰ひ度い。北京及び南京に於ては誠に吾生の後悔が現はれてゐる。而して北部及び西部の廣原に於ては新故古が生れんとしてゐる。過去五千年の歴史に、

再三再四、文句の記録を厭かした懸心を支拂民族を、新亞細亞短説といふ大業に詮襲させて、その偉大きさを今一誠認めさせよう。國民政府と雖も中國本來の精神に復舊して過云の政策を廃棄し、その人事を刷新し、全般再生した新政權として、この事業に貢献を擧出でるならば、みながらその参加を拒む必要はないのである。

世界の諸國家は、東亜に於ける是等の新しさ達成に覗いて、勇涼に連絡し得る筈である。中國がこれ迄、己が泰平と獨立を絶えず危殆に逼入されて來た列國の、帝制主義的身心の争奪の犠牲と見つて來た事は、歴史上海む事は出來ない。日本は、斯る事態の根本的匡正の必要を認め、いたずら東西の新秩序、即ち公理正大を基盤の上に和平和権利の確立を、矢張りを望んでゐる。

日本は決して外國との協同に反對せず、又外國の正當なる権益を犠損する事を欲しない。別ににして、日本の長意を諱辭して新事態に適応する政策を講てるならば、日本は喜んで列國と協同する。共産主義打倒の爲めの日本の熱意は、誰かに既によく知れてゐる。コマンテルンの目的は、東洋

裏面白紙

で共産化し世界を掌握するにあら。日本は、既政治の所謂長期抗戦なるもの、背後には共産の勢力を、根絶せんと長く決心してゐる。我が反共主義の盟邦獨逸及びオオタ利は、東亞に立ける日本の立場してゐる。吾人はこの非常時被等が、我が國民を道義の上から支持して大ひに獻身した事に對して、深厚な感謝の意を表する。この危急の秋に経して、日本は、これ等の自との紐帶を一層固めるのみならず、被等と共に世界現に立つて、國際秩序の再建の爲めに、被等の兩向動作に出でる必要があるのである。

世界が今日必要とするものは、正義と公平とを基盤とする永續の平和である。近來國際關係を支配した主義は、實際上、不公平の毒瘤を、實體に保ち固定させして権威を利かなくさせて往々ふ頃きがあつた事は否定し得ない。國際聯盟並に泛多邊的協約及び保約が破れた根本原因は、少く、る不合理的な狀態が存してあるからである。

吾人は、國際上の正義を單に國句にして置いてはならぬ、人間の全活動

裏面白紙

分野即ち商業移民資源文化等に對する理解ある見解に從つて、新平和機  
械の創造に努めねばならぬ。而してこの實業及び進歩に則する事が、之  
こそ、今日吾人が嘗てしてゐる世界的危機を切なく、唯一の方策なる事  
を、私は確信する。

前幾將兵に絶対の信頼を置いて、統領の日本人は、誠々として戰時生  
活の促進に從事し且長期戦の準備を整へてゐる。是處に、往昔の日本精  
神の近代的反映があるものである。歴史は、全國民が、國策を意識する程  
度に應じて、我が國運が或は榮へ或は衰微した事を示してゐる。東洋の  
永續的平和が常に天皇陛下の御旨である事を知つて、吾人は、臣民とし  
て深く道德的責任を覺識せざるを得ないのである。今こそ我等一同は、  
是等の責任即ち道義に従く新秩序を建設する使命、其言すれば、相互扶  
持と完全なる自決といふ點で東亞全民族の自由團結を達るべく實務に、  
斯乎として當る可否である。是は何を意味するか。是は如何なる犠牲を  
要するか。如何なる準備が必要であるか。是ぞ吾人が明瞭に了解して置  
かねばならず、又誤つてはならない事項である。廣東及び漢口の陥落が

裏面白紙

一轉換を圖するものであり、入正當狀態への復治が直ぐに達せらるゝものであると信ずる者がゐる。ならば、彼は實に現寧慈の意義を把握してゐない者である。何事も是より危険なるものはない筈ない。日本が朝鮮亞建設を企てたのは、直りも區きず、日本がその國家としての生活の全般的分野に於て、長期建設の時期に入つたのである。その遠景において、眞の城は開拓された計りである。若し吾人が眞に偉大なる國民たらんとするならば、一體となり、固い相念と鐵石の決意を持つて、國內並びに海外で、統合建設の事業を遂行せねばならない。

122 6/5 Rejected

جذب:  $f_{\text{line}} = 1194$

二八  
兩支軍事行動二處八九情報部長

(一九三九年十一月十五日)

事行動ニ觀シ帝國政府ノ第三國ニ致スル事ハ

122 4/5 Rejected

JL: JL = 1191

南文治等ニ於ケル今次ノ軍事行動ニ關シ是政局ノ第三回ニ致スル議論ハ  
從來ト何等様ル所ナシ

二八 南文軍事行動ニ關スル議論都長數

(一九三九年十一月十五日)

Takahashi

裏面白紙

裏面白紙

139

文書ノ出所證ニ依立ニ體スル謹請書

自己亦既ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル也、茲ニ奉行セラレタル日  
本語ニ依ツテ書カレ一頁ヨリ或ル兩支軍事行動ニ關スル情報部長設（一  
九三九年十一月十五日）ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保有ニ係  
ル公文書ノ正本ニシテ成實ナル舊シナルコトヲ謹請ス

西暦二十二年四月九日

於 東京

恭

右是名前即ハ自分ノ頭前ニ於テ署サレタリ  
同 日 於 画 所

立會人

浦 部 勝

馬

總

-2-

138

日本ノ對華政策

一九三七年九月二日コロンビヤ放送網ニ於ケル外  
務次官堀内謙助氏ノラヂオ演説

米國ノ友人諸君、

私ニ與ヘラシタ數分間ニ日本ノ對華政策ノ基本的  
話シテ見タイト思ヒマス。

即チ我々ガ相共ニ不斷ノ  
來タ合衆國々民ニ極東ニ  
ヨク理解シテ教キタイト

イフ希望ヨリ出タモノニアリマス。

我々ノ平和ヲ希フ氣持ハ諸君ト同様強イモノテア  
リマス。我々ノ信ズル所テハ國家ハ只單ニ平和愛  
好ノ念ニ動カサレルダケデナク更ニマタ平和維持  
ニ必要缺クベカラザル諸條件樹立ニ實際ニ努力ス  
ベキテアリマス。

コレコソ我々ガ常ニ努メテ來タ所テアリマス。

中國トノ關係ヲ強固且友好的ナ基盤ノ上ニ打樹テ  
ントスル我々ノ惱ムコトナキ執拗ナ努力モ今次ノ  
紛争ニヨリ阻害サレルニ至ツタノハ誠ニ遺憾テア  
リマス。然シ乍ラ、我々ハ早急ニ我ガ隣國ト協定  
ヲ結ビ以テ兩國相互ニトツテ有利ナル關係ヲ樹立  
シ得ルモノト今尙希望シテ居リマス。

裏面白紙

日本ノ對華政策

一九三七年九月二日コロンビヤ放送網ニ於ケル外  
務次官堀内謙助氏ノテヂオ演説

米國ノ友人諸君

私ニ與ヘラシタ數分間ニ日本ノ對華政策ノ基本的  
・概相ニ關シ少シク諸君ニ語シテ見タイト思ヒマス。  
コレハ我々ノ傳統的友人即チ我々ガ相共ニ不斷ノ  
平和ト友好トヲ享受シテ來タ合衆國々民ニ極東ニ  
於ケル現下ノ情勢ヲ一層ヨク理解シテ説キベイト  
イフ希望ヨリ出タモノテアリマス。

我々ノ平和ラ若フ氣持ハ諸君ト同様張イモノア  
リマス。我々ノ信ズル所テハ國家ハ只單ニ平和愛  
好ノ念ニ動カサレルダケテナク更ニマタ平和維持  
ニ必要缺クベカラザル眞條件樹立ニ實際ニ努力ス  
ベキテアリマス。

コレコソ我々ガ常ニ努メテ來タ所アリマス。  
中國トノ關係ヲ重視且友好的ナ基盤ノ上ニ打樹テ  
ントスル我々ノ懲ムコトナキ軌跡ナ努力モ今次ノ  
紛争ニヨリ阻害サレルニ至ツタノハ誠ニ遺憾テア  
リマス。然シ乍ラ、我々ハ早急ニ我方聯繫ト協定  
ヲ結ビ以テ吾國相互ニトツテ有利ナル關係ヲ樹立  
シ得ルモノト今尚希望シテ居リマス。

EX-547

Ref. Doc 1225

裏面白紙

Ref. Doc 1225

然ラバ我々ハ何故ニ武力ニ訴ヘナケレバナラナカツタノテアリマセウカ。先ツ第一ニ強調シナケレバナラナイハ、現在中國ニ在ル日本派遣軍ハ何ニ侵略目的ノ爲ニ派遣サレヌモノテナイ點、爲テ二ニ我々ハ領土的企圖ヲ有シテイナイトイフ點デアリマス。我ガ軍隊ハ我々ノ合法的利益ヲ保護シ権益ヲ護護シ我ガ臣民ノ安全ヲ確保スル爲ニ中國ニ存在シテキルノテアリマス。コレ等軍隊ハソノ存在ヲ最早必要トシナイン院ニハ直チニ撤兵スルテアリマセウ。

更ニ諸君ハ何ガ力、ル軍隊ノ派遣ヲ必要トセシメタカト御原ネニナルカモ知レマセンガ、コノ質問ニ答ヘルニ當リ今次紛争ノ重ナル特徴ヲ要約サセテ戴キマス。我方もラシテ中日ヘノ増援軍派遣ヲ決意セシムルニ至ツタ今次紛争ノ直接原因ヲ先ツ説明シ、次ニ事態ヲ斯クノ如ク重大化セシメナソノ由ツテ來ル所遣キ根本原因ヲ説明スルコトニ致シマス。

今次紛争ノ直義原因ハ、七月七日夜北京郊外ニ於テ我方守備隊ノ一小部隊が追給ノ空砲夜間演習ヲ實施中、中國兵ガコレニ發砲ラシタノニ始マリマス。

實際問題トシテ中日ニ守衛隊ヲ有スル諸外國軍隊

裏面白紙

Ref. Doc 1225

ハ中日トノ一九〇一年ノ開港場定ニ依リコノヤウ  
ナ直行ヲ行フコトガ出来ルノテアリマス。日本ハ  
直子ニ現地反ビ南京ニ於テ外交手段ヲ以テ平和的  
且ツ局地的ニ之ヲ解決シ、以ツテ本事件ヲ最小限  
度ニ止メント努力イタシマシタ。シカルニ中央  
政府ハコノ友好的ナ申出ノ受諾ヲ拒絶シ、地  
方ニ於テ締結サレタ協定ハイカナルモノモコレヲ  
認メザル旨表明シ北中國ニ大軍ヲ集申シ始メマシ  
タ。我々ハコノ不幸ナル事件ノ急遽平和的解決  
ヲ貴重ノ時機マテ希望シテ居リマシタ。シカシ南  
京政府ノ採ツタ採取的意旨ニ鑑ミ、北中國ニ於ケ  
ル我ガ守備隊反ビ居民力完全ニ驅逐サレテシマ  
フ危険ヲ避ケルタメ、ツイニコレガ對策ヲ講ジル  
ノ已ム無キニ至リ、斯クシテ日本政府ハ增援軍派  
遣ヲ決意シタノテアリマス。藉來紛争ノ舞台ハ、  
外國人ガ多數居留シ、多クノ國家ノ権利及ビ利益  
ガ結ビツイテキル上海トイフ人口稠密ナ國際都市  
ニマテ波及シマシタ。北支那以前ニ於テスラ、  
中國正規軍兵士ハ、保安隊トシテ知ラレテキル武  
裝警察隊員ニ對抗シテ上海ニシメビ込ンデ  
居マシタ。コノ事ハ中國及ビ日本方記録シ合衆國  
大英帝國、韓國西及ビ伊太利方同印シタ一九三二  
年ノ休眠協定違反テアリマシタ。不協定ハ國際租

裏面白紙

Def. Doc 1225

界ノ安全ヲ確保スルタメニ作ラレタモノテ、上海及ビ其ノ附近ニ特別區域ヲ定メ、同區域内ニ於テハイカナル種類ノ敵對行動モ之ヲ禁ジテアリマス。中國側ハコノ取扱メラ故意ニ無視シ、同租界ノ日本人區域附近ニ大軍ヲ集中シ各軍需工事ヲ築造シ、以ツテ同地ノ我ガ三萬ノ居留民ノ安全ヲ脅カシタノデアリマス。更ニ中國保安隊ハ突如トシテ我ガ陸戰隊ノ士官一名及ビ兵一名ヲ殺害シ、ダメニ寧穢ハ一肩巨發ノ危険ヲ孕ムニ至リマシタ。

我ガ政府ハ、如何ナル急ニモ應ジ得ル様、挑戦的ナ中國軍ニ比シ若シク劣勢ナ甚少ナル我ガ海軍兵力ヲ増強シマシタ。

我々ハ上海及ビ其ノ附近ノ日本人ノミナラズ外國人ノ生命財産ノ安全ヲ心カラ希ツテキルノテ、日本政府ハコレ等地域ヲ戰斗ノ慘禍ヨリ守ルタメアラユル手段ヲ盡シテ來マシタ。我ガ陸戰隊ハ嚴格ナル軍律ノ下ニ懲忍ニ懲忍ヲ重ネテ行動シ、他方政府ハ中國側方國際租界附近ニ集中セルソノ軍隊ヲ撤退セシメルナラバ、我ガ陸戰隊ヲモトノ地點ニ戻ス所意アル旨言明シマシタ。シカルニ中國側ハコレ等軍隊ヲ撤退セシメル所カ我ガ海軍部隊ニ對シ、攻勢ニ当テ上海ニ於ケル戰鬪ヲ激化セシメマシタ。

14

五

裏面白紙

Def. Doc 1225

マ々賄ヶ加ヘテ監カ不バナラナイノハ、我ガ海軍兵  
兵船殺戮情勢が惡化シマシタノテ、我ガ政府ハサキ  
ニ言動セル不法大万貫ニ則り、眞口及其信ノ中國兵  
船ノ在留邦人引揚ラ命ジマシタ。カクノ如キ引揚ゲ  
ハ我ガ同紀ガ永年ニ亘り營々トシテ築キ上ゲタ酒葉  
上ノ日本艦ヲ登ク假江ニスルニ毎シイモノテアリマ  
シダカ、不幸ナル事音ヲ述ケル最期手段トシテ必娶  
ナル指揮ヲ考ヘラレタノアリマス。

マダ更ニ附ケ加ヘナケレバナラナイ點ハ、上海ヲ戰  
斗ヨリ免ガレシメントスル外國側ノ發集ニ衝シ我カ  
政府ガ好意アル考はラ得ツテキタ失先、中日側ハ突  
如トシテ國際租界、我カは假事信、我ガ軍艦ニ攻撃  
ヲ加ヘ、空中ヨリ無云別處ヲ行ツタノテアリマス。  
シカシテ我ガ軍セ當然ニ暴戾スルノ已ムナキニ至  
リマシタ。

貴國海兵隊方上海飯店ノ正規海兵隊ラ堵強スルト、  
イフ貴國側ノ報道ハ、アノ海軍部隊ニ於ケル暴虐ノ  
云大往ヲ詰君ノ艦長ニ刻ミコンダ幕ハ捷ヒノナイ所  
テアリマス。我々ハ同市ノコノ怪奇ニ驚ミ、中國軍  
隊ノ不法行為ヲ既乎トシテ停止セシメ、同市ガ今後  
再ビカ、ル不幸ラ謀ラザルヤウ有候ナル着哉ラ御シ  
ダイト容ジテ居リマス。在上海ノ我方兵力堵強ニヨ  
リ間モナク國際租界ニ平和ト安泰ガ取戻サレルセノ  
ト考ヘマス。

裏面白紙

次ニ云奉行ノ根本原稿一節テ今日中日ニ傳キツア  
ル難通身力ヲ簡單ニ説明サセテ設キマス。ナゼナラ  
バコレラヲ理解スレバ諸君ハ各種問題ノ眞ノ性質方  
記憶出来、近イテハ我ガ政府今日ノ立場ヲ明ラカニ  
スルカラデアリマス。

私ノ申ス難通身力トハ近在沙縣ラ登ヘツ、アル中國  
ノ財是歐景ノコトテアリマス。コレラ勢力ノ今日ノ  
完璧ノ目的ハ、中國指導者達ノ意見ノ如ク中國ヲ進  
化セル國家ニ統一シ、コレニ沿ツ入レルニアリマ  
ス。日本国民セコノ目的ニ識シテハ共ニ有シテ居  
リマス。我々ト致シマシテハノクノ如キ中日ノ出現  
ラ心カラ望ンテ居リマス。ナゼナラバノクシテ始メ  
テ極東ニ於ケル安定期トラ享受シ得ルカラテア  
リマス。然シ乍ラ不幸ニシテコレラ中國指導者ハソ  
ノ目的達成ニ誤ツ々手段ヲ選ンダノテアリマス。彼  
等ハ過去數年ニ亘り、執拗ナル運動ヲ繕ケ來リ、コ  
レラ復等ノ歐景トシテ、即チ南京政府ニ諸スル統一  
セル國民ノ支持ヲ力得ル手段トシテ採用シテキル  
ノテアリマス。マダ通報分子ハ最近年間力ヲ合セ  
テコノ反日運動促進ニ努メテ居リマス。

共產主義者ガ世界的ナ反日運動ニ於ケ重要ナ役割ヲ  
果シテ來テキルノハ信頼テアリマス。マダコレラ分  
子ハ、全世界ノ現在ノ政治的社會的後盾ヲ破壊セン  
ト目論ム共產主義インダーナショナルニ支持サレテ

裏面白紙

Def. Doc 1225

ホルコトセヨク如テレテ危リマス。コレラ分子方今  
已中國ノ運命ノ方向ヲ元メツツアル勢力テアリマス。  
コレラコソ日本ガ寧ハナケレバナラナイ勢力、即チ  
一つハ反日分子テアリ、一つハ共産主義テアリマス。  
コレラコソ中國款ノ日本内原因ニ沿ンテ后ル勢力  
ニアリマス。

日本ハ日蒙安泰ノタメ、又東亞細亞ノ平和ノタメ、  
コノ共産主義ノ發展ヲ根絶シナケレバナリマセン。  
甚ツテ我内ハ、シバシバ共産主義ノ危險ニ對シ中國  
政府ノ注意ヲ喚起スルト同時ニ反日運動ノ取締り方  
ヲ禁諸シタノテアリマス。シカルニ中國政府ハ我ガ  
國ノ君主ニ耳ヲ傾ケル所カ、共産主義者ト手ヲ握リ  
ソノ反日運動ニ参加シ、爲ニコノ運動ハ愈々惡化シ、  
コレカタメ日本政府は右邊ノ我ガ万ノ努力モ總テ水  
泡ニ蒸シタノテアリマス。

我々方最後ノ勝利マテソノ回復ニ努メテ來々重大紛  
争ガ、今日ナホ幾行シテ居ルコトハ誠ニ遺憾トスベ  
キテアリマス。然シ冒頭ニ於テ述べマシタ如ク我々  
ハ未だ平和ノ希望ヲ失シタ諒テハアリマセン。

日本ハ中國ト和平シ相處ヘテ生オテ行カ不バナラナ  
イコトハヨク承知シテ居リマス。何故ナラバ結局我々  
々ハ密接ナル國同志テアツテコオ互ノ幸福ノタメ友  
好ノ誼ミヲ結シテ國力スベギデアリマス。

數世紀ニ亘ル韓國南面ヲ繪ビツケテ居リマス。政治

裏面白紙

西ナケレバ經濟的ニ、イヅレセ其ノ一方ヲ失ヘバ  
生キテ行ケナイノデアリマス。コノコトハ基本的ナ  
眞理アリマス。我々ハ中國ノ諸問題ニ同情スルト  
同時ニ成ガニ。清廟ヲ理候爲めシテ貢ヒダイノデア  
リマス。我たゞはヨミニ接ケ合ハズバナリマセン。外  
ニ手取ガ無イノデス。日英朝五ノ理解コソ、日本ガ、  
中國ガ、既存立場ガ平和ニ安全ニ生存シテ行ク爲先  
づ第一ニ必要トスルモノテアリマス。コノコトセ又  
吾本門す實業ナマリマス。

日本政府が今次に於ニ關聯シテソノ政策ヲ行ツテキ  
ルノを實ニコレラ眞理ヲ念頭ニ置イム上テアリマス。  
我々ハ中國側ガマレモ吾本門眞理ヲ活用シニナルコ  
ト反ビ平和ガ眞諦ニ立長ルコトヲ心カラ望ンデ后リ  
マス。又日本ト中國トノ眞義ガカクシテ新タル組  
久因ナ吾道ノ上ニシカレルコトヲ深ク希望スルモノ  
デアリマス。

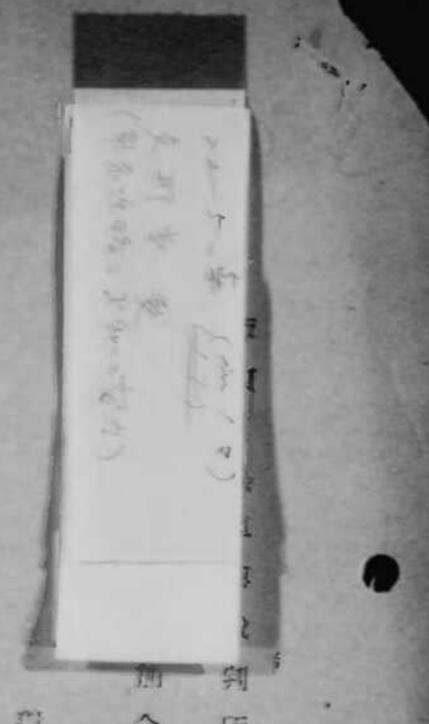
終リニ臨ミ、日本政府及ビ国民ハ今次日華事變ニ當  
トヲ申述ベタイト存ジマス。又貴國政府ノ公明ナル  
態度及ビ善後申出ハ我々ニトツテ深謝ナル意圖ノ内  
テアリマス。又中國ニ於ケル貴國官達代表者ガ同  
在體ノ我ガ官民ニ與ヘラレタ好意アル措置ニ對シ、  
オ融申上ゲル次第テアリマス。

EX. 2148

Def Doc No. 1074

自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次  
ノ如ク供述致シマス

荒木 貞夫 其証  
宣誓 供述 告白  
供述 告白



對

亨信

1

147

148

裏面白紙

148

新東日係軍事裁判所

亞米利加合衆日其他

附

荒木 貞夫 其龍

宣誓供述書

塙 本若次

供述書

自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先づ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次  
ノ如ク供述致シマス

147

Def Doc No. 1074

1

宣誓口供首

様本浩次

一、私は現在東京市武蔵野町吉祥寺二五四六番地に住んで居ります昭和十九年一月經度の脳溢血に罹りそれ以來歩行不自由を感じ自宅で静養して居ります

二、私は昭和十八年八月退官する迄監獄法務官であります  
上海派遺軍に於ての段階は大段左の通りであります

昭和十二年（一九三七年）八月十五日

同 年八月三十日

第十號軍法務部長充用

上海派遺軍法務官 同檢察官

昭和十三年（一九三八年）二月九日

中支派遺軍檢察官、監察官、裁判官

昭和十四年一月

内地に隠退

三、昭和十二年（一九三七年）九月上海上陸の頃松井軍司令官の命令に法

裏面白紙

150

務部長たる私も署名をして軍紀風紀の嚴守に關し席下全部隊に注意をしたことを記憶して居ります然し其の全文は今手許にありません  
四 上海周辺の戰闘が終了し中華軍の追撃に移つた頃から法務部長としての私の仕事は從來に比較して甚しく多忙となりました南京へ入城してからも同様多忙でありました入城式の當日も四件位の事件を取扱つたと思ひます

五 私は松井軍司令官の命令を帶し作戦委員会の指示する處に従ひ軍紀風紀を破る者に對しては最重に之を處罰し齒す所はなかつたと考へて后ります各部隊としては上海派遣軍法務部が餘り嚴罰を科し微細な罪をも糾明する態度を非難することもあつた程であります

陸軍省の法務局員であつた大塚操中佐が當時現地へ逍遙に來たときには然し私は松井軍司令官の責のある事を私に聞かせたのであります  
ひ般貢に法務を遂行しました

六 南京入城後日本兵による不法事件があり私は之を取扱ふたとを記憶

して居ります而して入城式の當日松井司令官は各部將校を集め不法事件の發生を語り軍紀風紀の維持を嚴守する旨申達された事を記憶して居ります

七 我が廻町した人名で私の「雜記帳」に記載してあるものは末尾に記載してある通りであります然し此の外にも未だ記載漏れのものがあると思ひます専に角上海派遣軍の法務局が取扱つた事件、人名、原因は全て陸軍省法務局に報告しましたからそれによれば判明する筈であります此の最終が凡て焼却された爲め詳細の事は今不明でありますが私の記憶では二十行野紙に六枚位の報告はした等でありますから少くも百二十件位は確實に記載したと思ひます

八 右の實行軍の中には將校は四人か五人だったと思ひます其の他の兵卒による散発的な事件が大部分たつたと思ひます

罪類は主として掠奪、窃盜であり強姦、暴害は少くそれに該当する致死は極めて少なかつたと記憶して居ります殺人も二三件あつたと思ひます然し放火犯を記載した記憶はありません又集団的虐殺犯を取扱つ

裏面白紙

たこともありません

九法務省では犯罪の検査官はなく軍司官に直属する憲兵が検査したる上法務省へ送致して來ますそれに基いて被検察官をなし起訴するのであります

田 佐倉 錦 菊 高 吉 川 相 静 宮

中 藤 田 木 井 篠 田 西 房 浦

藤 太 郎 和 正 留 潟 銀 鏡 六 三 郎 菊  
某 夫 元 菊 一 次 一 郎 邦 菊

## 軍犯逃亡者人名表

(昭和十三年九月より)

上 上 取 日 清 三 石 破 旗 安

田 村 遼 内 田 川 原 龍

一 高 好 宮 清 敏 保

鄭 啓 治 蔭 雄 某 治 孝 雜 神

北 本 恒 雄 辻 伊 大 山 品 德

村 四 岡 村 本 菲 西 進 川 井

角 吉 利 只 政 審 竹 青 初

一 郎 一 一 雄 助 二 助 雄 正

天 深 大 望 小 厳 山 帶 野 土

野 澤 西 月 身 嵐 本 次 山 田

外 鄭 悅 章 外 健 清 寶

十 名 三 菜 治 兵 一 菜 吉 記 譲 菜 青

昭和二十二年（一九四七年）二月二十六日於

供 繳 者 塚 木 浩 治

右ハ當立今人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ号名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 東京

立今人 伊 門

信

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事チモ歎移セズ又何事チモ附加セザルコトヲ

宣 誓 言

(捺署印名)  
塙 本 浩 次

8

裏面白紙

清柳一郎

診 痘 痘

東京都北多摩郡武陵町吉群寺二五四六  
坂一本治次

明治拾五年十二月二十三日生

一、發病及び經過、昭和拾九年七月二十一日朝起床時ニ右手及ビ右足ニ經  
キ麻痺ノ感ニ得ヘ右手ノ運動稍不十分、歩行ニ輕キ障礙アリ其ノ後今  
日ニ至ル迄前記ノ障碍ハ治療セサルノミナラズ精神惡ノ傾向アリ、  
是ハ夏期ト相成ルベ其時ハ微ニ健忘ヲ覺ヘ記憶力ハ於其後弱ノ感アリ  
以下肢浮腫等ノ障碍ヲ併セシタルコトアリ

一、診 斷、經皮ノ脛出血

一、治療、外出ヲ禁シ安靜コ命ジ時ニ頭ミテ服薬セシメタリ、今後  
モ完全静養ヲ守ル必要アリト認ム

右之遺乃該首領也  
昭和二十二年四月十六日

東京都杉並區東田町二丁目百五十號地

登

掉×不明(清瀧)

福東國懲軍事裁判所

其他

其龍

供述者

吉川正治

キツ  
カワ

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ題紙ノ通り宣誓テ爲メタル上次ノ如

ク供述致シマス

一、私ハ大正三年（一九一四年）一月三十日本籍地熊本縣上益城郡鶴船町  
大字鶴船七六〇番地ニ生レ現在廣島市<sup>ヒ</sup>中町四一七番地ノ五ニ居住シ  
テ居リマス

二、私ノ経歴ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

昭和八年七月陸軍士官學校卒業  
同 年十月陸軍歩兵少尉任官

昭和十二年八月任陸軍歩兵大尉

EX. 2549.

100-553

裏面白紙

福東國領軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 真龍  
宣誓口供書

供述者 吉川正治  
キツ カワ

自分議我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ測紙ノ通り宣誓ヲ簽シタル上次ノ如

ク供述並シマス

一、私ハ大正三年（一九一四年）一月三十日本籍地熊本縣上益城郡御船町  
大字御船七六〇番地ニ生レ現在廣島市己斐中町四一七番地ノ五ニ居住シ  
テ居リマス

二、私ノ姪姫ノ夫妻ハ左ノ通りデアリマス

昭和八年七月 陸軍士官學校卒業  
同 年十月 陸軍歩兵少尉任官

昭和十二年八月 任陸軍步兵大尉

EX 2549

100 1 313

歩兵第二十三聯隊歩兵砲中隊長  
昭和十四年五月 喬軍大學附  
昭和十六年十一月 南方軍總司令部附、後ニ同軍參謀  
昭和十七年八月 任陸軍少佐  
昭和十八年十月 大本營陸軍參謀兼參謀課  
本部々員

終焉ニ至ル

二、私ハ一九三八年八月カラ同年十月末迄第一師團ニ屬スル歩兵第二十三  
聯隊ノ中隊長トシテ漢口攻略戦ノ際ニ先鋒部隊トシテ漢口ニ入城チ致シ  
マシタカラ私ガ漢口入城當時ノ數日間ノ誤報ニ付テ申述ベマス。  
四、良口攻はセテ最大ノモノハ大別山脈ノ作戦デ其ノ以外ハ追撃戦ニアリ  
マシタ。漢口東北之ノ黃陵デ三十位ノ坂ト交戰シタノガ最後デアリマシ  
テ、アト三十里位ノ間チ四日チ費シテ漢口ニ入城致シマシタ。然シ英ノ  
三十里位ノ間ニ於テハ戰闘チ挑ム敵ハ一兵モナク進攻チ續ケタノデアリ  
マス。而シテ良口ノ北方戰家山ノ手前進撃シテ來タトヨロ敵ガ張公達

裏面白紙

ノ提防チ浪費シテ逃ゲタ爲ニ其ノ附近一面ニ水ガ氾濫シテ居リ又禍モ破壊サレテ居リマシタノデ吾々非常ニ苦心シテ舟デ河ヲ渡ツタノデアリマス。而シテ舟ガ少ナカツタ爲ニ遭分時間ヲ費シマシタ。

五、吾々ノ陣はハ第二大隊ガ先頭ニ達シ行ツタノデアリマシタガ最初ニ渡河シタノハ第三大隊デ次ガ第二大隊ノ次ガ第一大隊ノ順序デ渡河シタノデアリマス。新兵ニシテ三日后ニ漢口市街ニ入ツタノデアリマスガ外國境界ガアリマスノデ外國人ノ案内者チ先頭ニ立テ之ニ導カンテ入城シマシタ。而シテ外國人ノ裏チ受ケヌ誠ニ充分ノ注意チシテ軍隊全體ガ衣履手清潔ニシ致伍チ蓋ヘ秩序正シク入城シタノデアリマシテ其ノ造ノ爾體はハ多良ノ外國人ガ之ヲ見物シテ居リマシタ。

吾々ハ入城を共ニ留當テランタ宿舎ニ入ツタノデアリマスガ長イ同ノ職業チ恐ヘテホツトシタ氣持ニナツタノデアリマシテ漢口入城ハ全ク平穏經ニ秩序正シク行ハレタモノデアリマシテ夫レハ一九三八年十月二十六日デアリマシタ。從ツテ新兵ナ有様デ入城シタ軍隊ガ暴行兵ノ犯聞通ニナル識ナ行爲ニ出ヅル咎ハナイト思フノデアリマス。

裏面白紙

六、漢口攻略戦ニ際シテハ師團司令部カラ指令ガアリマシテ軍紀ヲ嚴正ニシ若シ之ニ違背シテ單獨行動ヲ採ル様ナ者ニ對シテハ威重ニ處罰スル事チ軍隊ニ申シ渡シテアリマシタカラ河等ノ問題ニナル謹ナ事務モ起ラナカツタノデアリマス。漢口占領ハ實ニ根柢的ノモノデアツテ暴行掠奪等ハ全クナカツタ事ヲ謹言シテ居リマス。

七、入城當時外國人ノ居住スル所ハ電燈ガ盛クト由サレテ是ノ日本租界ガ敵兵ニ燒カシテキバ以外全然被害ハアリマゼンデシタ。日本軍ノ飛行隊モ市街地ハ全然毒氣シナカツタノデ日本軍を除外ノ如ハ少シモ損害ヲ受ケテ居リマゼンデシタ。

一九四六年十二月二日 於第一復興局

三川 正治

右ハ旨立書人ノ面識ニテ宣誓シ且ツ署名捺シシタルコトテ證明六  
同日於同所

立書人 三川 正治

裏面白紙

161

六  
宣誓書  
吉川正治  
良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事テモ誠認セス又何事チモ罰加セサルコトヲ誓  
フ

5

160

Takahashi

荒木貞夫 其 稿

## 宣誓口供書

筆 證者 吉 用 源 三

自分機我國ニ行ハルル方式ニ達ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ラ爲シタル上次ノ如ク資述致シマス。

- 一、私ハ明治三十九年九月十四日本舊地テアル鳥取府度部  
淺津村大字南谷ニ生レ現在モ同所ニ居住シテ居リ。
- 二、私ノ略歴ハ陸軍士官學校及陸軍大學ヲ卒業シ無口政略體  
當時ハ第六師團後方主任參謀テアリマシテ終戰ノ時、陸軍  
中佐テアサシタ。
- 三、私ハ南京攻略以後ノ作戰準備ノ爲メ現地ニ行ツタノテアリ。

裏面白紙

22

舊東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國政府

對

荒木貞夫 其一稿

宣誓口供書

作成者 吉川源三

自分機我國ニ行ハルル方式ニ延ヒ先ツ領紙ノ通り宣誓ヲ爲シ

タル上次ノ如ク微述致シマス。

一、私ハ明治三十九年九月十四日本舊地テアル島坂嘉吉前邦

淺津村大字南谷ニ生レ現在モ同所ニ居住シテ居リ。

二、私ノ略歴ハ陸軍士官學校及陸軍大學ヲ卒業シ前ロ攻略戰

當時ハ第六師團後方主任參謀テアリマシテ終戰ノ際ハ陸軍

中佐テアリマシタ。

三、私ハ南京攻略以後ノ作戰準備ノ爲メ現地ニ行ツタノテアリ

裏面白紙

リマス。昭六師日ハ一九三八年十月二十日頃カラ漢口ニ向ヒ攻撃ヲ開  
始シ黃陂ヲ越ナク漢口シ漢口ニ過ツタメテスガ昌口ノ北方葛家山迄來  
ルト支那綱ニ於テクリークノ堤防ヲ破壊シダ爲ニ水ガ一面ニ氾濫シテ  
船テ渡河セネバナラヌ有様テアリ而カモ舟ガ少カツタノテ相當ノ時間  
ヲ要シ突進シテキタ兵ハ危機ニ修繕セサルヲ得ナカツタノテアリマス。  
同所ヲ渡河スレバ負々一轟に口ニ入城スル事ニナリ據テ廻司令官カラ  
軍紀、鳳紀ニ付テ長直ナル命令が届テ「リマシタノテ其ノ命令ヲ「ビ  
ラ」ニシテ軍隊ニ配布シタノテアリマスガ、夫レハ支那住民ニ對スル  
態度オ心構ヘニ目スル事並ニ市街地ニ對スル注意等ヲ書イタモノテア  
リマシテ軍紀、鳳紀ヲ長守シ市街地ノ混亂ヲ防止スル様警告ヲ與ヘタ  
ノテアリマス。

四、斯様ニシテ漢口入城ハ慎重ニシタノデアリマスガ渡河後漢口ノ域外  
附近ニ於テハ全然戰闘ハナク漢口入城ハ全ク平和的入城ト同様テアリ  
マシテ此ノ入城ノ榮達ヲ先頭ノ一隊ダケニ具ヘルノハ如何ト思ニマシ  
タノテ牛島旅團長トモ連絡シテ佐野軍隊（二十三聯隊）ノ外第四十五

裏面白紙

五、右ノ加キ事情テアリマシタカラ其口ニ於テ日本宣ガ奉行據拵強姦其ノ體面ナル非行ヲナスガ由キハ體想シ甚ナイコトガアリマスシ云ヨリ左様チ奉旨ヲアツタ事ヲ見クコトモナクモカズ何等ノ誓旨ヲ受ケタ事モアリマセンテシタ。

昭和二十二年一月二十二日

於 烏取縣京治郡浪洋村大字

吉川源三

3

右ハ曾立白人ノ事例ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコトヲ認ムシマス

立會人 今成泰太郎

立會人 今成泰太郎

Han Ho:#1435

裏面白紙

165

宣  
誓  
書

フ 良心ニ極ヒ此モラタヌヘ何事ヲモ誠懇セス又河原ヲモ財加セサルコトヲ

吉川源三

-4-

164

Ref. No. # 1435

東京高等裁判所

亞米利加合衆国他

院六貞夫  
其他

空口供

供述書  
著者  
三

自小以來テノ子ノ方式ニ從ヒ完ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上  
九〇六年十一月十一日名古屋貢白壁町ニ  
那三丁町奉公二二八年アリマシテ見

右ヘ東京都葛飾區尾井町四ニ住ツテ居リマス

私ノ屋ノ大根ハオノ前リテアリマス

昭和二年十月 小財任官

同十三年六月 第二回認問大

255/  
LDP LOC. 291

165

166

英國領事裁判所

亞米利加合衆國他

完水貞夫  
其他

空口供

供述者 資料三

自分は親日に行へる方式を從ひ元々列強ノ類似實體を爲シタル上  
次ノ如ク供述致シマス

一、私ハ明治三十九年（一九〇六年）十一月十一日名古屋東白壁町ニ

生レ本籍ハ東京都北多摩郡三ノ町卒ニ二二八年十二月三十日アリマシテ

在ハ東京都麹町區保井町四ニ住ツテ居リマス

二、私ノ祖母ノ大妻ハガノヨリテアリマス

昭和二年十月 小時任官

同十三年六月 第二回國籍大典

JAP LOC n 291

165

166

同 十三年十月ヨリ  
同 十四年八月ニテ主トシテ漢口往功  
同 同 十三年十一月 編第一水陸隊役員大隊長官  
同 十五年十月 支那誠道軍事顧問  
同 十六年十月以後 國軍大隊長官後侍從武官  
私ハ該口攻撃隊ノ隊大尉ア第ニ軍ノ參謀部員アリマシタハ十六  
年四月ト共ニ大別山ヲ占メ一九三八年十月二十五日第六師團ノ一部  
ヲ漢口ニ進ハシテ漢口ハ同月二十七日ニ日本軍ノ手ニ落チタノテア  
リマス  
私ハ十月二十五日ニ上級大平參謀ヲ命依シテ漢口入城ノ準備ヲ  
スル候ニ命セラレマシカノテ采耳テ六平參謀ト聯合ヒ十月二十九  
日午後四時口東北方約六軒ノ家山カラ漢口ニ入ッタノテアリマス  
彼時公使ノ外側ハ既にシテ居リマシタ  
私ハ之ヲ越ヘテ江漢中學ニ厚タ第六師團司令部ニ行キ師團長留  
中將ト其娘シテ漢口入城ノ娘子ヲ評議ニシテシ又細カニ市内外ヲ

## 巡観シカノアリマス

而シテ江口入城ハ既にモナク平定裡ニ行ハレタ事並ニ兵士ノ情  
熱行強き事ノ他殺傷等ノ事件ハ全クナカツカコトヲ確カメマシカ  
私ガ港口ニリマシタ時ニハ勿論而内ハ一機ノ統轄モ固カナイ  
平和ナ安アリマシム

江口入城ノ様ハ督司令官カラノ命令デ信太郎口ノ向ノ近接サレカ  
一ケル隙ニ足リナオ位カノ都候ガ行儀ノ爲右何地ヘ入城チ許可セ  
ラレタ式テ仙ノ兵ハ江口カラ十许以内ノ地ヘハ全ク入ルコトヲ禁  
ゼラレテ居リマシカ

陸軍が港口ニ入ルト全ク同辟ニ海軍モ江上ヲ警口ニ列着シマシタ  
又江上ヲ攻メ上ツケ監官モ列着シマシタガ皆上陸テ統セラレテ江  
上ヘ兵ヲ備後シタ艦デ一派アリマシタ

私ハ二十九日ノ午後港口ニ入ツテ江口ノ外ヲ到ル所廻リマシタ  
ガ多停ナドハ全ク見タ事ガアリマセンデシカ  
私ハ其時カラ翌年八月迄港口ニ居タノテヨク港口ノ各方面ヲ巡

シタノデスガ若シ敵ガ小試ア抵杭シカラ武體三行ノ攻守ハ容易ナ  
コトデハナカツカラウト微ノ抵抗思ガナカツキ軍氣ノ爲メ  
軍事アツカト何時モ等ヘカノデアリマシタ  
軍事省官ガヨハ國體威儀ニ付テ實ニ以實ナ命令ガ出テ居リマシタ  
一方軍ヘ國體ニ恩ハシイ犯規ノ體生ヲ防グ爲誠安撫體ニ付テハ  
充分小丑シムノデスガ私ハ十一月一日楊子江ヲ出テ漢口ニ着イ  
タ日本女ノ婦安陰手見テイタ種アリマシタ。斯様ニシテ眞紀  
風浪ノ警戒者ハ定チ候事ニスル。一方眞安陰等ノ設備ニハ充分注  
シタノデアリマス。  
漢口入城ノ際ハ前進ノ通り第六師團ノ牛馬溝少將ノ督率スル一小  
隊也ガ行儀ひテ居タノデスガ序州攻占ノ候第六師團ノ南下ニ伴  
テ第二候チウテ漢口ヲ。セシムルコトニナシカノデアリマス  
然テハ各師團ウラ連携シタ續少將ノ督率チ入城サセテ真紀チ後  
ニシ外國人ニ候ハレヌ候ニ等メマシテ實ノ大部隊ハ都外ニ至也  
セテ町ノ中ヘハ八レナカツカノデス。機口和界ノ佛人達ハ日本兵

T63

1

168

裏面白紙

161

ノ軍紀風紀ノ嚴肅ナコトヲヨク知<sup>ウ</sup>テサテ辟レデ居リマシタ  
 管轄チ<sup>ハ</sup>口ニ入レル事ガ禁セラレテキル爲十一月三日第十三節曰  
 ノ<sup>ニ</sup>偏喰チ<sup>ハ</sup>口郊外ノ汚イ猶物ニ宿行サセルコトヲ命ジカトキ事  
 ノ副官ガ歸<sup>シ</sup>テ私ノ所ヘ「軍隊チ<sup>ハ</sup>辱スルモノダ」ト<sup>ハ</sup>是<sup>ハ</sup>鳴リニ  
 来マシタガ命令<sup>ハ</sup>如何ニシテモ市街ニハ入レル制ニハ行ヨテカツ  
 タノテス。又<sup>ハ</sup>口入城後日本軍<sup>ハ</sup>使用スル助成ト<sup>ハ</sup>過民風ト<sup>ハ</sup>明  
 確ニ區分シ日華區ニ住ム支那人ニハ特許區間<sup>ハ</sup>安居<sup>シ</sup>チ<sup>ハ</sup>行シテ  
 持タセテ置イテ間違ノナイ様ニサセマシタ  
 積ニ角兵士ガ安<sup>シ</sup>人ニ對シテ懲罰ニ不法ナ行爲ガナイ様ニ<sup>ハ</sup>詳細  
 ナ注<sup>メ</sup>ト<sup>ハ</sup>實<sup>ハ</sup>監督<sup>シタノデアリマス</sup>  
 夫アルカラ<sup>ハ</sup>口ニ於テ支那民族ヲ殺害シタトカ強説シタトカイ  
 フ<sup>ハ</sup>不<sup>ハ</sup>解拿ハ<sup>ハ</sup>無アツタコトチ<sup>ハ</sup>言スルモノテアリマス  
 唯シカシ漢口ニ入城後園<sup>ハ</sup>ハ火災アツテ之レハ支那ノ體衣  
 「カ侵入シテ來テ放火シタモノア<sup>ハ</sup>ハ管分懈マサレヤシカ

一九四六年十二月二十四日

於東京都中野區紀尾井町四

吉 4.1 三

右ハ便立人ノ面シニテ乍等々且ウ署名捺印シタルコトサ茲明ス

同 日 以 同 所

立人 分 友 治

JP LOC # 291

6

170

171

筆田画譜

/72

7

/71

三

成

編

吉

宣 論

皇心ニ然ヒテ宣ヲ述ヘ領事ヲセシムセズ又何事ヲモ  
加セサルコトヲ特ウ

1910.10.15.91

領事國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

真夫 其他

供述者 証實

1

E.A. 2552  
Def. Doc. # 924

自分幾我門に行ハルル方式ニ從ト先ツ則此ノ通り宣旨ヲ得タル上式ノ  
如ク供述致シマス  
べ私ハ明治三十五年九月二十一日本籍地東京都赤坂區青山高瀬町一二番  
地ニ生レ現在ハ同裏區三谷町一四二番地ニ生ツア居リマス  
ニ私ノ経歴ハ昭和五年三月早稻田大學理工學部機械科ヲ卒業同年七月同  
日新聞社入社現在同新聞編輯局勤務テアリマタア渡口攻爵は當時ハ同

ノ72

三八、2452  
Def. Doc. # 924

福岡県警察課判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓口供書

供述書

實

1

自分幾戸門三行ハルル方式ニ從テ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ行キタル上次  
如ク供述致シマス  
一私ハ明治三十五年九月二十一日本籍地東京都赤坂區青山高崎町一二番  
地ニ生セ現在八景島區三谷町一四二番地ニ生ツア居リマス  
云弘ノ經歴ハ昭和五年三月早稻田大學理工學科卒業同年七月同  
日新開社入社現在同新開編輯局勤務テアリマクノ漢口攻守事當時ハ同

ノフ2

・社員アリマタ。

考証ハ陞命ニヨツテ一九三八年十月二十五日朝九江カラ海軍ノ偵察船  
同軍艦口と空三十米前ノ上空ヲ飛ビマタガ其頭ハ軍口市内ニハ日本  
軍ハ未タ入ツテキマセンテキテ北洋軍場上空テ威勢ニ威勢サレマタ、  
其時艦口言外ニハ日本はア巡ソテ係ルノトヨ子江上ニ日本海軍ノ巡洋  
ガシヲ作ツテ謀口ニ巡ソテ來ルノヲ見マタ  
私ハ同二十八日ニ再び航行機ア飛行機ア飛行機ア飛行機ア飛行機ア  
シテ此ノ時ハ左上ニ當方多摩摩摩摩モトノガ見ヘマタ

東京都墨田区有樂町二丁目三番地

朝日新聞社ニ於テ

昭和二十二年二月十日

此處著者 江 賢 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓。且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人

今 月 日 六 年

175

3

174

寅 郎

寅

昭和二十二年一月十日

良心ニ從テ眞實ヲ述ヘ何事ヲセ誤謬ヒス又何事ヲセ間ヤサルコトヲ

書

China phase.  
Subdivision V.

TE-2553  
Rep. loc #955

11  
192

20-56

假 東 國 際 軍 事 試 判 所

亞 米 利 加 合 族 國 其 他

對

元 水 貞 夫 其 他

宣 言 口 洪 諱

供 証 者 大 木 勝 一

自分戰我國ニ行ハルル方式ニ從フ先ツ別試ノ通り宣詞ヲ爲シタル上次ノ  
如ク供述致シマス

一、私ハ明治四十一年八月二十五日本籍也東京都葛西區高田町二丁目二  
一五番地ニ生レ現住所ハ同都杉並區天沼三丁目七四一番地テアリマス

二、私ノ経歴ハ昭和七年三月東京高等工業学校修業卒業昭和十年東京同  
日新聞社入社寫眞部勤務現在同社出版部編集課次長テアリマス

175

桂 里

176

179

2

176

三、私ハ社命ニヨリ從軍記者トタテ漢口攻城戦ニ加ハリマッタ、一九三八年十月二十四日漢口郊外ノ黃陂カラ戰車部隊ト共ニ進ンダノテスガ武、軍ノ戰車ハ敗走中ノ敵下入り混ジウテ進ンダ續ナ試験テシタ、戰車はハ逃げ遡レタ敵兵等ニハ見尚キセビズ入城ヲ急イタノテアリマス、セカキ張公堤ノ手前迄深夕時ニハ兵過ハ一面氾濫シテ脇タ局ニ前述ヲヤメ我軍ハ前面戴家山ノ堤防ニ停頓セル敵ノトクテカヘ回ク山砲、歸他等ヲ發砲シ敵ヲ後方に逃走ヒシメマシタ。

其頃漢口ノ方面ニ爆發ノ煙ガ機ツセ立チ昇ルノガ見ヘマシタ、之ハ敵軍ノ漢口ノ日本軍ヲ尋ヌサヒテ或亡ムタノテシタ。私ハ漢河スル部隊ト共ニ其ノ夜ノ内ニ渡ルコトガ山脈中一溝傍ヲ越リ以クテ漢口市端レニ入ツタノテ斯方先ニ入ツタ日本兵ノ勢ハ余り見慣タマセンテシタ、其夜町端テ宿ツタノテスガ翌二十六日朝雨方上リ赤木様ハ旅ハセウ逃亡シテシマツティヨイヨ入城スルノダカラ服装ヲ著ヘテ見苦シクナイ誠ニセヨト命令。我々新聞記者ハ朝日、毎日、讀賣、同慶等ノ各記者方端ツテ箇測ヲ一個小隊ノ兵テ守ラレ町ニ入ツテ行ツタノテス  
1958.10.24

ガ北停車場ニ聚タ時散見兵ノ機銃弾萬少々聚マタカガ之ノ銃聲ヲ聞  
イタ體験テキタ、漫河メタ部隊ハ使ガテ壕列シテ進ンテ行ヤマタ、  
正午時私國ハ端エテキル日本軍界ニ同居シマタノ段門サレテキル日  
本領事館ノ所カラ右折シテ伊祖界ノ木柵ノ所ニ至テ前述スルコトヲ認  
識シテキマタラ佛宣教師アヤキノ1師父方取テ日本軍ヲ示スルコ  
トニナツクノデス、私ハ外國艦ガ船セタノテ赤木參謀ヲ師父ト稱ザ  
セタノテアリマス、其時獨特役ノ外國人ノ外國婦人モ居リマシタ。赤  
木參謀ハ我國内サレル軍隊ニ更ニ身ナリラ遂ヘリビヌ伍ヲ整ヘテ國丸  
ニ並バセテ進行シセマタ。私達ガ軍中ヲ見ル以ニハ住民が家カラ現  
イタリ艦ノ拂日文句ノボスター等ヲハガタリシテキルノラ體分見試  
ケマシク。

船中ニ死体等ハ一ツセ見マセンドシタ。

其頃日本海軍巡洋艦ハ廻山ガ聚テ大ニ沈ツテ小舟ノ參文上ツテ聚マ  
タ、實巡ノ江上ニハ米國砲艦ノ凌フ船ノ外殲シド船ハ居リマセンド  
ク。海軍方旗口ニ入ツテ聚タノハ艦軍ノ入武以一時同前テ艦海軍ノ支

紙ヲ開治小は波トイフ事役テ行ヒマタタ。

城口ニ於ケル櫻花ノ分譲地區ハ江岸堤畔ハ船等テ道當ヲ通テク反對  
則ガ體シテアリマタタ。

此ノ部隊ノ大部分ハ市外ニ居テ市内ニハ兵ハイクラで入レマケンテ  
タ。而タテ其頭山ノ司令部ハ城外ノ中字波ノ上イテアリマタタ。江岸  
堤畔ノ波ノ上ノ堤里ハ難民區デス。江岸堤畔ハ日本兵ガ留メテキ  
テ大風ノ國事協ノ並ンテキル所ハ殺々ハ勿論武兵モ入レマケンテ  
タ。

波子江ノ水ハ河岸カラ一、二町引イテ居リマタテ八戸タ十月二十日  
日ニハ江上ニハ舟ハ殆ンドナカツタガ入港後ノ同二十六日ニハ舟ガ解  
ガツテ浮シテ居リマタタ。洋兵モ兵ノ上陸ヲ禁止シテサクノテ其舟モ  
隨分アリマタタ。又支那難民ヲノセタ深山ノ舟ガ江上ニ多クサン乘  
ウテ居リマタタ。城口急落直前ニ城口町ノ波子江上ニ舟ガ沿ンド居ナ  
カツタノニ留滞後ニ却ツテ多數集ウテ旅クノハ日本軍ヲ以てニ恐レテ  
サタガ危険ヲ加ヘヌコトヲ知ツテ風ツテ波ク歸アリマス。日本兵ガ

支那人謂處ヲ慶祝シテ江上に火が入リコトハ無事ナカウト。言葉  
シマス。兎ニ角ニ十六、七日頃ハ既に一ツ湖ヘナイ平穏ナ欣懌テシタ。  
前内ニ入ツタ日本兵ハ少數ノ上に會議ア福會、所持品ノ絶賛を頃ニに  
タク余り外出ノ懼セナク又外出ハ成ルク禁止ノ方針が陳ラレテキマシ  
ク。前内ハ日本邊界万端カレタ丈ヶノ部分ハ金地紙テアリマシタ  
カラ各處界ヲ切メ金地紙ハ二十八日ニハ早クセシカニナリ出ルマシタ。

昭和二十二年二月十日

6

於東京都墨田區有樂町二丁目三番地　日清同社

供述者　大木　義一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人　今　以　察　太　郎

ノフ

宣誓書

良心ニ從フ眞實ヲ越ヘ何事ヲモ誠ニテス又何事ヲモ兩川セサルコトヲ

シテ

西暦二十二年二月十日

大木一

180

6

Ref. Loc # 958

181

182

憲政圖書館

1

191

法規局軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

燒木貞夫其傳

宣傳口廣告

供述者小川三郎

k.

自分は我國に行へたる方式ニ從フ先づ別減ノ通り宣傳ヲ爲タル上次ノ  
月ヶ島事件にて

一、私ハ大正元年八月十七日本領地新潟中魚沼郡中條村國造二番地ニ生

レ現住所ハ千葉縣市川市關府臺三二番地アリマス

二、私ノ経歴ハ昭和三年（一九二八年）四月實京山口新開社入社今日ニ  
至ツテ居リマスガ漢口攻略戰ノ時ハ向新開萬盛即ち居テアリマシタ。

22-5-6 192

5/6 6x. # 920

テ東京門日研開港は故以テアル泓ハ吐浦ニヨウタ漢口攻占ノ事況等ノ  
ノ篇メ商品輸出を證フヨリテ九江カラ揚子江通航テ揚子江ヲ過リマ  
タクガ一九三八年十月二十九日夕方通航等ノ平田郎吉モ行ヤ會ツクノ  
テ之ニ他ツテ十月二十七日武昌モ行ヤ二十六日ニ漢陽ヲ經テ漢口ニ入  
ツクノアスガ此ノ時揚子江ノ支流テアル漢水ノ江上ニハ大小多様ノ船  
ガ群ガツテサテ一杯テアリマタテ事ニ舟ツツケルコト万出来ズ機縛セ  
ノ舟ノ上ヲ歩イタ岸にツイタ型テアリマタ。

泓ガ直ダ漢口ニハウタノハ日本はガニニ漢口ヲ完全ニ占ムテナシルト  
思ツクカラテアリマタ、泓ガ漢口ニハ日本兵ノ暴行見エテクテカラ  
ントシテオカシキ不景味テアツクノアヌグ漢陽ヲ經テ武昌ニ引上げタ  
ノアタ。

十月二十八日再び武昌カラ漢口ニ入りマタクア兵降ハセウ漢口直前ノ  
江上ニハ非常に多くノ舟が停泊シテキマタテ泓ハ漢口ニ上陸スル際ニ  
ハ舟カラスグ江岸ニ上レズ停泊中ノ舟三、四十艘ノ舟ベリヲ傷ハツテ  
識溝ニ上ツク謀ナ羅テ岸ニ接近シテ舟万艘ナリロツテキマタ。前回

184

3

183

ハ既ニ以前ノ精神ナ状態ニ歸ツテサテ私ハ上邊早々料理后に行ツタ談  
ナ有様デ平和状態下殆ンド變りアリマセンテ々ク。  
私ハ其後十一月一日迄旅口ニ留ツテサダノテスガ市内ノ状況ハ平常ノ  
状態ニ完全ニ復シテマドマタク。  
私ハ十一月二日尋六郎曰ニ從ツテ吉州に向ツチ山口に旅口ヲ安リマタク。

於東京都足立區有樂町二丁目三番地別居

大正二十二年二月十日

集越者 小川 三郎

右ハ聲宣會人ノ面前ニテ宣誓ノ上署名捺印セタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立證人 今尾 漢太郎

1920

185

-6-  
-4-

184

印

三

川

小

西暦 1712年 1月 10日

ムルタニ 4月 15日

正月 晴

是心に極上候事ヲ如ヘ何事ヲモ取扱セ又何事ヲモ取扱セアルコトヲ

シテ

裏面白紙

186

China phone Submission

2555

2/1/42

様東白壁事務所

亞米利加合榮日其伯

荒木貞夫其總

宣傳供述

供述者 連用三郎

自分長我國ニ行ハルル方武ニ從ヒ先づ周氏ノ通り宣傳ヲ爲シタル上次ノ如

ク供述文シマス

185

china phone

一 私ハ明治二十年三月二十一日本籍地デアル經歌山市北町二十二番地ニ生レ現在京京都杉並區新宿二丁目九十八番地ニ住ンテ居リマス。

二 私ハ昭和十三年七月第四節日第一兵站司令官(大佐)トナリ武漢攻

略及ニ參加シ漢口ニ陞重シテ居リマシタ。

三 私ハ最初安良ニ上陸シテ第二軍補給ノ任ニ當り其後同年十月中旬畠中支派遣軍司令官ノ命ニヨツテ安良チ同級九江デ派遣軍司令部ト連絡、漢口攻略ニ付キ同地ノ外國權益及中國一派人民ノ生命財產保護ニ關スル詳細、具体的措置ニ付キ訓子ヲ受ケ船テ同地チ出發同年十一月二日陷落後ノ漢口ニ上陸致シマシタ。

漢口上陸ノ際ノ揚子江上ニハ外國砲艦ニ隻碇泊シヘ第三日ノ日旗掲揚居リジタンク其他ノ大小船舶若干隻以上モ浮シテ居リマシタ、江岸道

ニハ何ノ被寄モナク平常ト變リナイ様子デシタ。

上陸後ハ兵站本部ヲ江岸邊帶附近ノ三井物産ノ支店内ニ置キ軍隊ノ宿營給與ノコトヲ取扱ヒマシタ、物資ノ入手ハ中國人ヨリ直接正式購入シ各種人夫ノ賃銀等ハ其日々ニ支給ツテ居リ兵隊ガ勝手ニ中國人ノ

裏面白紙

所ニ取りニ行クコトヲ禁ジテ居リマシタ。

人夫ハ同地ニ在ツタ慰安トイフ口体ヲ巡ジテ弊物資ノ輸送ニ當カラシテ居リマシタ事モアリマシタ。

其地特務部ト連絡シテ民衆ノ慰安ニ努メ映畫館モ開キ慰安會ヲ催シマシタ、從ツテ民衆ノ評判極メテヨク漢口市長、治安維持會長其他民衆ノ代表等モ私ノ所ニ御臨ニ屢々來リマシタ。

其地歸國兵モ充分ノ賃金ヲ拂ヒ賄賂銀、姦通金、慰安會ヲ開キ待遇シタノテ逃亡者等ハ一人モアリマセンテシタ、此歸國兵達カラ感謝狀モ貰ツタ位デアリマス。

漢口市内ノ状況ハ私ノ漢口ニ入ツタ時ニハ日本租界ダケ燒キ掃ハレテサテ池ノ邊等ハ外國租界ト共ニ平靜テシタ死體等ハ一つも見掛ケマセシテシタ、外國租界内ハ平常ト全然變りナイ様子テ他ノ部分モ同モナク築路ナ狀態ニ回復シマシタ、原ニ角私ハ漢口ニ入ル迄ニ一發ノ銃聲モ聞キマセンテシタ。又漢口ニハ日本ノ大部分ハ入城サセズ少數ノ守備兵ヲ入レタノミアリマス。

裏面白紙

四

私ガ昭和十三年七月下旬カ八月上旬鄭中支那派邊軍司令官ニ勅命ニ得  
ツタ時烟サンカラ農童ナ撫撫テ過手ナ辛行動セヨト民衆保護外日關係事  
項ノ注意等ニ付テ愚切ナ餘也示ガアリヤシタガ猶同官宣ガ注意係カツタ  
コトニ付テハ前述ノ訓令ト共ニ私ガ皆ニ感シテ居ル所アリマス。

五

又漢口市内ノ整理方針ニ付テモ派邊軍司令部ヨリ猶然之旨示ガアリ治  
水、衛生其他ノ充分ナ設備方法ヲ採ツテ長口市内ノ物資輸送、治安維持

ニ努メタノデ現地ニ事ガ留シテ居リマシタ。

六

私ガ漢口ニ居リマシタ時ニ漢口ニ支那軍ノ忠烈碑モ庭テル案ガアツタ  
ノアヌガ久ハ之ヲ中山公園ニ移設スルノガヨイトイフ以見ヲ述べタコト  
ガアリマシタトテニ角私ハ漢口テ中國人ガ日本ニ對シ惡感情ヲ持ツテ居  
ナカツタコトヲ認キリ見テ斯コト居リマス之ハ日本人ガ中國人ニ對シ暴  
行等ハ余はシカウタ殿左アリマス。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）四月十一日於 東京

供述者 池田龍三郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於同所

立會人 今成泰太郎

5

裏面白紙

191

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ歎詫セズ又何事ヲモ附添セザルコトヲ

宣

誓

誓

(簽名)

丸

田

道

三

郎

190

6